

北区地域包括ケア推進計画

北区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

 東京都北区

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、計画を策定してきた一年となりました。

密を避けるために、集まること、訪問することが難しくなり、今まで取り組んできた様々な活動が停滞し、活動の自粛により高齢者の認知機能や身体機能の低下が心配されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防の対応、健康的な生活習慣を維持するために何ができるかを模索し、いくつか新しい取り組みも始めました。地域に合わせて身近なところでたくさんの居場所を作り、つながるための取り組みを進めています。

北区では「区民とともに」の基本姿勢のもと、「長生きするなら北区が一番」を実現するため、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

これらの取り組みにより整備してきた様々な地域資源を点から面へ展開できるよう、このたび、令和3年4月から3年間の計画である「北区高齢者保健福祉計画」と「第8期北区介護保険事業計画」を一体的なものとした「北区地域包括ケア推進計画」を策定しました。

今計画では「北区版地域包括ケアシステムの深化～地域共生社会の実現に向けて～」を基本方針とし、人生100年時代に誰もが輝くことができるよう、地域の実情を踏まえた地域にふさわしい施策の実現と、高齢者一人ひとりが役割を持ち、いきがづくり・社会参加につながる取り組みに力を入れてまいります。

また、高齢者あんしんセンターの機能強化、認知症施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることで、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる北区の実現を目指しています。

策定にあたっては「北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会」の委員の皆様にはWEB会議も含め活発にご議論いただきました。そして区議会をはじめ公聴会やパブリックコメント等からも幅広く意見をいただき、できる限り計画に反映させる様努めてまいりました。この計画策定に当たりご協力いただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。

地域の皆様と考え、皆様とともに作ったこの計画を、「北区版地域包括ケアシステム」の構築・深化のために、皆様とともに推進してまいります。

令和3年3月 東京都北区長 花川 與惣太

目 次

第 1 章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景.....	3
(1) 人口減少社会・超高齢社会の到来.....	3
(2) 高齢者をめぐる様々な問題.....	3
(3) 介護保険制度改革の動向.....	4
(4) 地域共生社会の実現に向けて.....	5
2 計画の目的.....	6
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
第 2 章 北区における高齢者の現状と課題	9
1 高齢者の現状.....	11
2 アンケート調査結果の概要.....	19
3 アンケート調査結果等からみえる課題.....	33
4 前期施策の取り組み状況.....	35
第 3 章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念.....	39
2 基本方針.....	39
3 基本目標.....	40
4 計画の体系.....	41
5 重点的な取り組み.....	42
6 日常生活圏域の設定.....	45
第 4 章 施策の展開	49
基本目標 1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり	53
基本目標 2 自立して豊かな高齢期を過ごすために.....	67
基本目標 3 多様な機関の協働による支援体制の充実.....	86
基本目標 4 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために	95

第 5 章 介護保険事業の運営	115
1 介護サービスの利用状況と将来推計	117
(1) 標準給付額	117
(2) 居宅サービス	118
(3) 施設サービス	133
(4) 地域密着型サービス	138
(5) 地域支援事業	148
2 介護保険料について	154
(1) 介護保険財源の負担割合	154
(2) 介護保険料の算定方法	155
(3) 第 8 期計画期間の介護保険料設定	156
(4) 令和 7 年度 (2025 年度) 及び令和 22 年度 (2040 年度) の 介護保険料	161
3 介護保険制度の円滑な運営に向けて	162
(1) 低所得者への配慮	162
(2) 給付適正化計画	166
(3) 事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発	172
(4) 福祉人材の確保と育成及び業務の効率化と質の向上	173
(5) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の 構築に関する計画	174
(6) 災害や感染症に対する備え	181
 第 6 章 認知症施策の推進～北区認知症施策推進計画～	183
1 普及啓発・本人発信支援	185
2 予防 (備え)・社会参加	187
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	188
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への 支援・認知症の人の権利	190
 第 7 章 計画の推進に向けて	193
1 計画の総合的な推進体制	195
2 計画の進行管理と評価	195
 資料編	197

コラム

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ① 住民から発進する地域共生社会の実現に向けた取り組み | 66 |
| ② 地域包括ケア推進における大学との連携 | 94 |



計画策定の概要

1 計画策定の背景

(1) 人口減少社会・超高齢社会の到来



内閣府の令和2年版高齢社会白書によると、日本の総人口は、令和元年10月1日現在、1億2,617万人となっています。日本の総人口は長期の人口減少過程に入っております。一方、65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。そのため、ニーズの増加・多様化に対応できる体制を整備するとともに、現役世代の顕著な減少を迎える局面変化に的確に対応する必要があります。

高齢化率を見ると、令和18年に33.3%、令和47年には38.4%に達すると推計されています。

北区の総人口は、ここ数年増加が続いており、平成30年には35万人に達しました。一方高齢者65歳以上人口は減少傾向にあり、高齢化率も緩やかな減少傾向にあります(11ページ参照)。75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向にあり、平成28年には前期高齢者人口(65~74歳)を上回っています。高齢者全体に占める後期高齢者の割合も上昇傾向となっております。(12ページ参照)

(2) 高齢者をめぐる様々な問題

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査」によると、高齢者の身体状況は、改善傾向がありますが、全ての高齢者の心身状況が良好なわけではありません。介護ニーズだけでなく、生活ニーズも多様化しているため、「平均的な高齢者像」に基づく画一的な施策だけでは対応することができない時代を迎えようとしています。また、個人や家族の在り方自体も変化し、多様化しています。一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化だけでなく、「8050問題」や「ダブルケア」「ヤングケアラー」の問題など、個人が抱える問題が複雑に絡み合った状態への対応が必要とされています。さらに、医療と介護両方のニーズを有する高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

65歳を過ぎると、4人に1人が認知症またはその予備軍と言われ、誰もが認知症になりうる時代となりました。認知症の人を支える生活支援の取り組みは進んできましたが、認知症の人や家族の意見が十分に反映されているとは言えません。

また、介護保険サービスを支える福祉人材の不足も依然として深刻です。介護職員の処遇改善が十分進まない中、職員不足によるサービス低下など利用者への影響も懸念されています。

(3) 介護保険制度改革の動向

令和4年度から、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になりはじめ、令和7（2025）年度にはすべてが後期高齢者となります。このため、今後、急速に介護ニーズ・生活ニーズが多様化・増加すると想定されます。一方で、介護サービスの支え手である現役世代人口が急速に減少していきます。そのため、社会の活力の維持・向上を図るとともに、全世代型社会保障を実現するため、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要とされています。

また、暮らしや地域の在り方が多様化する中では、一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画して生きる力や可能性を最大限に発揮する「地域共生社会」の実現が必要とされています。介護保険制度は、これを支えるために、地域の実情を踏まえながら、適切に運営することが求められます。こうした状況を踏まえて、次の3施策を進めることが示されています。

- (1) 介護予防・地域づくりの推進（健康寿命の延伸）／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- (2) 地域包括ケアシステムの推進（地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント）
- (3) 介護現場の革新（人材確保、生産性の向上）

(4) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、そこに住む住民や多様な主体が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域で共に生きる社会のことを指します。

国において、平成30年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、すべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

さらに、令和3年4月1日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することが求められています。

北区では、前期「北区地域包括ケア推進計画」までの間の取り組みを通じて、北区版地域包括ケアシステムを構築してきました。これにより、各地域においては、「通いの場」や「介護と医療の連携の仕組み」など、様々な主体を整備してきました。

今後、地域の状況を踏まえ、その地域に暮らす区民一人ひとりが、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、様々な地域資源を活用できるネットワークの構築が必要とされています。

2 計画の目的

本計画では、前期計画の取り組みや方向性を承継し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、人生100年時代に誰もが輝くことができるよう、高齢者及びその家族の実態と意向を反映するとともに、地域の実情を踏まえた地域にふさわしい施策の実現を目指します。医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化」を図るための取り組みを推進していきます。

北区版地域包括ケアシステムのイメージ



地域の様々な方と連携・協力してたくさんの花を咲かせてきました。
今回のイメージ図は地域によっていろいろな花が咲き、コーディネーターを蝶に見立て花を媒介し、相乗効果でもっとたくさんの素敵な花を咲かせようというものです。



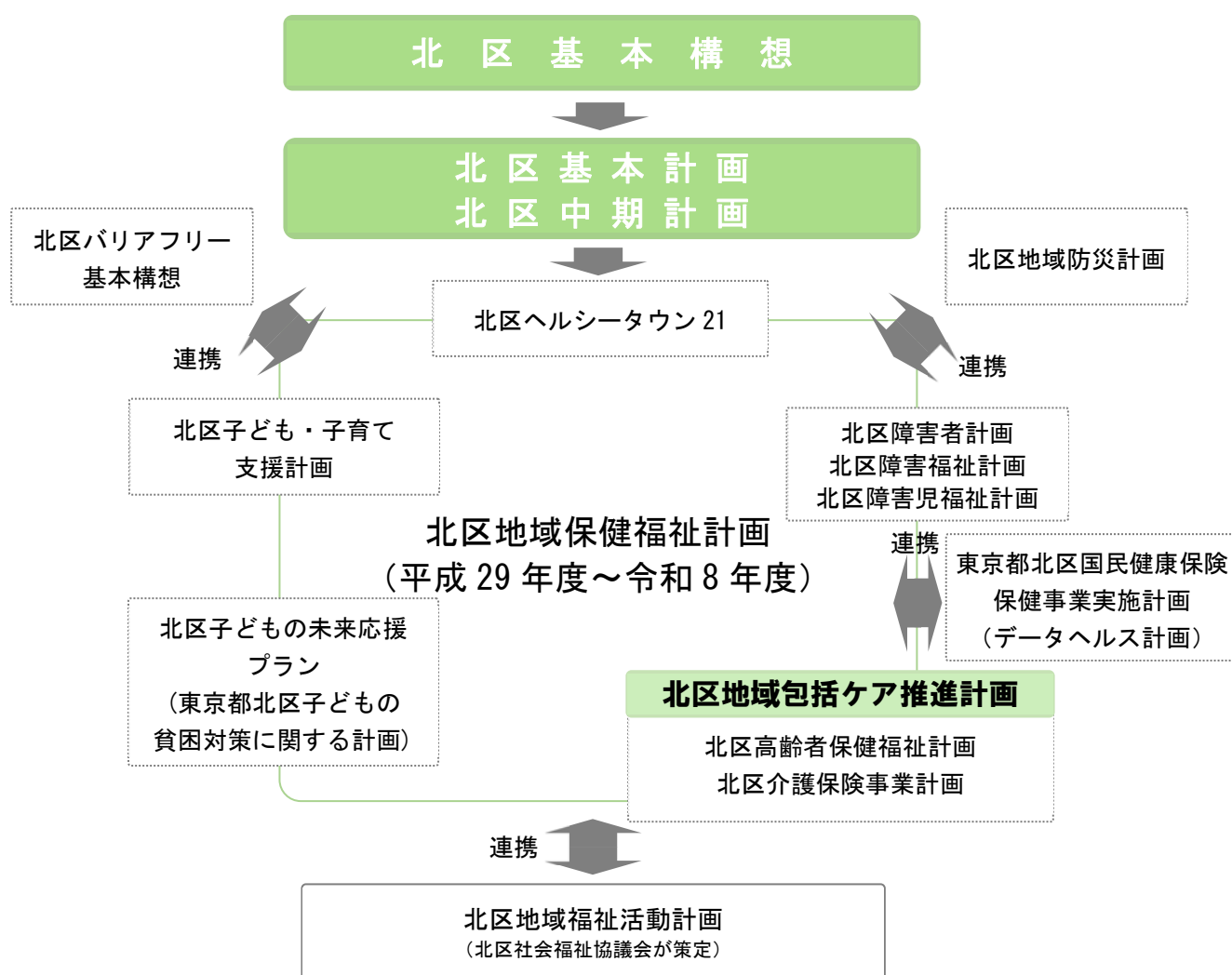
3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」と）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービス・認知症施策を総合的に展開することを目指しています。

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしします。

とりわけ、「北区地域保健福祉計画」は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、区民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す計画です。

「地域共生社会」の実現に向けて、「北区地域保健福祉計画」の理念をベースとして、「北区障害者計画・北区障害福祉計画・北区障害児福祉計画・北区ヘルシータウン21」とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。



4 計画の期間

この計画の期間は、「介護保険事業計画」の期間が、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の方や介護者の方、高齢になる前の55～64歳の方のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元年度にアンケート調査を実施しました。

また、国等の指針に基づき、「北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会」「北区介護保険運営協議会」の委員の意見などを踏まえながら検討を行うとともに、本計画の中間のまとめについて、広く区民の意見を求めるために、パブリックコメントや公聴会を実施しました。

なお、計画の策定にあたっては関連する他の計画との整合性を図りつつ、東京都等の関連する機関とも連携を図っています。



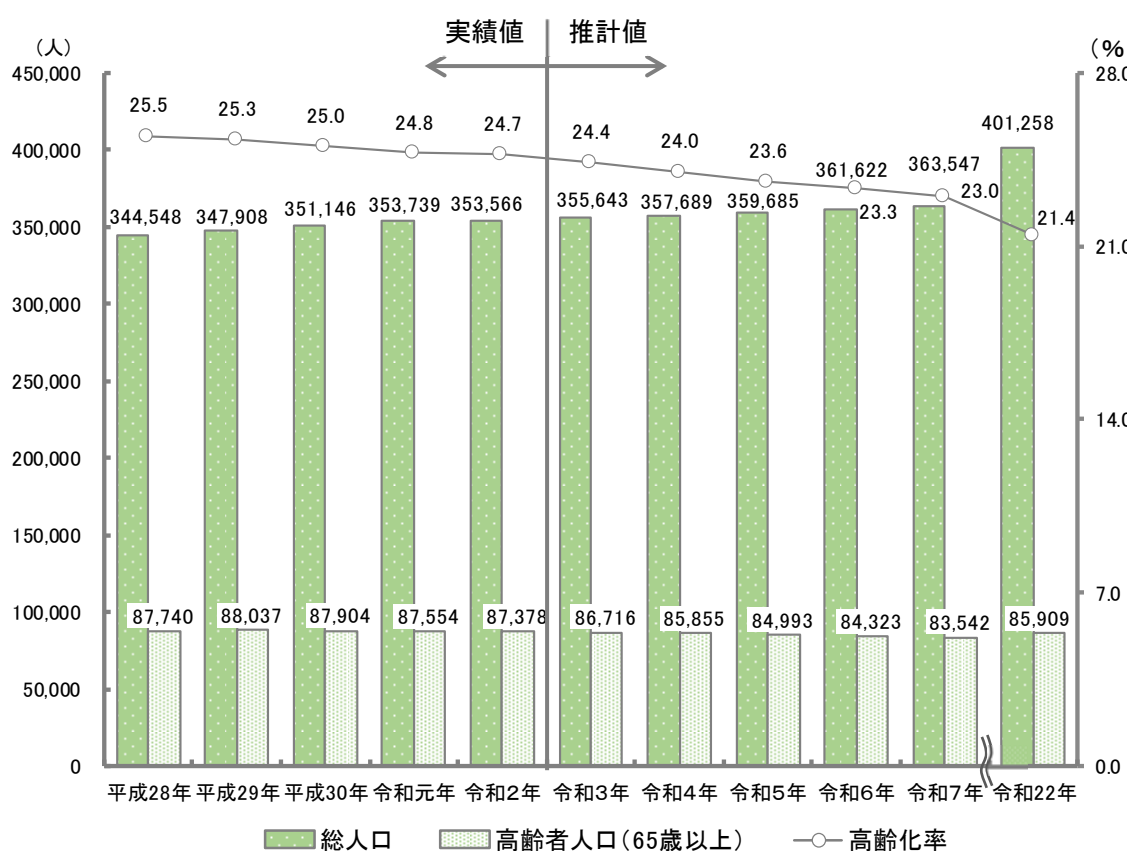
北区における高齢者の現状と課題

1 高齢者の現状

①北区の総人口及び高齢者人口の推移

北区の総人口は、ここ数年増加が続いており、平成30年には35万人に達しました。一方高齢者人口（65歳以上）は減少傾向にあり、高齢化率も緩やかな減少傾向にあり、令和3年にはそれぞれ推計で86,716人、24.4%となります。今後高齢者人口並びに高齢化率は引き続き減少傾向にあり、高齢者人口は令和7（2025）年に83,542人、高齢化率は令和7（2025）年には23.0%になるものと推計されます。

図1 北区の総人口及び高齢者人口の推移

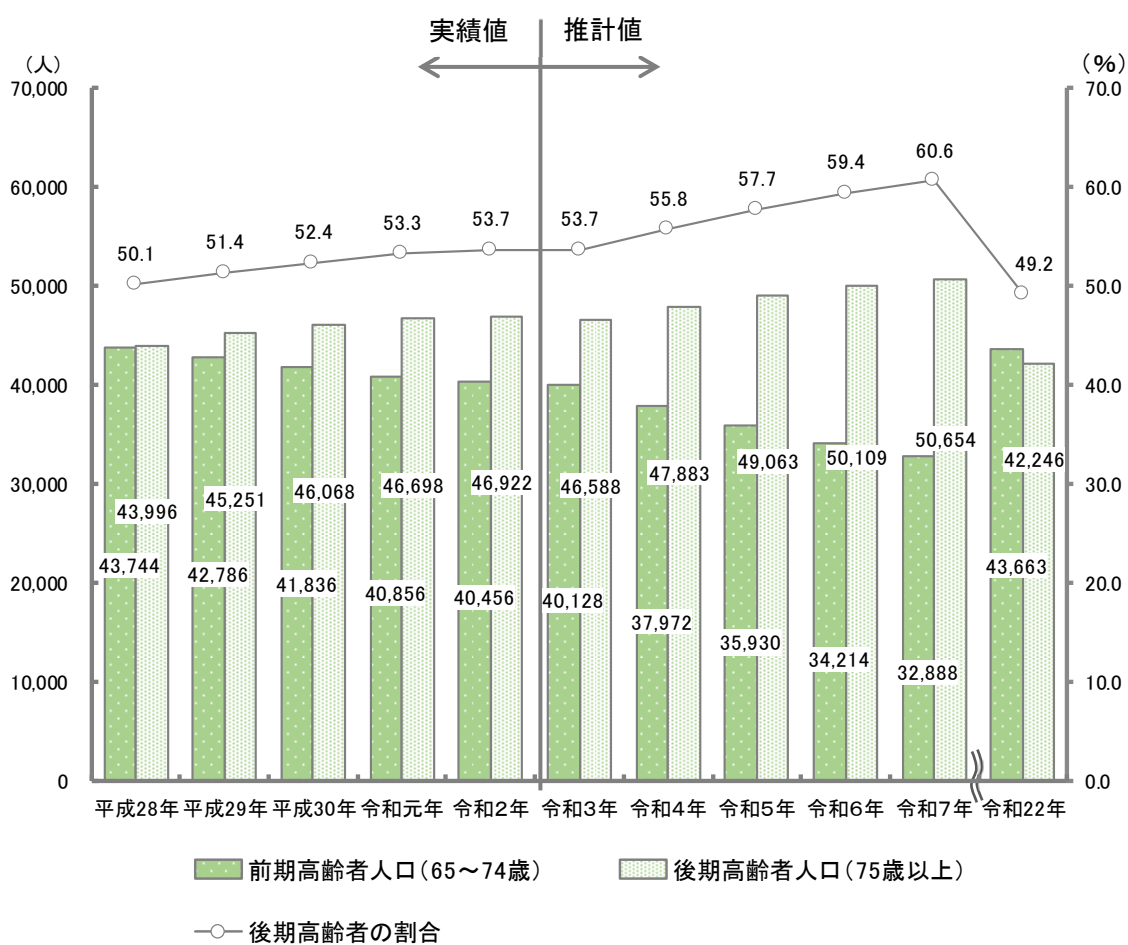


住民基本台帳：各年10月1日現在（令和3年以降は推計値）

②前期・後期別高齢者人口の推移

後期高齢者人口（75歳以上）はここ数年増加傾向にあり、平成28年には前期高齢者人口（65～74歳）を上回っています。高齢者全体に占める後期高齢者の割合も上昇傾向となっており、令和7（2025）年には60.6%になるものと推計されています。

図2 前期・後期別高齢者人口の推移

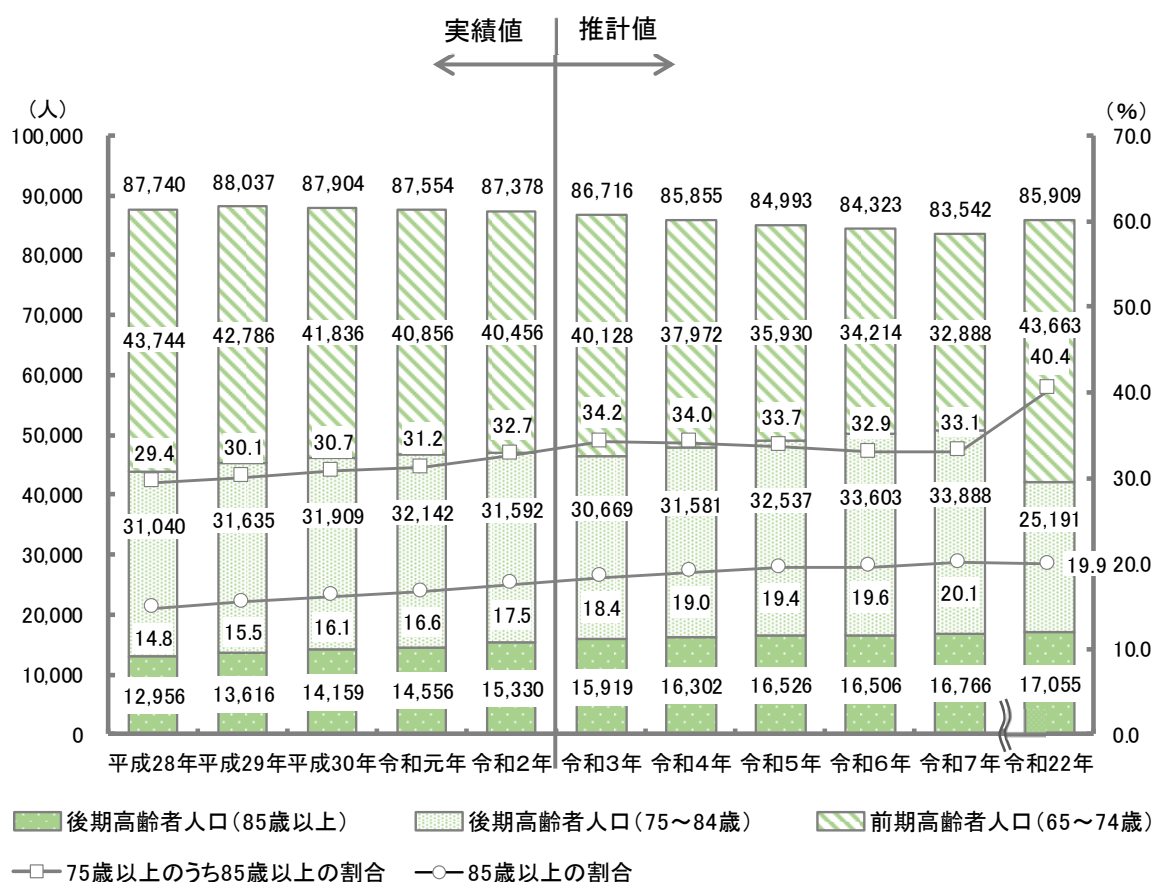


住民基本台帳：各年10月1日現在（令和3年以降は推計値）

③65～74、75～84、85歳以上人口の推移

85歳以上人口は増加傾向にあります。高齢者人口（65歳以上）並びに後期高齢者人口（75歳以上）に占める85歳以上人口の割合も増加傾向にあり、令和7（2025）年には、65歳以上人口に占める85歳以上人口は、20.1%、75歳以上人口に占める85歳以上人口は33.1%になるものと推計されます。

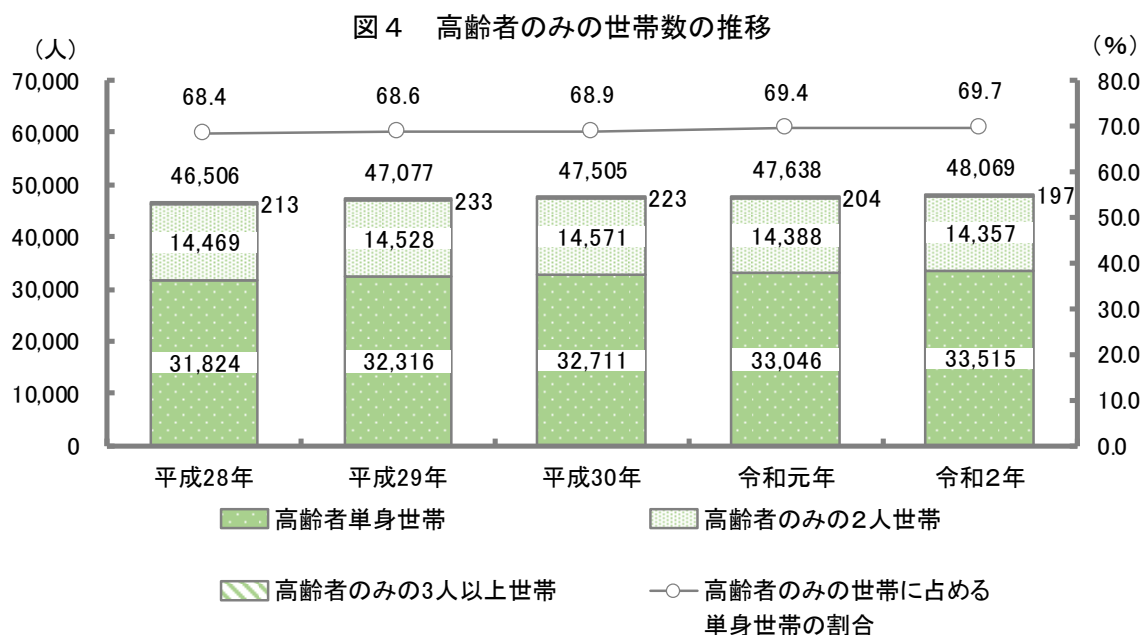
図3 65～74、75～84、85歳以上人口の推移



住民基本台帳：各年10月1日現在（令和3年以降は推計値）

④高齢者のみの世帯数の推移

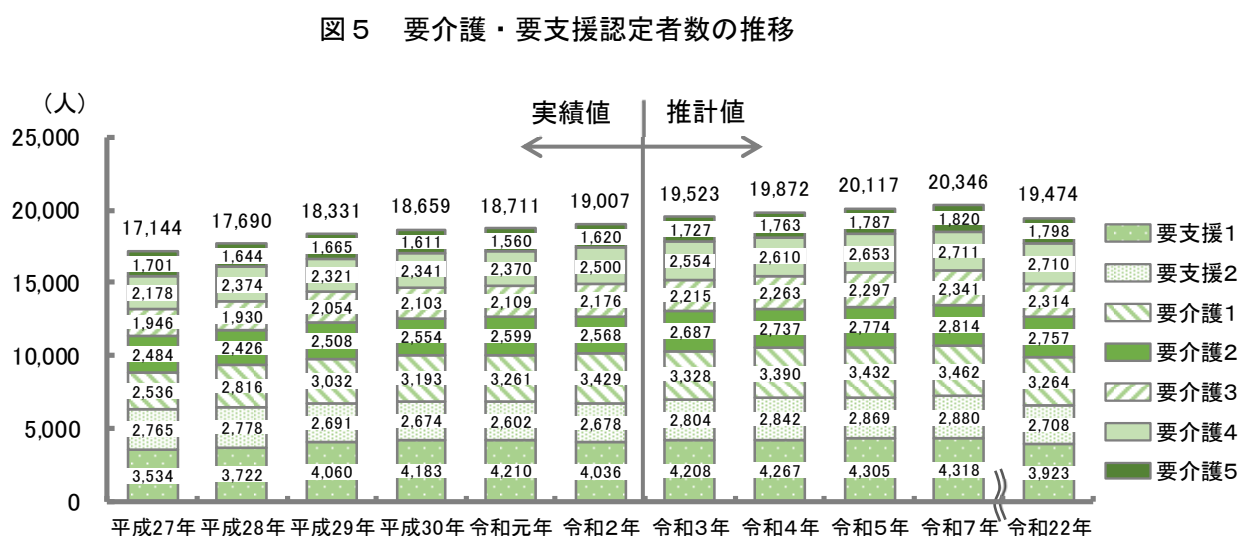
高齢者のみの世帯はここ数年増加傾向にあり、また、高齢者単身世帯も増加しています。高齢者のみの世帯に占める単身世帯の割合は、令和2年で69.7%となっています。



住民基本台帳：各年10月1日現在

⑤要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移は年々増加傾向にあり、平成27年から令和2年で、特に要介護1が増加しています。

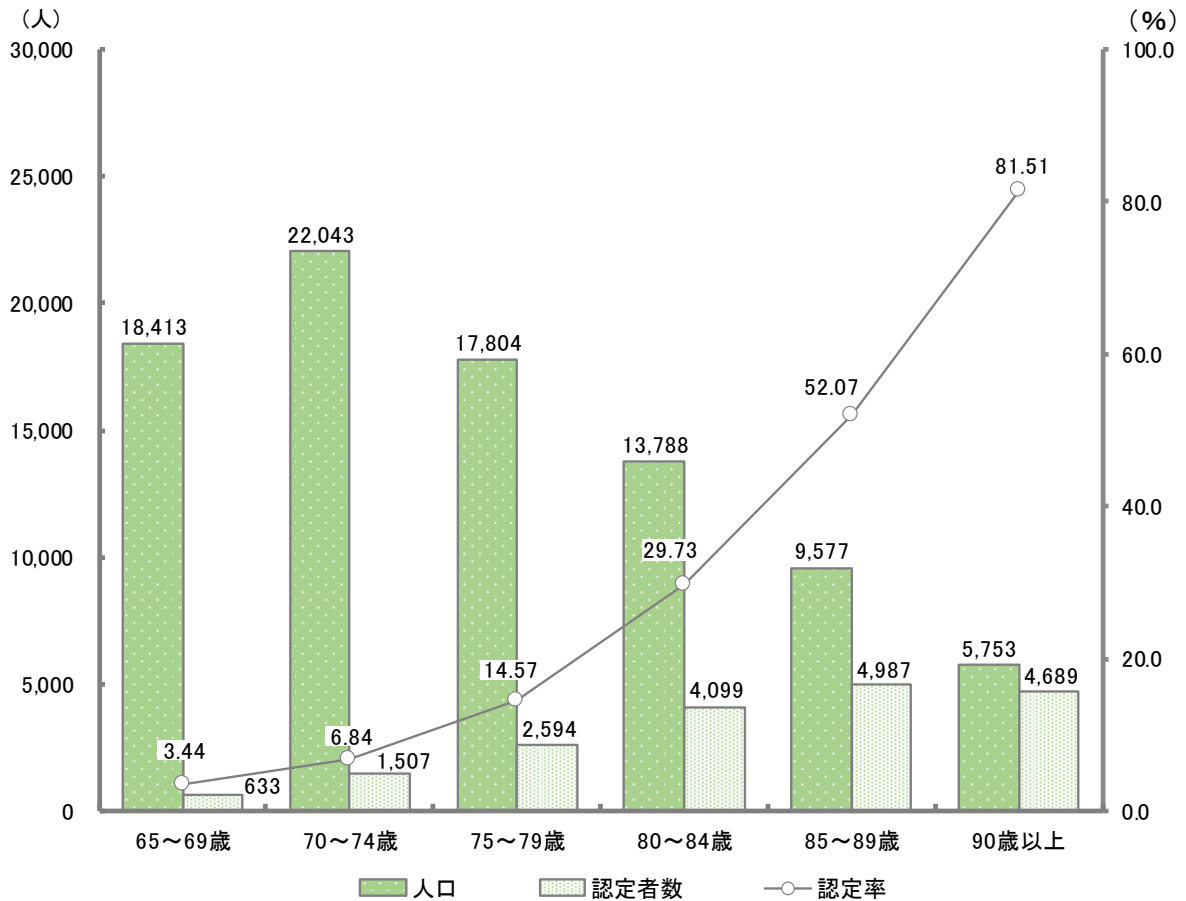


介護保険課資料（各年10月1日現在）

⑥高齢者の年齢階層別要介護・要支援認定率の状況

要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者のほうが高くなっています。認定率は年齢の上昇とともに高くなる傾向にあり、特に80歳以上から急激に上昇しています。

図6 高齢者の年齢階層別要介護・要支援認定率

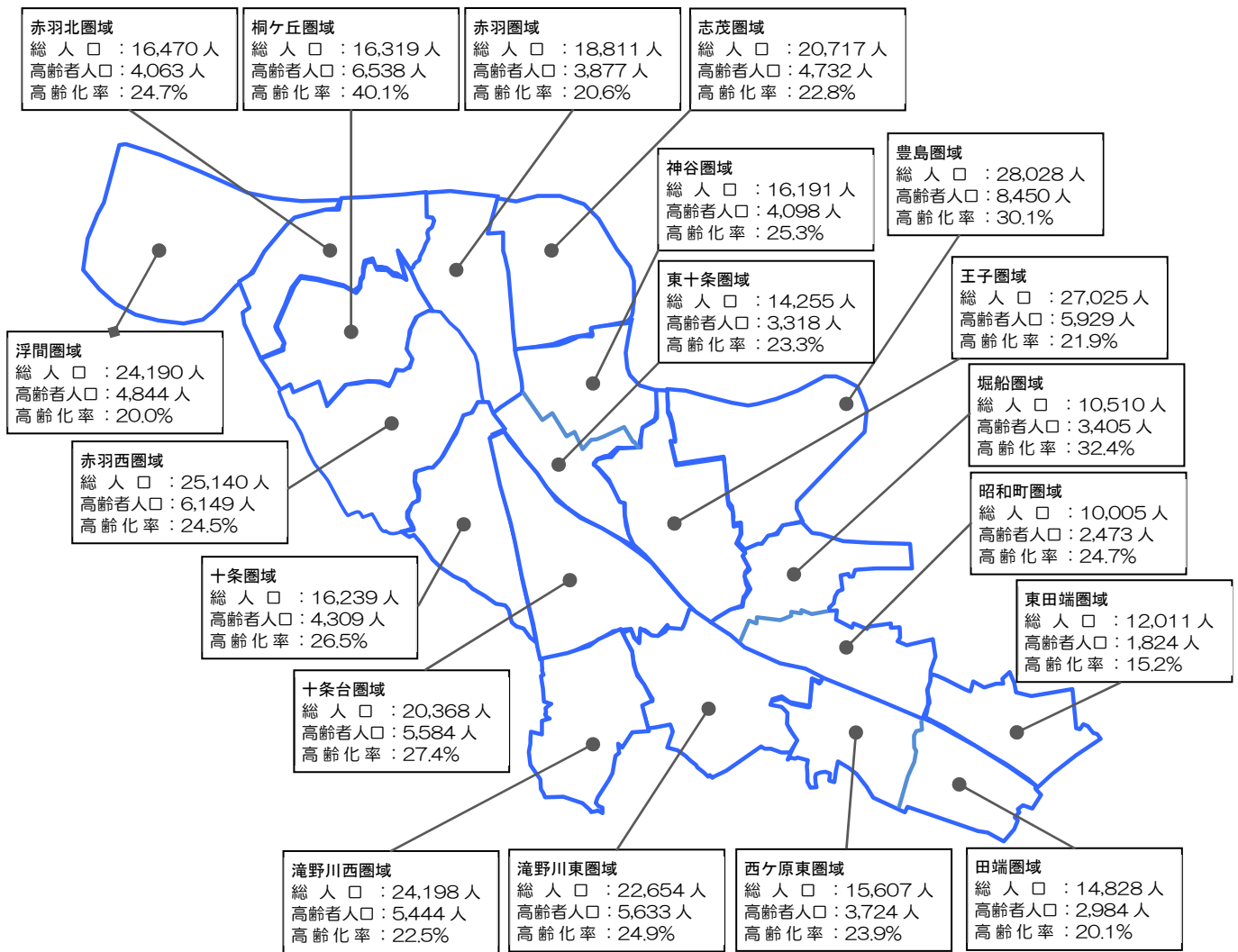


介護保険課資料（令和2年10月1日現在）

⑦日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率

日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率は以下のとおりとなっています。
日常生活圏域については、45ページに説明があります。

図7 日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率



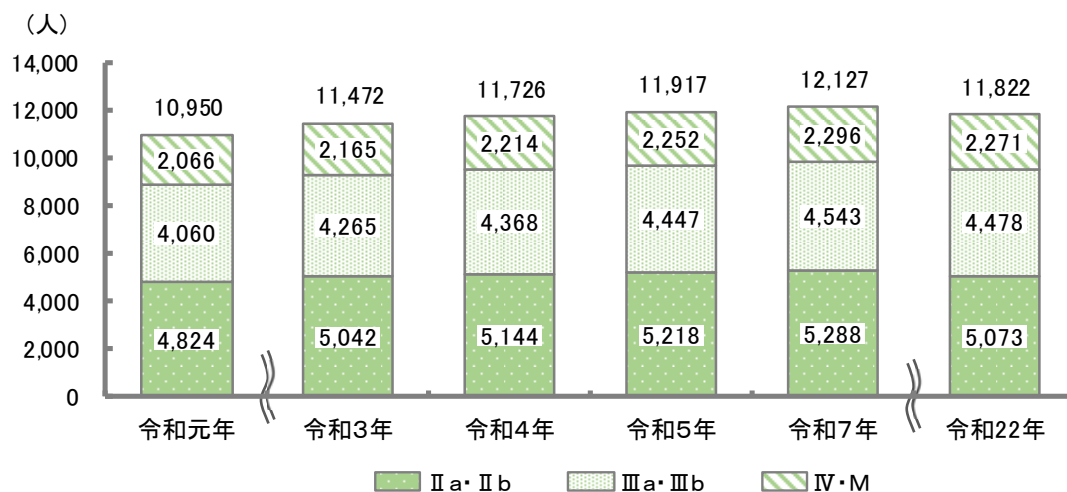
高齢福祉課資料（令和2年10月1日現在）

⑧認知症高齢者数の推計

高齢者人口の増加に伴い、認知症を発症する人の数も増加しています。

令和元年10月現在の介護保険要介護・要支援認定率をもとに認知症高齢者（認知症自立度Ⅱ以上）の将来推計を行うと、令和7年度（2025年）には12,127人になると予測されます。

図8 認知症高齢者数の推計



令和元年10月1日現在の介護保険要介護認定実績値をもとに北区将来推計人口から算出した推計値

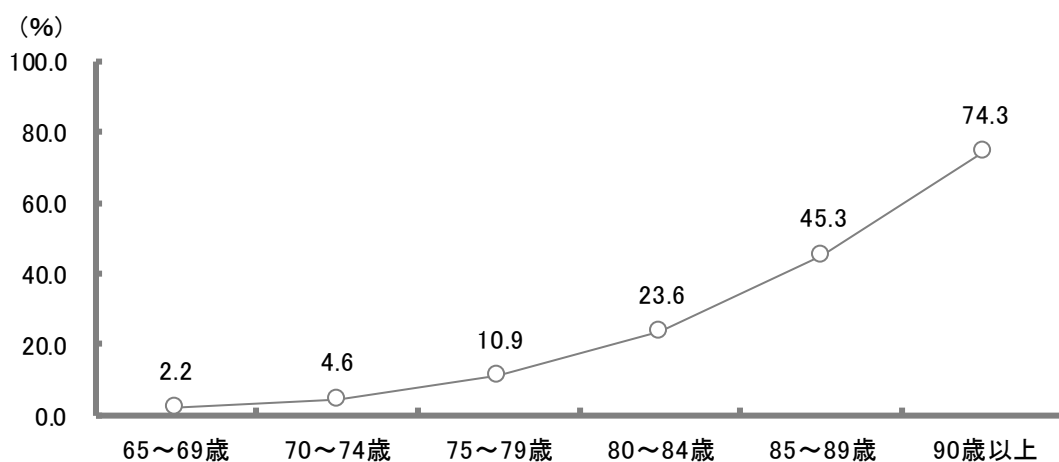
《認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準》

	自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない（認知症を有しない）方
何らかの認知症の症状がある 見守り又は支援が必要	Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
	Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
		Ⅱ a
	Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
	Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
		Ⅲ a
	Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	

75歳を超えると認知症の人の割合が増えはじめ、85歳以上は2人に1人が認知症を発症します。

誰もが認知症になりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

図9 年齢階級別認知症高齢者の割合



令和元年10月1日現在の北区要介護認定者数をもとに北区年齢階級別人口から算出

⑨主要死因別死亡順位

区全体でみると、毎年「悪性新生物（がん）」や「心疾患」など、生活習慣病による死亡が多くなっています。

図10 主要死因別死亡順位（区全体）

	平成28年	平成29年	平成30年
1位	悪性新生物（がん） 29.2%	悪性新生物（がん） 29.7%	悪性新生物（がん） 28.7%
2位	心疾患 15.4%	心疾患 14.3%	心疾患 15.7%
3位	肺炎 8.6%	老衰 8.0%	老衰 7.3%
4位	脳血管疾患 7.4%	脳血管疾患 7.7%	肺炎 7.2%
5位	老衰 6.4%	気管、気管支及び肺 6.2%	脳血管疾患 7.1%

東京都福祉保健局

2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

「北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査」は、本計画策定の資料とするために、高齢者の方や介護者の方、高齢者になる前の55歳～64歳の方の実態と意向を把握することを目的として実施しました。この調査は郵送配付・郵送回収により実施し、令和元年12月27日から令和2年1月10日までの期間に実施しました。

◆調査票の配付・回収状況

調査票	配付数	有効回答数	有効回答率
①要介護認定を受けていない方の調査【一般高齢者調査】	5,000	3,158	63.2%
②要介護（要支援）認定を受けている方の調査【認定者調査】	2,000	1,113	55.7%
③在宅介護実態調査	2,000	1,131	56.6%
④55歳以上64歳以下調査	2,500	1,215	48.6%
合計	11,500	6,617	57.5%

(2) 調査結果の概要

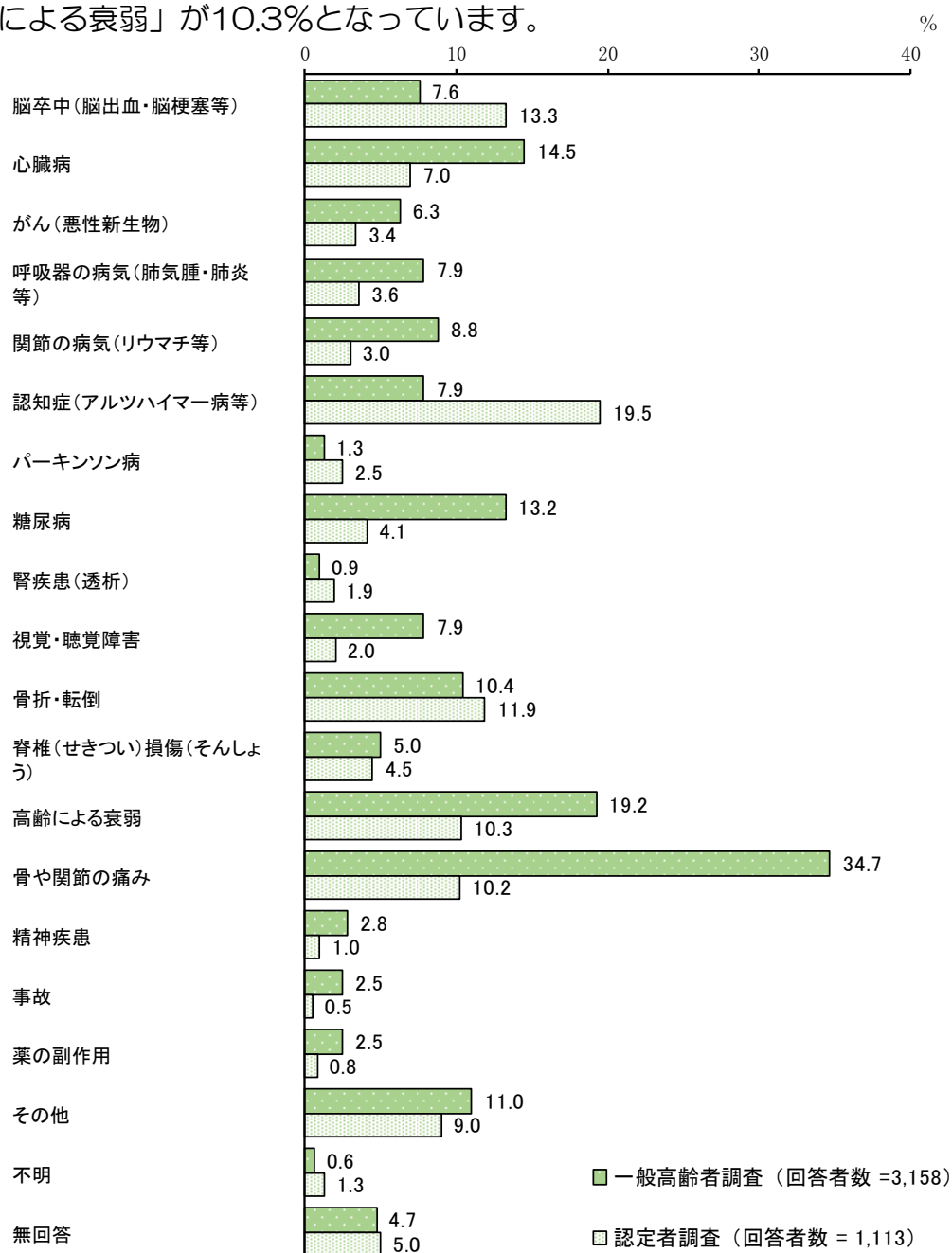
【一般高齢者調査・認定者調査】

① 家族や生活状況について

i) 介護・介助が必要になった主な原因

一般高齢者調査では、「骨や関節の痛み」が34.7%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が19.2%、「心臓病」が14.5%、「糖尿病」が13.2%となっています。

認定者調査では、「認知症（アルツハイマー病等）」が19.5%と最も多く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が13.3%、「骨折・転倒」が11.9%、「高齢による衰弱」が10.3%となっています。

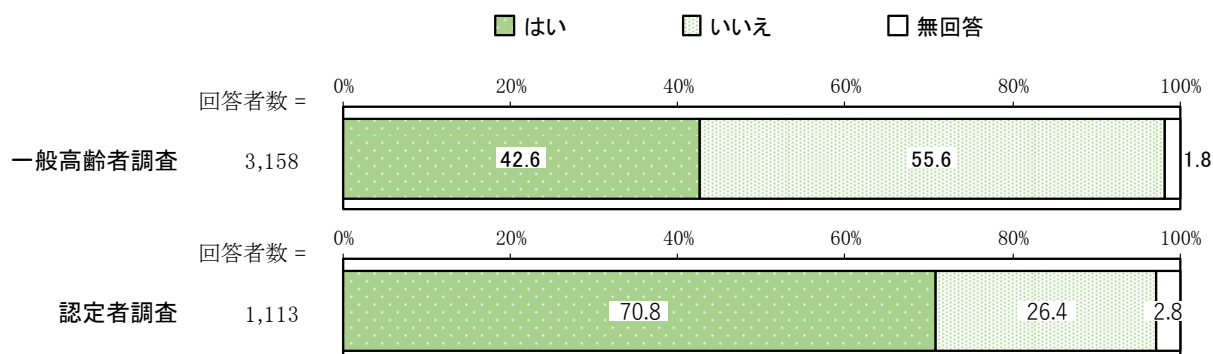


②毎日の生活について

i) 物忘れが多いか

一般高齢者調査では、「はい」が42.6%、「いいえ」が55.6%となっています。

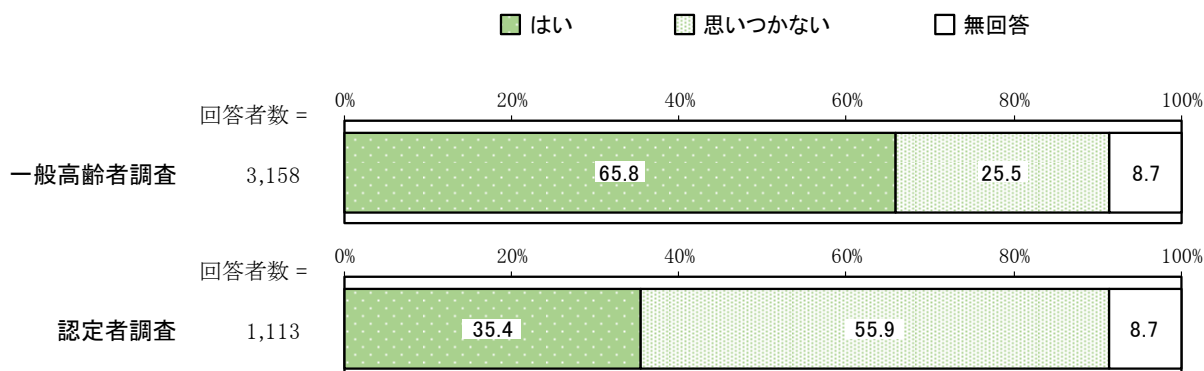
認定者調査では、「はい」が70.8%、「いいえ」が26.4%となっています。



ii) 趣味の有無

一般高齢者調査では、「はい」が65.8%、「思いつかない」が25.5%となっています。

認定者調査では、「はい」が35.4%、「思いつかない」が55.9%となっています。

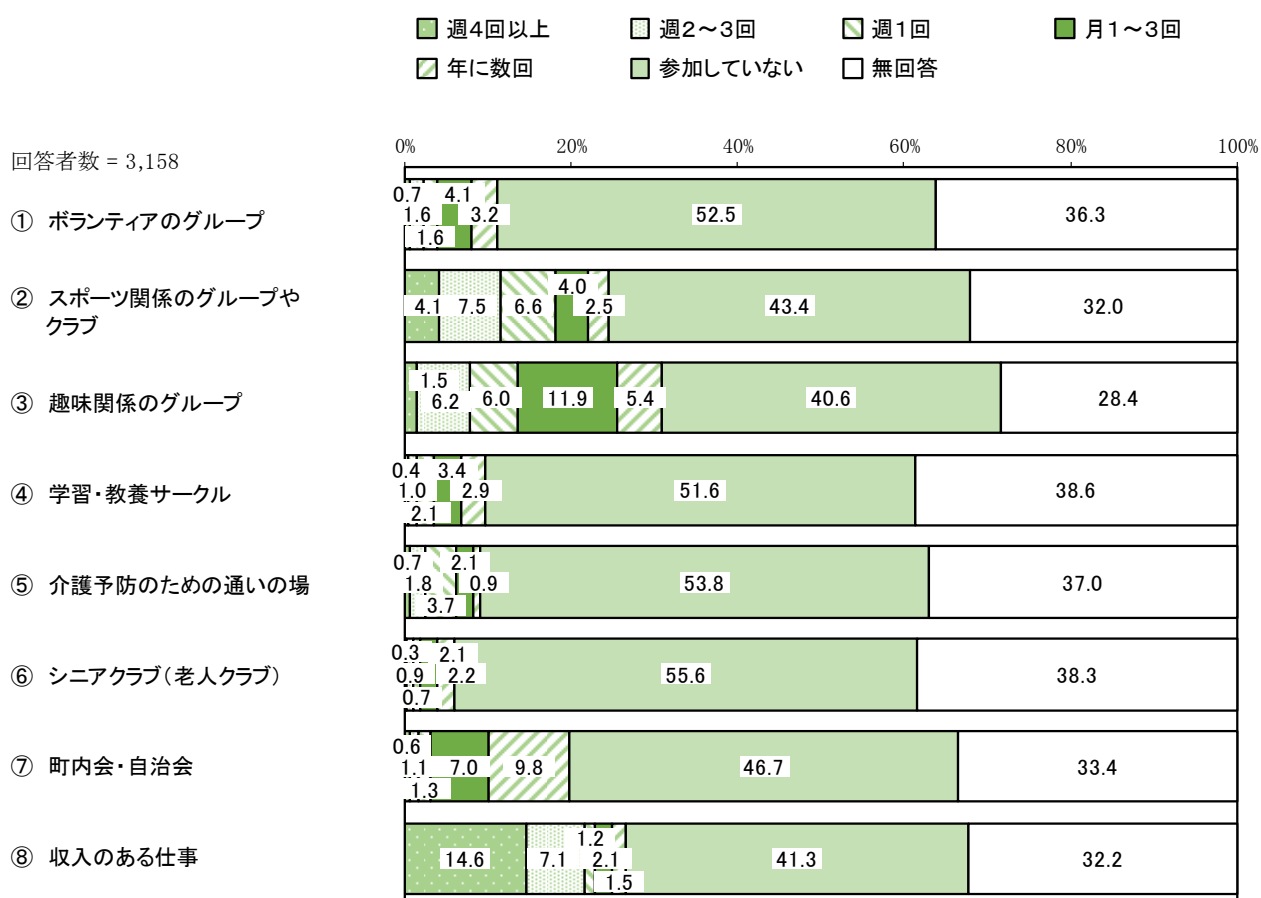


③地域での活動について

i) 地域での活動への参加について（一般高齢者調査）

『収入のある仕事』で「週4回以上」の割合が14.6%、『趣味関係のグループ』で「月1～3回」の割合が11.9%となっています。

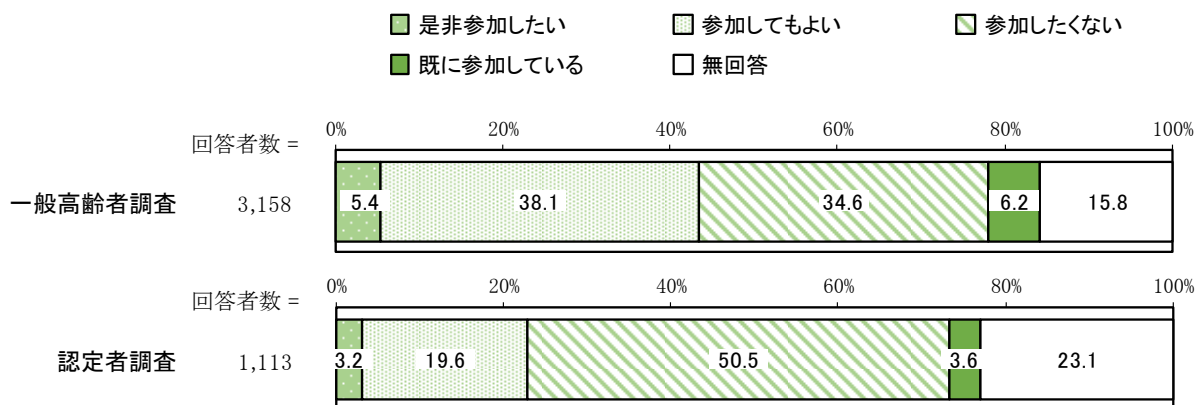
また、『シニアクラブ（老人クラブ）』で「参加していない」の割合が55.6%と高くなっています。



ii) 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

一般高齢者調査では、「参加しても良い」が38.1%と最も多く、次いで「参加したくない」が34.6%、「既に参加している」が6.2%、「是非参加したい」が5.4%となっています。

認定者調査では、「参加したくない」が50.5%と最も多く、次いで「参加しても良い」が19.6%、「既に参加している」が3.6%、「是非参加したい」が3.2%となっています。

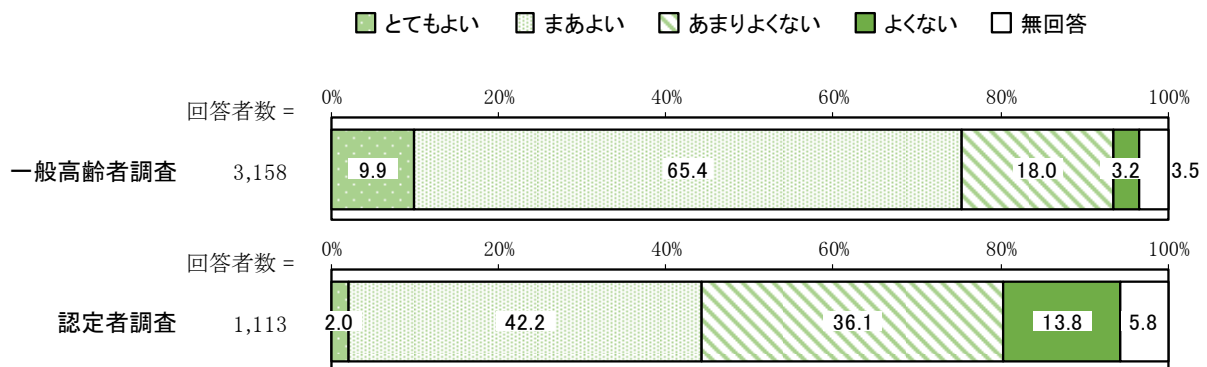


④健康について

i) 現在の健康状態について

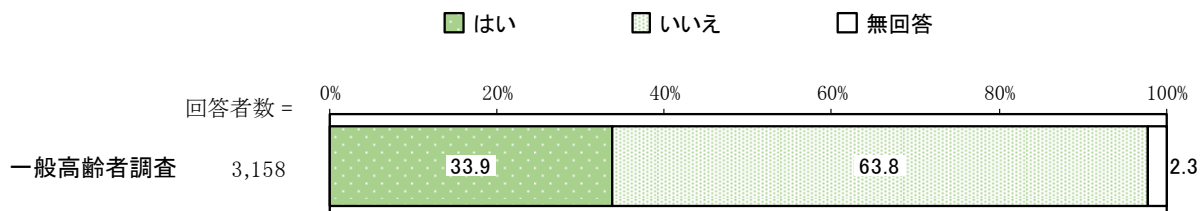
一般高齢者調査では、「まあよい」が65.4%と最も多く、次いで「あまりよくない」が18.0%、「とてもよい」が9.9%、「よくない」が3.2%となっています。

認定者調査では、「まあよい」が42.2%と最も多く、次いで「あまりよくない」が36.1%、「あまりよくない」が13.8%、「とてもよい」が2.0%となっています。



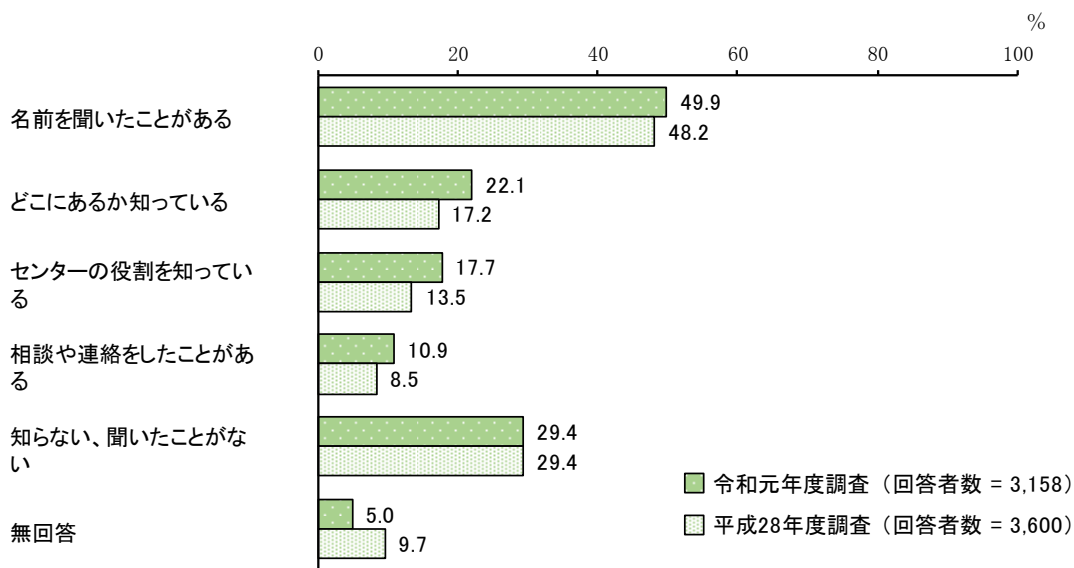
⑤認知症に関する相談窓口の認知度について

「はい」の割合が33.9%、「いいえ」の割合が63.8%となっています。



⑥高齢者あんしんセンターの認知度について

「名前を聞いたことがある」が49.9%と最も多く、次いで「知らない、聞いたことがない」が29.4%、「どこにあるか知っている」が22.1%、「センターの役割を知っている」が17.7%、「相談や連絡をしたことがある」が10.9%となっています。

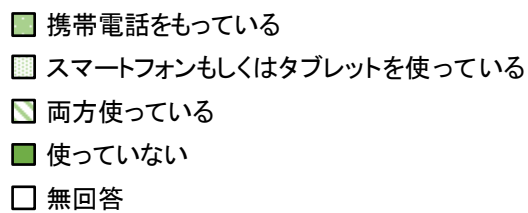


⑦携帯電話・スマートフォン等の使用状況について

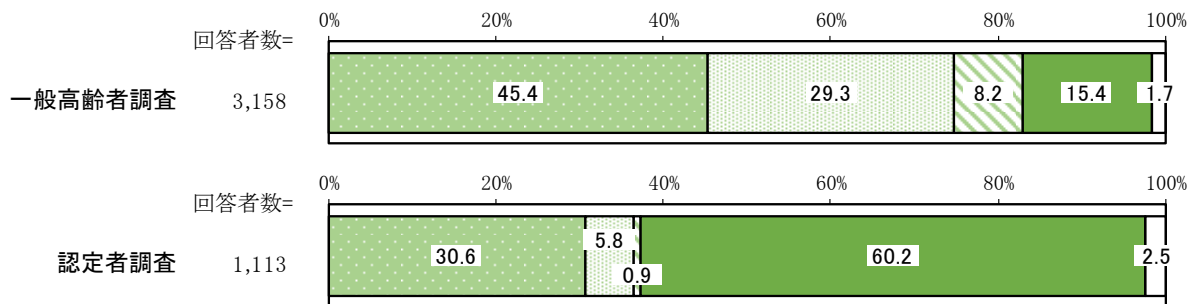
i) 携帯電話・スマートフォンもしくはタブレットの使用状況

一般高齢者調査では、「携帯電話を使っている」が45.4%と最も多く、次いで「スマートフォンもしくはタブレットを使っている」が29.3%、「使っていない」が15.4%、「両方使っている」が8.2%となっています。

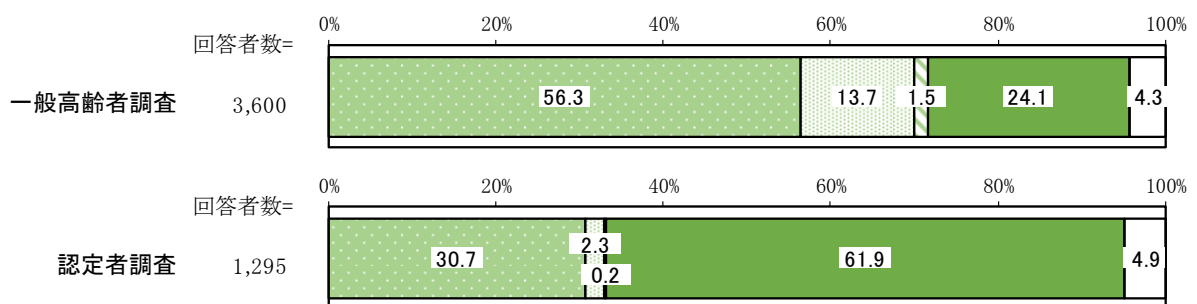
認定者調査では、「使っていない」が60.2%と最も多く、次いで「携帯電話を使っている」が30.6%、「スマートフォンもしくはタブレットを使っている」が5.8%、「両方使っている」が0.9%となっています。



【令和元年度調査】



【平成 28 年度調査】

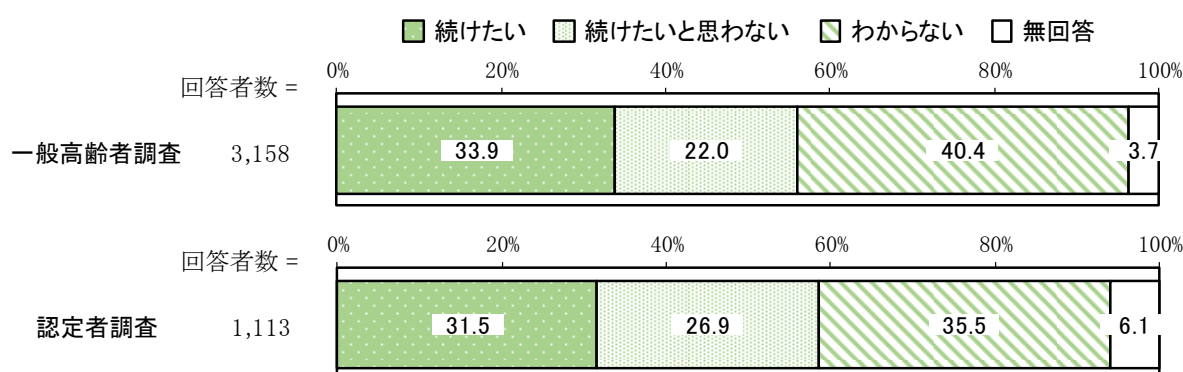


⑧在宅療養の継続について

i) 最期の療養が必要になった場合、理想として在宅療養の継続について

一般高齢者調査では、「わからない」が40.4%と最も多く、次いで「続けたい」が33.9%、「続けたいと思わない」が22.0%となっています。

認定者調査では、「わからない」が35.5%と最も多く、次いで「続けたい」が31.5%、「続けたいと思わない」が26.9%となっています。

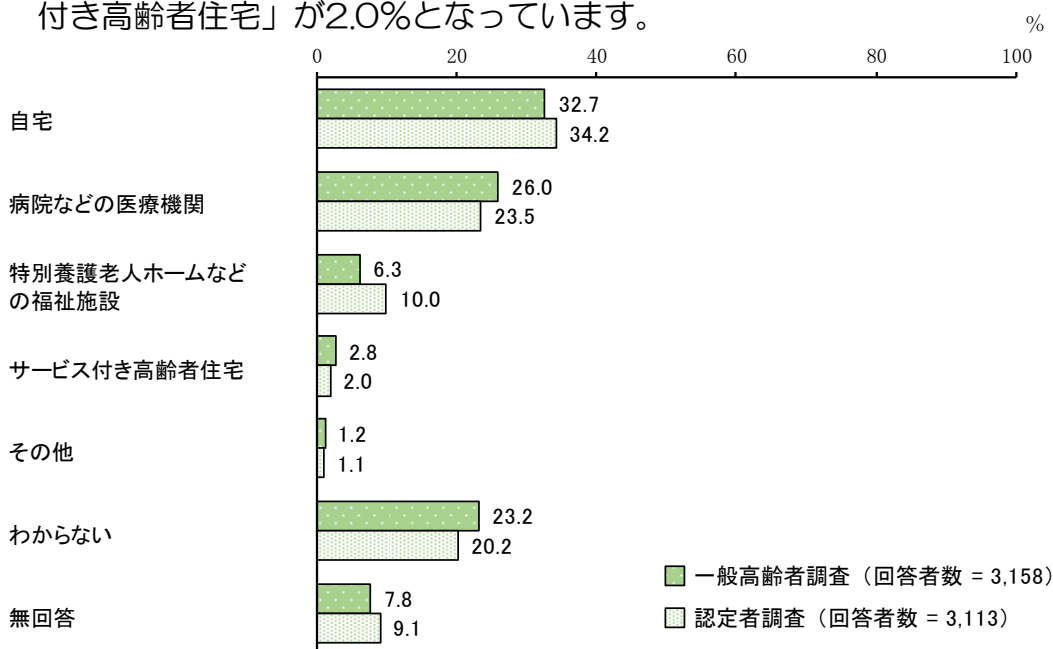


⑨最期を迎えたい場所について

i) 人生の最期を迎えたときに過ごしたい場所について

一般高齢者調査では、「自宅」が32.7%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」が26.0%、「特別養護老人ホームなどの福祉施設」が6.3%、「サービス付き高齢者住宅」が2.8%となっています。

認定者調査では、「自宅」が34.2%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」が23.5%、「特別養護老人ホームなどの福祉施設」が10.0%、「サービス付き高齢者住宅」が2.0%となっています。

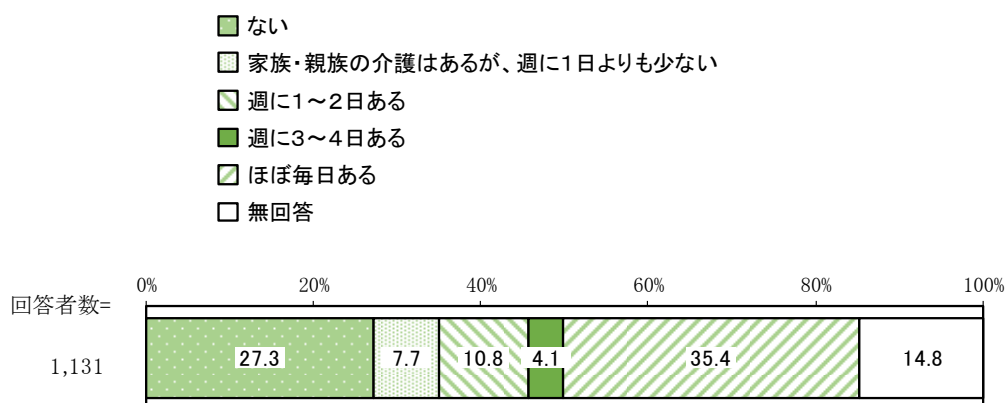


【在宅介護実態調査】

①調査対象者本人について

i) 家族や親族の方からの介護

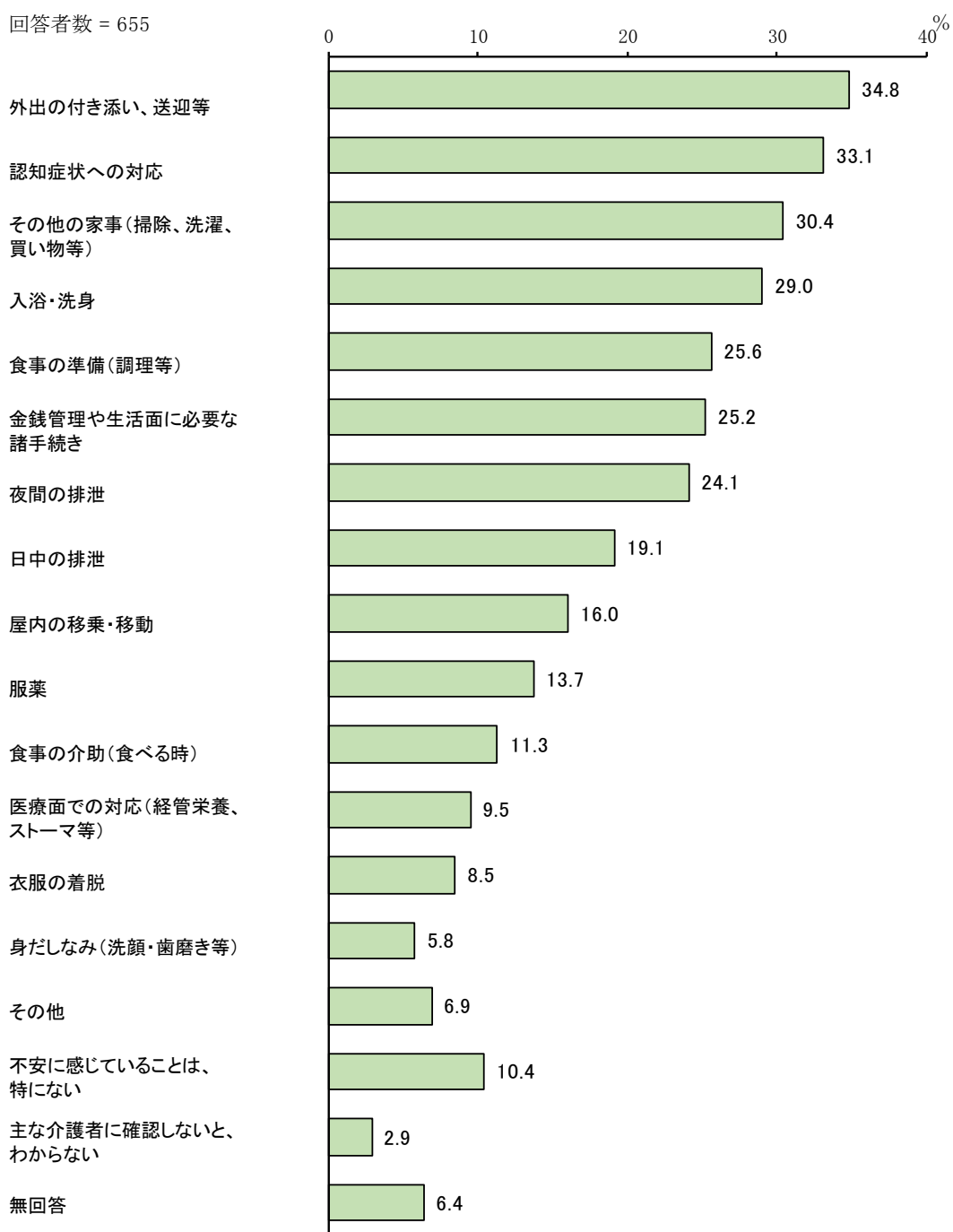
「ほぼ毎日ある」の割合が35.4%と最も多く、次いで「ない」の割合が27.3%、「週に1～2日ある」の割合が10.8%となっています。



②主な介護者の方について

i) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について

「外出の付き添い、送迎等」の割合が34.8%と最も多く、次いで「認知症状への対応」の割合が33.1%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が30.4%となっています。



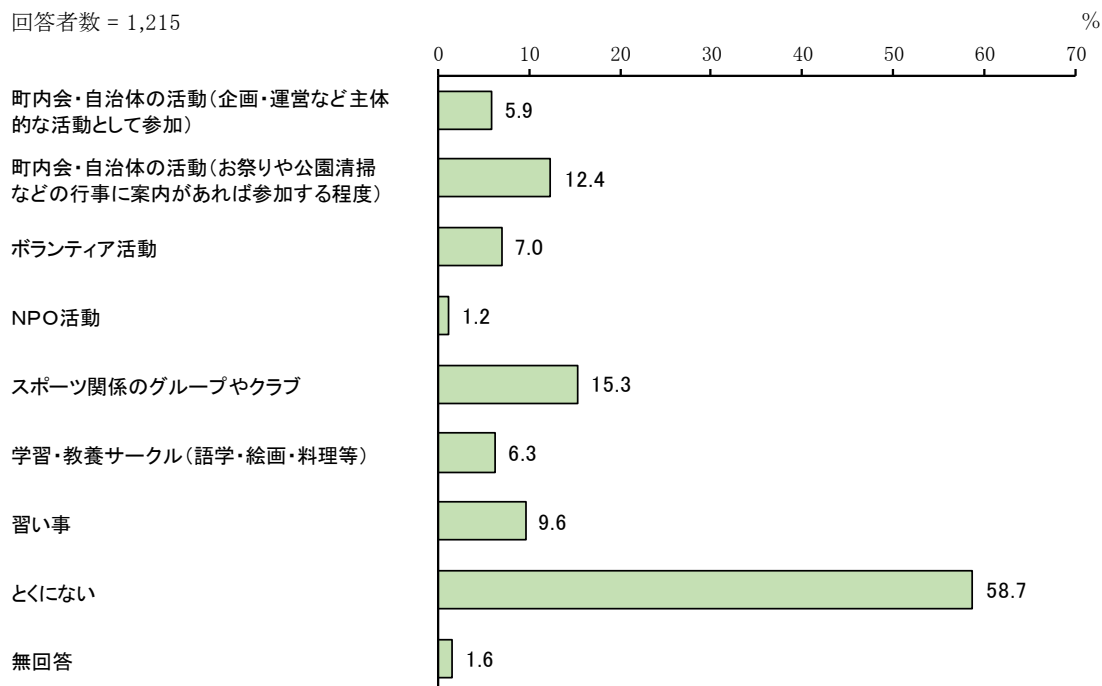
【55歳以上64歳以下調査】

①地域のつながり、社会参加について

i) 社会参加の有無について

「とくにない」が58.7%と最も多く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」が15.3%、「町内会・自治体の活動（お祭りや公園清掃などの行事に案内があれば参加する程度）」が12.4%、「習い事」が9.6%となっています。

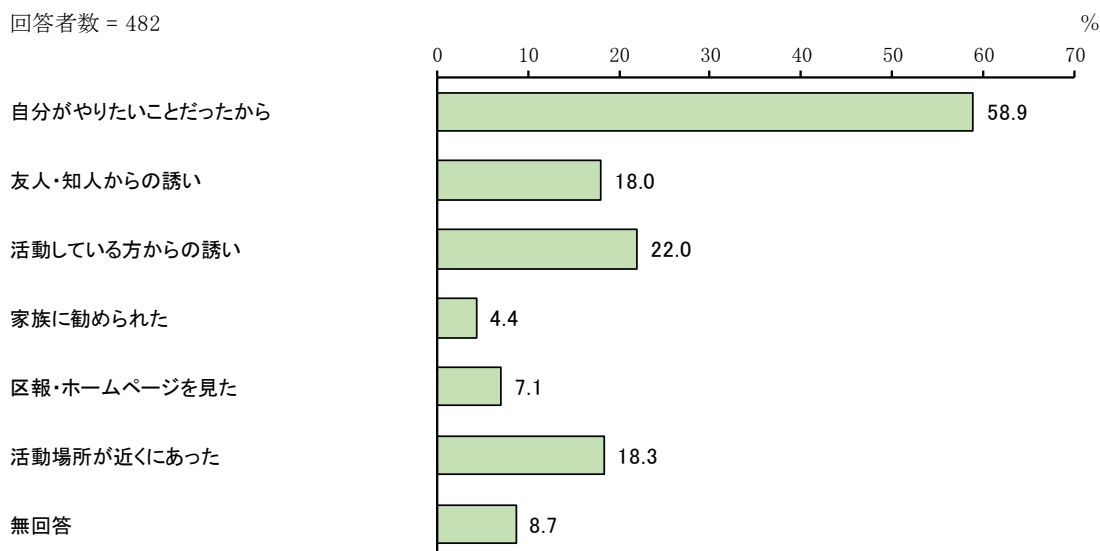
回答者数 = 1,215



ii) 活動のきっかけについて

「自分がやりたいことだったから」が58.9%と最も多く、次いで「活動している方からの誘い」が22.0%、「活動場所が近くにあった」が18.3%となっています。

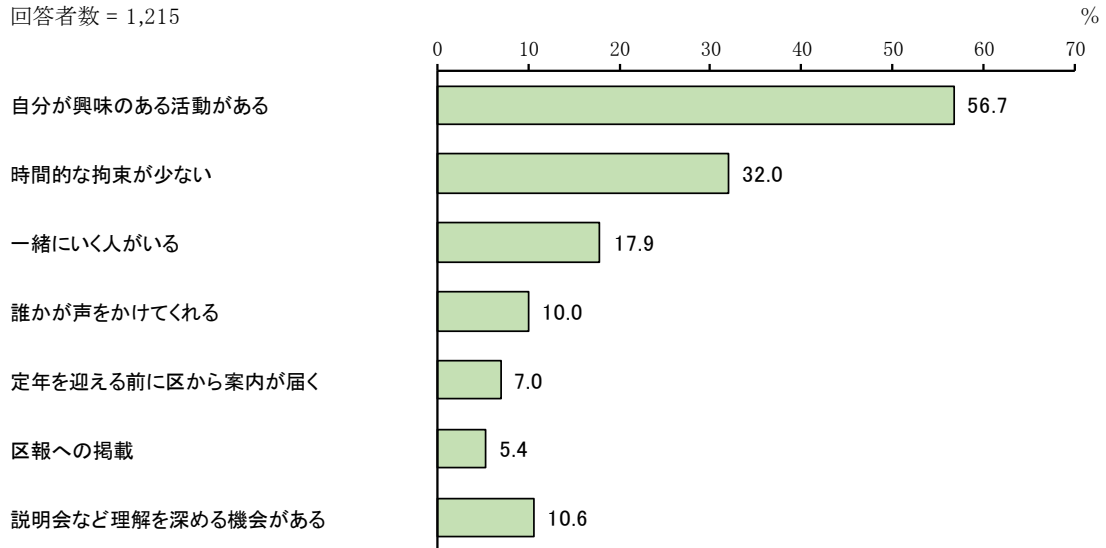
回答者数 = 482



iii) 地域活動への参加に必要なことについて

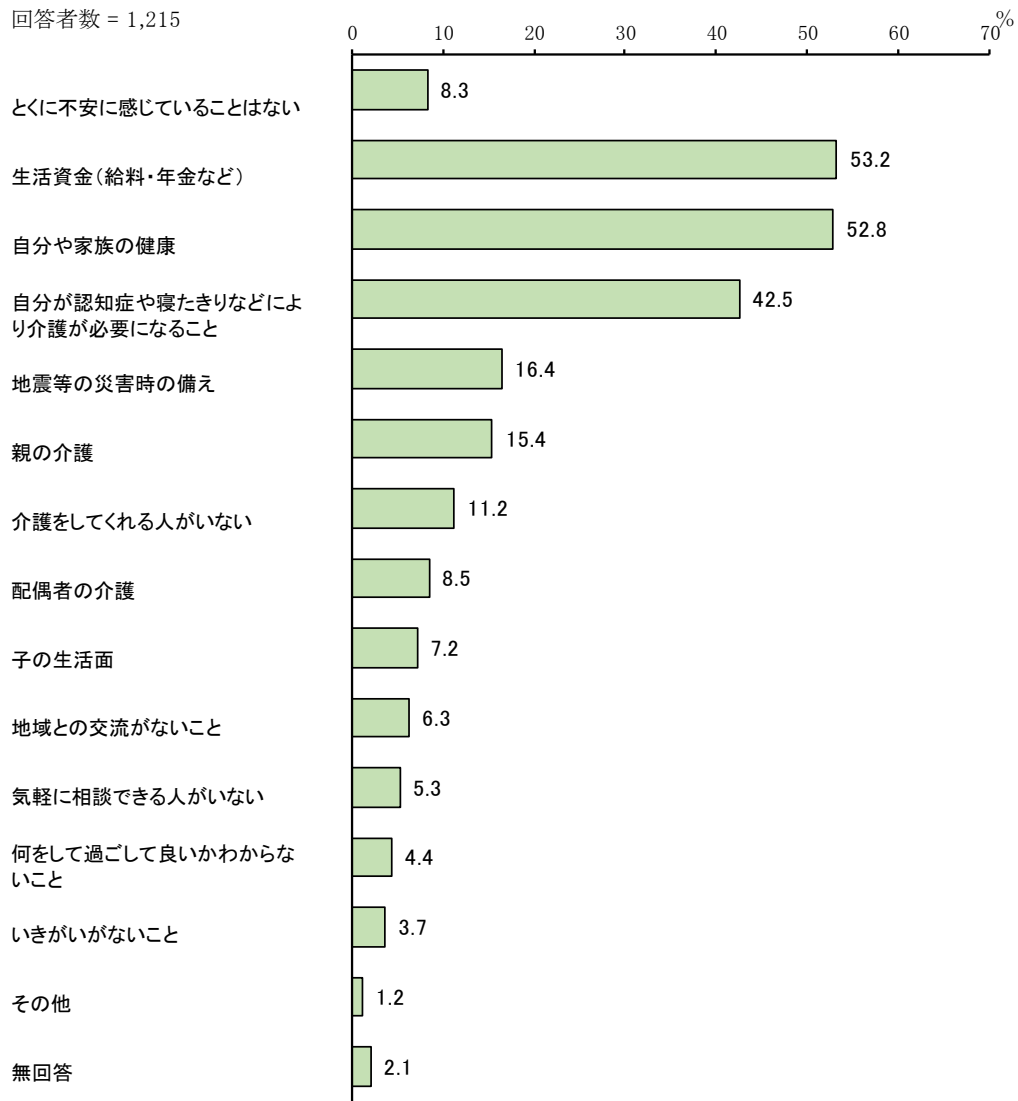
「自分が興味のある活動がある」が56.7%と最も多く、次いで「時間的な拘束が少ない」が32.0%、「一緒にいく人がいる」が17.9%となっています。

回答者数 = 1,215



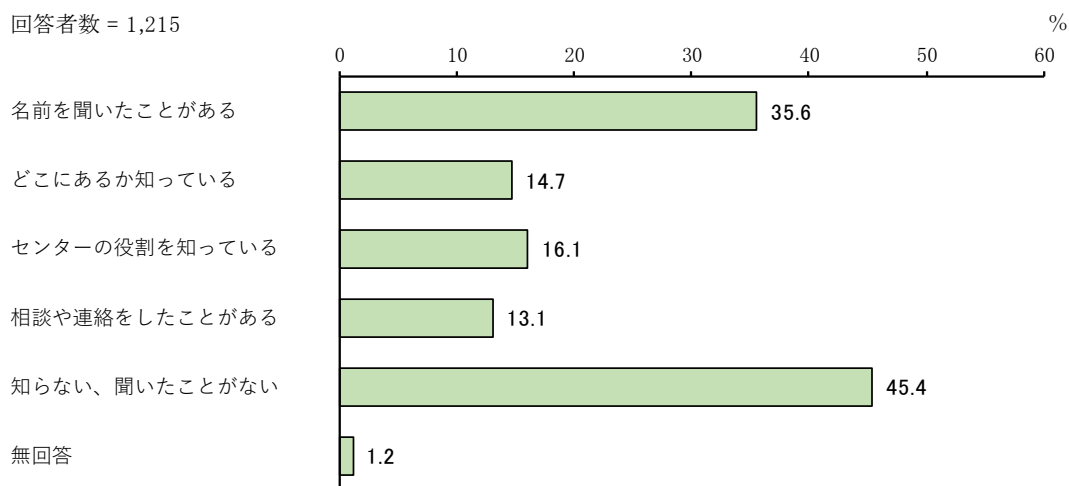
iv) 高齢期の生活に不安を感じていることについて

「生活資金（給料・年金など）」が53.2%と最も多く、次いで「自分や家族の健康」が52.8%、「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」が42.5%となっています。

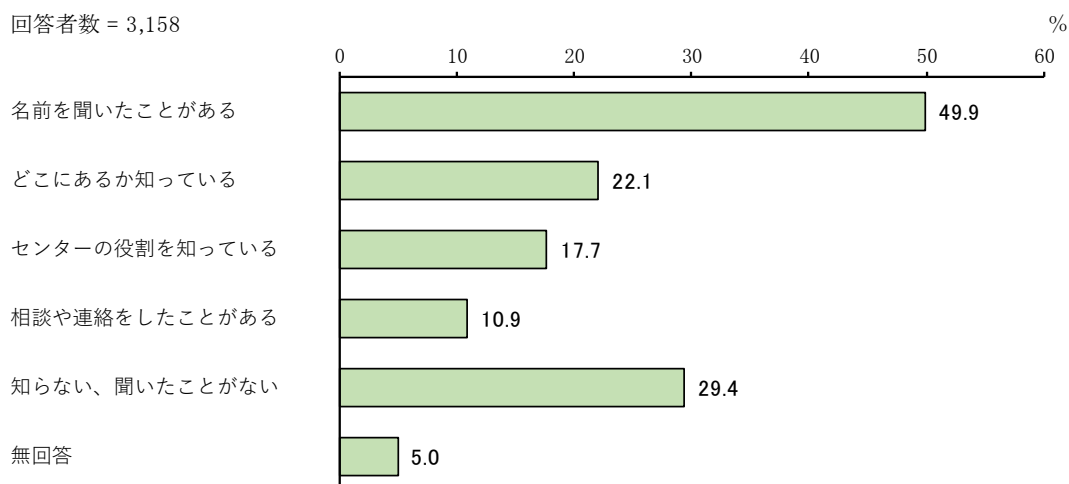


②高齢者あんしんセンターの認知度について

「知らない、聞いたことがない」が45.4%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある」が35.6%、「センターの役割を知っている」が16.1%、「どこにあるか知っている」が14.7%、「相談や連絡をしたことがある」が13.1%となっています。



【参考】（一般高齢者調査）



3 アンケート調査結果等からみえる課題

ここでは、アンケート調査結果等からみえる課題を、前期計画における基本目標ごとに整理しました。

(1) 「いつまでも健やかに自立した生活を続けるために」についての課題

- 高齢者人口が増加する中で、健康でいきいきと暮らすことができるよう、遊び、学び、コミュニケーションなどを通じて生きがいを持つことが必要です。また、区民自らが、若い時から壮・中年期、高齢期に関心を持ち、生涯を見通した生活設計を立てることや、健康づくり、仲間づくりなどいきがいづくりを支援していくことも必要です。
- 高齢者の社会参加やいきがいづくりのニーズが多様化していく中、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）などを効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供（きっかけづくり）などの自主的活動の支援や、就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされる就労機会の提供が重要となっています。また、高齢者が地域活動や就労について相談し、取り組みがしやすくなる環境整備が必要です。

(2) 「互いに支え合い、安全で快適に暮らせる地域づくり」についての課題

- 要介護状態になるおそれのある高齢者に対しては、その前の段階から、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援が必要です。
- 支援が必要な高齢者の急増が予測されるなか、地域のボランティア活動や近隣住民による見守り・支え合い、生活支援サービスの提供など、高齢者を支援の対象と捉えるだけでなく、担い手としての力を活かしながら、互いに支え合える体制を確立することが必要です。アンケート調査によると、地域づくり活動について一般高齢者では参加意向が高く、高齢者の参加促進とともに、支援の必要な高齢者と支援者をつなぐ仕組みづくりが重要となります。

(3) 「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために」についての課題

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅等で、その人らしい在宅療養生活を継続するためには、在宅療養を支える地域の医療・介護関係機関の連携が重要です。アンケート結果によると、約3割の方が長期の療養が必要になった場合に「在宅療養の継続」を希望し、人生最期を迎える場所としても約3割の方が「自宅」を希望しており、在宅療養のニーズの高さが伺えます。一方で、約4割の方は在宅療養の継続について「わからない」とも回答しており、多くの方が在宅療養のイメージを持っていないことで、その判断ができていないと考えられます。在宅療養を推進するため、医療・介護関係機関の連携に取り組むとともに、在宅療養や看取りに関する啓発活動を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果から、介護者の約3割が「認知症状への対応」に不安を感じ、55歳以上64歳以下の方の4割強が「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」に不安を感じています。認知症に関する正しい知識の普及啓発を進め、認知症に対する多くの不安を解消して、認知症への社会の理解をさらに深めることが必要です。認知症になり、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を防止しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる仕組みづくりを進める必要があります。

(4) 「地域共生社会の実現に向けて」についての課題

- 「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。
- 医療と介護の連携による多職種のネットワークや、予防・生活支援が一体的に提供できるよう、点と点のつながりが線となり、更に面となって有機的につながり、地域の高齢者を中心に行政、地域、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等、その他の関係者が高齢、障害、子ども等の制度の垣根を越えて分野横断的に関係機関が連携する包括的な支援体制が求められています。

4 前期施策の取り組み状況

ここでは、前期計画における基本目標ごとに、施策の取り組み状況を整理しました。

進捗状況

計画内容に対して、○＝計画以上

△＝進捗しているが多少遅れている、多少少ない

×＝未実施もしくは著しく遅れている、著しく少ない

(1) 「いつまでも健やかに自立した生活を続けるために」についての状況

全事業数	○	△	×
37事業	25事業 (67.6%)	12事業 (32.4%)	0事業 (0%)

全37事業のうち、25事業が計画以上に実施されていました。

また、「シルバー人材センターの活動支援」や「老人いこいの家の運営」など12事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(2) 「互いに支え合い、安全で快適に暮らせる地域づくり」についての状況

全事業数	○	△	×
59事業	47事業 (79.7%)	10事業 (16.9%)	2事業 (3.4%)

全59事業のうち、47事業が計画以上に実施されましたが、「都市型軽費老人ホームの整備」、「特別養護老人ホームの整備」が著しく遅れています。

また、「北区地域包括ケア連絡会の開催」や「サービス付き高齢者向け住宅の供給」など10事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(3) 「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために」についての状況

全事業数	○	△	×
42事業	37事業 (88.1%)	4事業 (9.5%)	1事業 (2.4%)

全42事業のうち、37事業が計画以上に実施されていましたが、「短期入所生活介護（ショートステイ）の整備」が著しく遅れています。

また、「若年性認知症啓発事業」や「老人保健施設の整備」など4事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(4) 「地域共生社会の実現に向けて」についての状況

全事業数	○	△	×
12事業	9事業 (75.0%)	3事業 (25.0%)	0事業 (0.0%)

全12事業のうち、9事業が計画以上に実施されていました。

また、「福祉のしごと総合フェア」や「福祉人材の確保の推進」など3事業は進捗が多少遅れている状況でした。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「北区基本構想」の北区の将来像及び「北区基本計画 2020」の基本目標、「北区地域保健福祉計画」の基本理念「健やかに安心してらせるまちづくり」を踏まえ、「みんなで支え安心してらせる地域づくり」を基本理念とします。

基本理念

みんなで支え安心してらせる地域づくり

2 基本方針

北区はこれまで地域包括ケアシステムの構築に取り組んできた結果、様々な地域資源を整備してきました。その地域資源を点から面へ展開できるよう「北区版地域包括ケアシステムの深化」に取り組めます。

そして深化の方向性として、すべての人々が地域、暮らし、いきがいとともに創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現と基本理念の実現を目指し、本計画より新たに「北区版地域包括ケアシステムの深化～地域共生社会の実現に向けて～」を基本方針として設定します。

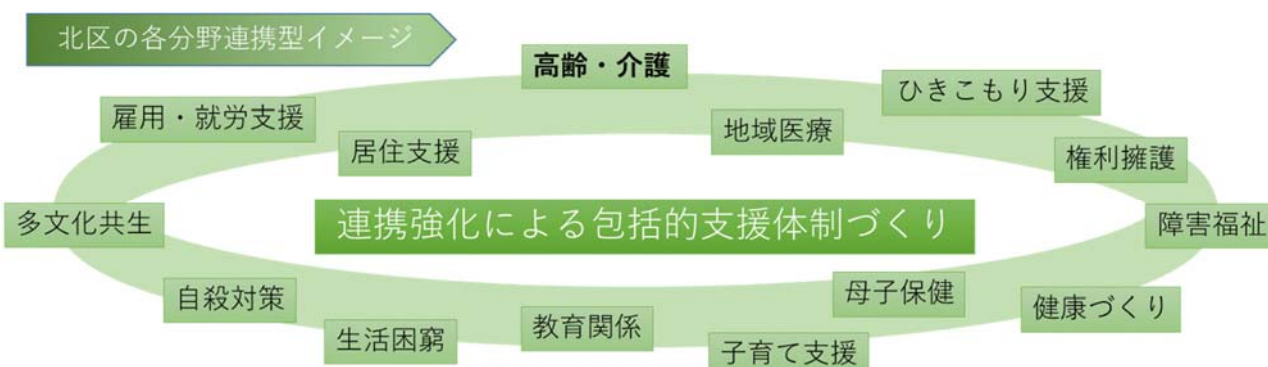
基本方針

北区版地域包括ケアシステムの深化

～地域共生社会の実現に向けて～

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会



3 基本目標

基本方針に合わせて、4つの基本目標を設定しました。

基本目標

基本目標 1

一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり

誰もが輝ける地域をつくるためには、地域住民や支援組織、専門機関、行政などが連携・協力した支援体制が必要です。住民一人ひとりが人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、行政はコーディネーターとしての役割を担い、地域で何かをやってみたいという思いを後押しします。

基本目標 2

自立して豊かな高齢期を過ごすために

若年期の健康なときからおのこの健康状態にあった適切な健康づくりや介護予防を行うなど健康寿命の延伸に向けて取り組むことで、自分らしく活動的な生活を高齢期まで長く送れるようになります。生涯を見通した将来設計を立て、いきがいづくりの手段となる健康づくり、仲間づくりを促進できるよう、機会・場所の提供をしていきます。また、就労し、収入を得ることもいきがいにつながるため、高齢者の就労・就業を支援していきます。

基本目標 3

多様な機関の協働による支援体制の充実

地域の実情に応じた支援体制の構築を推進できるよう、区が高齢者あんしんセンターとともに介護や健康に関する地域データの提供や分析を行い、地域における課題の解決へ取り組んでいきます。また、直営の高齢者あんしんセンターを基幹型の地域包括支援センターと位置づけ、各高齢者あんしんセンターの相互調整、後方支援など支援体制を強化します。

基本目標 4

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、戸建てか集合住宅か等の居住実態や、住民性などの地域性を踏まえ、地域の実情に合った支援やサービスが必要不可欠です。多様な選択肢を示し、本人の意思に沿った決定をすることが可能となるよう、地域における基盤の整備を進めていきます。また、災害や感染症等緊急時への対策、成年後見制度の利用支援、権利擁護等安心・安全に資する施策を推進します。

4 計画の体系

基本理念	基本方針	基本目標	施策の方向
みんなで支え安心してくらしを創る地域づくり	北区版地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けて	基本目標 1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり p.53	地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実 p.54
		基本目標 2 自立して豊かな高齢期を過ごすために p.67	多様な地域資源の活用 p.61
		基本目標 3 多様な機関の協働による支援体制の充実 p.86	多世代間の交流による重層的なつながりの創出 p.64
		基本目標 4 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために p.95	いきがい・役割を実感できる環境の整備 p.67
		健康寿命の延伸 p.69	
		社会参加・介護予防の促進 p.76	
		高齢者あんしんセンターの機能強化 p.86	
		介護・福祉・医療・保健の連携 p.89	
		安全・安心の確保 p.96	
		ニーズや実情にあった住まいの確保 p.104	
		福祉人材の確保 p.107	
		在宅生活支援の充実 p.109	

5 重点的な取り組み

国は計画の策定にあたって、以下の事項について記載を充実させるよう決めました。

- ①令和7（2025）・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

本計画の推進にあたって、国の基本指針や北区の現状と課題などを踏まえ、重点的な取り組みを4点設定します。本計画では全ての施策・事業を総合的、包括的に推進していきますが、重点的な取り組みについては、本計画の期間中特に集中的に推進していきます。

重点的な取り組み

- 1. 地域の特色を反映した施策の推進**
- 2. 認知症の人や家族の視点を重視した施策の展開**
- 3. 高齢者あんしんセンターの機能強化**
- 4. 高齢者のいきがい・社会参加の促進**

1. 地域の特色を反映した施策の推進

北区では、高齢になっても住み慣れた地域で安心してらせるよう地域包括ケアシステムの考え方を取り入れ、その構築に取り組んできました。地域によって高齢化の状況及びそれに伴うサービスの需要も異なっていることから、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、データによる地域分析及び考察をしっかりと行い、地域のニーズに応じた有効な施策を効率的に展開することが求められています。

データによる地域分析を行うため、日常生活圏域ごとに介護給付費データ等をもとに「地域分析カルテ」を作成し、高齢者あんしんセンターの職員や、生活支援コーディネーターとともに意見交換をする場を設け、地域の課題を共有しました。

地域の実情に応じ策定した取り組みや目標達成に向け、進捗を管理し実態調査等を行い、状況を確認するとともに、地域円卓会議などを通じ、地域課題の改善程度や新たな課題を把握して、取り組みや目標の修正を検討するPDCAサイクルを円滑に運用し、施策を推進してまいります。

2. 認知症の人や家族の視点を重視した施策の展開

(1) 認知症に関する正しい知識・理解の普及

認知症への社会の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等、認知症に関する講座や学習会等を開催します。

また、認知症の人本人の希望や意見を、地域づくり活動に反映させていく仕組みを充実させるとともに、認知症の人自身の言葉や、できることを活かしていきいきと活動する姿を積極的に発信していきます。

(2) 早期支援の仕組みづくり

認知症の診断前後等は、本人や家族は病気の受容や今後の見通しなどに大きな不安を抱えます。認知症の人の悩みやニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を新たに整備し、地域支援体制の強化を図ります。また、認知症当事者による相談支援や、当事者同士の交流を図ることで、本人同士がつながり、一人ひとりがいきがいをもってよりよく暮らしていくきっかけとなるよう、認知症ピアサポート活動を支援します。

同時に、早期に医療・介護・生活支援につなぐサポート体制を、引き続き充実させていきます。

3. 高齢者あんしんセンターの機能強化

現在、高齢者あんしんセンターは区直営1か所と委託型16か所で担当地域を持ちながら運営しています。総合相談の支援事業を中心に、高齢者の見守りや認知症の対応、権利擁護事業として、虐待の早期発見や成年後見制度の利用支援、地域のケアマネジャーの支援も行っています。

8050問題や社会的孤立・介護と育児のダブルケア等地域住民が抱える問題が複合化・複雑化している中、地域ケア会議の構築や事業評価の実施等高齢者あんしんセンターの機能強化のために様々な取り組みを進めてきました。

本計画期間では、区直営の高齢者あんしんセンターは担当地域を持たず、基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有する基幹型センターへ移行し、地域の課題解決に向けて機能強化を図っていきます。

4. 高齢者のいきがい・社会参加の促進

人生 100 年時代において、高齢者が元気で長生きするためには、運動や栄養といった健康づくりはもちろんですが、社会的役割を持つことがよいとされています。

高齢者が「健康づくり、仲間づくり等に興味を持ち、楽しく参加できるための『仕掛けづくり』と、「参加しただけ、学んだだけでは終わらず、主体的な活動により就労や社会参加につながるいきがいづくり」を促進する『仕組みづくり』を支援し、高齢者の活躍の場につながる取り組みをコーディネートし、地域における高齢者の社会活動参加を促進します。

また、就労についても、「限られた時間・期間だけ人手が欲しい」といった就労ニーズと意欲のある高齢者をマッチングする事業を行うなど様々な就労形態やニーズにあわせた支援を行います。

「働きたい」、「地域に貢献したい」、「趣味の活動を広げたい」など、様々な思いを持っている高齢者のワンストップ窓口としての機能を持つ北区立いきがい活動センター（きらりあ北）を設置し、自己発見、やりがいの創出、地域デビューのノウハウ習得や講師になるため学び、体験することで一人ひとりが役割を持つことができ、いきがいづくり・社会参加につながるような取り組みに力を入れていきます。

いきがい活動センター（きらりあ北）を開設

～人生 100 年時代を見据えた健康長寿社会の実現に向けて～



令和 3 年 1 月にいきがい活動センターがオープンしました。高齢者の「就労」と「社会参加」につながる「いきがいづくり」を支援していきます。

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等の促進するための、就労的活動支援コーディネーターである「ジョブコーディネーター」を配置し、就労機会を創出します。

就労支援のほか、区内で活動するボランティア地域団体との協働により、様々な人が地域活動に参加し、多世代間で支え合う地域づくりを進め、地域を元気に盛り上げます。

また、従前の健康増進センターで実施していたフリーエクササイズ、ゆったりリズム等の運動プログラムも充実させ、身体状況や生活リズムに合わせて選択できる多様な介護予防事業を開催します。

6 日常生活圏域の設定

住民が、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各区市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めます。

本計画においては、北区内を地域振興室の区域に合わせ 19 の圏域に分けています。

	圏域	高齢者あんしんセンター	担当地域
1	十条台	十条台	中十条1～4丁目、岸町1～2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目、王子本町1～3丁目
2	王子	王子光照苑	王子1～6丁目、豊島1丁目
3	豊島	豊島	豊島2～8丁目
4	十条	十条	十条台2丁目、上十条2～5丁目、十条仲原1～4丁目
5	東十条	東十条・神谷	東十条1～6丁目
6	神谷		神谷1～3丁目
7	赤羽西	西が丘園	赤羽西1～6丁目（5丁目3～15を除く）、西が丘1～3丁目
8	志茂	みずべの苑	志茂1～5丁目
9	赤羽	赤羽	岩淵町、赤羽1～2丁目、赤羽3丁目1～4、5（2～11）、6（1～9・27～32）、赤羽南1～2丁目
10	赤羽北	赤羽北	赤羽北1～2丁目、3丁目（3～5、16～25を除く）、赤羽台4丁目2～15、17（9・25～65）、18、19、赤羽3丁目5（1・13～15）、6（10～26）、7～29
11	浮間	浮間	浮間1～5丁目
12	桐ヶ丘	桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1～2丁目、赤羽北3丁目3～5、16～25、赤羽台1～3丁目、4丁目1、16、17（1～8・10～24・66・68）、赤羽西5丁目3～15
13	滝野川西	滝野川西	滝野川3～7丁目
14	滝野川東	飛鳥晴山苑	滝野川1～2丁目、西ヶ原2～4丁目
15	西ヶ原東	滝野川はくちょう	西ヶ原1丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目
16	田端		田端1～6丁目
17	昭和町	昭和町・堀船	上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、栄町
18	堀船		堀船1～4丁目
19	東田端	新町光陽苑	田端新町1～3丁目、東田端1～2丁目

日常生活圏域ごとの取り組み

地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるためには、それぞれの日常生活圏域の住民ニーズを的確に把握し、様々な地域資源を活用する必要があります。

そのため、北区では、令和元年度より介護保険や医療データの分析を行い、「地域分析カルテ」を作成することで、各圏域の実態の見える化に取り組んでまいりました。さらに、高齢者あんしんセンターの職員や地域住民の方をはじめとする関係機関の方とともに、地域分析カルテを参考に意見交換を行い、データと現場の感覚のすり合わせを行いました。

こうした活動を経て、高齢者あんしんセンターごとに取り組む目標を定めました。区は、目標に沿った取り組みに対して伴走しながら支援を行い、PDCA サイクルの円滑な実施を推進し、地域の特性に合わせた効果的な取り組みを進めてまいります。

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
1	十条台	十条台	住民が交流スペースで世代を越えて交流することができる。 住民一人ひとりがいきがいを持って輝ける。	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身が得意なことを持ち寄って披露できる、ボードゲームやカード遊びができる場（交流スペース）を高齢者あんしんセンター内に作り周知した上での、利用者数やリピート率 利用者からの意見収集
2	王子	王子光照苑	住民が、いきがいや役割をもって地域で生活することができる。	<ul style="list-style-type: none"> サロン等実施したイベントへの参加事例の報告 資源マップを作成し、地域住民のニーズを把握
3	豊島	豊島	住民が「支え」「支えられ」おたがいさまな関係を実感することができ、最期まで安心して暮らせる。	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体のサロン活動や災害訓練の実施、参加者の声 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催、受講者数、開催後の参加者の活動事例 多世代を対象とする見守り活動の事例報告
4	十条	十条	住民が、点在する生活情報を知り、必要な情報の活用や自身の活躍の場を広げられる。	<ul style="list-style-type: none"> エリアの生活情報を整理し、住民が必要な情報を知り得たり、つながることで問題解決できた、あるいはその糸口になった好事例の報告
5	東十条	東十条・神谷	誰かの助けが必要になっても、なじみの関係、なじみの暮らしを続けるために、圏域内町会・自治会から最低1名がこんちゃんサポーター（認知症支援ボランティア）に登録できる。	<ul style="list-style-type: none"> おたがいさまネットワークの登録団体数 認知症サポーター養成講座開催数 認知症サポーターステップアップ講座開催数 こんちゃんサポーター登録数
6	神谷			

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
7	赤羽西	西が丘園	住民が新たな生活様式に対応した屋外等の「集まる場」に参加し、筋力・認知機能低下予防に取り組むことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数や参加人数 参加者の声 定期的な体力測定の結果
8	志茂	みずべの苑	<ul style="list-style-type: none"> 公園を利用した自主グループによる体操の集いを広め、住民の歩く力を維持・向上する。 志茂ジェネを通じ、多世代交流を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 体操実施グループ数や参加者数 体力測定や歩行に関するアンケート測定結果 参加者からの聞きとり
9	赤羽	赤羽	住民が、新たなつながりに参加することができる。	「新たなつながり活動」が可能となったかを報告
10	赤羽北	赤羽北	<p>【住み慣れた地域に誰もが集える場所がある】</p> <p>①元気な方が自主的に参加できる「場所」がある</p> <p>②杖など利用しながらも身近に参加できる「場所」がある</p> <p>③誰もが孤立することなく、頼れる「場所」や人がある</p>	<p>①②→実施場所・実施回数・参加対象者の人数などの把握をする</p> <p>③→孤立している人への支援について関係機関と連携のもと新たなネットワークを構築し検討していく</p>
11	浮間	浮間	高齢者が集う場が増える。住民がオンライン（LINEやZOOM等）を活用した話し合いや集いの場に参加することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が集う場を把握し、地域情報見える化サイト等の活用によるリスト化 オンライン活用の実績報告
12	桐ヶ丘	桐ヶ丘やまぶき荘	後期高齢者を含め、誰もがゆるやかに地域と繋がり、お互いに見守り・支え合い、安心して暮らし続けることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者あんしんセンターの役割について周知し、本人や家族、周囲の方を含めた相談件数 社会資源同士がつながる交流会等の機会をつくることによる、地域のネットワーク数 地域との共催イベントの開催 地域イベント（祭り）存続への協力 おたがいさまネットワークや民生委員定期訪問の登録者数・回数 認知症サポーター、キャラバンメイト、サポート店数 小・中学生向け認知症サポーター養成講座の開催 各種包括事業への参加者数

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
13	滝野川西	滝野川西	「見守り活動（戸別訪問・自治会サロン）」を通して自治会内で、個々人の間で「挨拶から話しかけやすい関係」が構築でき、非常時における相談や高齢者あんしんセンターへの相談につながるができる。 全自治会での「見守りネットワーク会議（協議体）」を通して、自治会の壁を越えた「顔の見える関係」が構築でき、地域活動における相談や共同作業をできやすくなる。	<ul style="list-style-type: none"> 「見守り対象マップ・リスト」を毎年作成し、各自治会における見守りを必要としている方を把握
14	滝野川東	飛鳥晴山苑	コロナ禍を含めた圏域住民の日常生活課題を把握できる 住民が介護予防・認知症予防について理解を深めることができる。 圏域にある地域情報を共有し、介護事業者、障害者施設関係機関の顔がつながり、簡易にアクセスできる。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活課題調査結果 圏域内の介護、障害施設関係機関を地図やリストで見える化し、公開する
15	西ヶ原東	滝野川はくちょう	住民誰もが、多世代・多分野とつながり、地域の魅力や課題を共有することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 多世代・多分野の集まりの開催状況 多世代・多分野の集まりへの参加者の声 共有できた人数や方法
16	田端			
17	昭和町	昭和町・堀船	<ul style="list-style-type: none"> 住民の方たちとあんしんセンターと協働で高齢者の生活課題を理解するとともに解決に向けた取り組みができる 住民の方たちが今日的な福祉課題や共生社会についての理解が深められる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方たちと協働・実施する協議体の報告書 今日的な福祉課題を地域の方たちと学ぶ機会を実施した際のアンケート結果 地域での多世代の支援者のインタビューやアンケートなどの調査を実施した際の報告書 共生社会の実現の一助となるような住民主体の新規サロンの開設状況
18	堀船			
19	東田端	新町光陽苑	住民が、地域包括支援センター職員や関係機関が保有している地域情報を共有することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報を集約してリスト作成し公表する



施策の展開

■ 事業一覧

事業名	頁
基本目標 1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり	53
(1) 地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実	54
【重点】生活支援体制整備事業	
【重点】北区地域ケア会議の開催	
【重点】認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	55
【重点】認知症サポーター養成講座の開催	
【重点】認知症カフェの開催	
【新規】介護予防のための地域ケア個別会議の開催	56
北区地域包括ケア連合会の開催	
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	
社会福祉協議会への支援	57
民生委員・児童委員の活動支援	
おたがいさまネットワーク	
地域見守り・支えあい活動促進補助事業（町会・自治会への助成）	58
一人暮らし高齢者定期訪問	
地域のきずなづくり推進プロジェクト	
北区版認知症ケアパスの更新・配布	59
認知症高齢者訪問相談事業	
認知症家族介護者支援事業	
徘徊高齢者家族支援	61
若年性認知症啓発事業	
(2) 多様な地域資源の活用	
【重点】認知症支援ボランティアの活動支援	62
【重点】認知症サポート店の活動支援	
【新規】認知症ピアサポート活動支援	
【新規】チームオレンジの整備	63
高齢者会食推進事業	
ふれあい交流サロンの開催	
「介護マーク」の配布・普及	64
北区NPO・ボランティアぷらざの運営	
コミュニティビジネス支援事業	
(3) 多世代間の交流による重層的なつながりの創出	65
【重点】小・中学校等における認知症サポーター養成講座の開催	
絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及	
小・中学校における福祉啓発教育の推進	66
世代間交流の開催（幼稚園・こども園・小・中学校との交流）	
昔遊び・伝統的文化継承活動	
放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」	67
高齢者参画による世代間交流	

事業名	頁
基本目標 2 自立して豊かな高齢期を過ごすために	
(1) いきがい・役割を実感できる環境の整備	67
【重点】【新規】いきがい活動センターの運営（施設愛称：きらりあ北）	68
授産場の運営	
シルバー人材センターの活動支援	
高齢者いきいきサポーター制度	69
就職相談事業	
起業家支援事業	
(2) 健康寿命の延伸	70
糖尿病重症化予防事業の実施	71
特定健康診査・特定保健指導の実施	
後期高齢者健診の実施	
【新規】生活習慣病重症化予防事業の実施	72
健康フェスティバル	
さくら体操の普及	
ウォーキング大会	73
筋力アップ体操教室	
新型栄養失調予防	
ロコモ予防	74
食育の普及・啓発	
健康づくり応援団（健康づくりグループ支援）	
健康づくり応援団（人材育成：さくら体操指導員・楽しい食の推進員）	75
胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診	
耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗しょう症検（健）診	
高齢者肺炎球菌予防接種	76
高齢者インフルエンザ予防接種	
健康づくり推進店シニア元気メニュー	
(3) 社会参加・介護予防の促進	77
【重点】老人いきいの家の運営	78
【重点】【新規】全高齢者実態把握調査の実施	
【重点】介護予防・生活支援サービス	
【重点】地域介護予防活動支援事業	79
【重点】地域リハビリテーション活動支援事業	
【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
介護予防把握事業	80
介護予防普及啓発事業	
介護予防リーダーの育成	
認知症予防プログラムの普及	81
一般介護予防事業評価事業	
介護予防拠点施設事業（施設愛称：ぶらっとほーむ）	
シニアクラブの活動支援	82
高齢者ヘルシー入浴補助券	
高齢者ふれあい食事会	
【重点】ことぶき大学	83
【重点】IT関係講座	
消費生活出張講座	
高齢者向けプレミアム付き区内共通商品券の発行支援	84
高齢者対象のスポーツへの参加促進	

事業名	頁
スポーツ施設の高齢者利用料金制度	82
シルバースポーツウィーク事業	
博物館観覧料高齢者料金の設定	
基本目標3 多様な機関の協働による支援体制の充実	86
(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化	87
【重点】高齢者あんしんセンターの運営	
【重点】認知症地域支援推進員の配置	
高齢者あんしんセンターの出張窓口の設置	
高齢者あんしんセンターサポート医の配置	
高齢者あんしんセンター事業評価の実施	88
地域分析の実施	
独立行政法人都市再生機構（UR）との連携	
(2) 介護・福祉・医療・保健の連携	89
【重点】認知症初期集中支援チームの配置	
認知症対応力向上に向けた支援	
認知症地域支援推進会議	
北区もの忘れ相談事業	
かかりつけ医・歯科医・薬局の定着	90
地域医療支援病院等との医療連携体制の充実	
医療社会資源調査の実施	
在宅療養推進会議の開催	91
ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援	
多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援	92
摂食えん下機能支援推進事業	93
近隣自治体との連携、情報交換	
基本目標4 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために	95
(1) 安全・安心の確保	96
【新規】介護サービス事業所感染症対応支援事業	
【重点】避難行動要支援者対策の推進	97
福祉避難所の整備	
避難行動要支援者世帯家具転倒防止及び感震ブレーカー機器取付事業	
成年後見制度の利用促進	98
権利擁護センター「あんしん北」の機能充実	
高齢者虐待防止センターの充実	99
こころの相談室	
区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成	
成年後見人報酬助成	
救急医療キットの配付	
熱中症予防対策の実施	100
高齢者見守り・緊急通報システム	
認知症高齢者等の緊急一時保護事業	
福祉サービス第三者評価の推進	
特殊詐欺対策	

事業名	頁
地域安全・安心ネットワーク事業	101
北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援	
消費生活相談	
バリアフリー基本構想の推進	102
駅周辺交通バリアフリー化整備事業の推進	
建築物のバリアフリー化の促進及びユニバーサルデザインの推進	
鉄道駅エレベーター等整備事業	103
高齢者交通安全教室	
(2) ニーズや実情にあった住まいの確保	104
特別養護老人ホームの整備	
特別養護老人ホームの入所調整	
養護老人ホームの入所措置	
住宅改造費助成事業	
住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣	105
住まい安心支援事業	
高齢者住宅（シルバーピア）の管理	106
高齢者世帯の住み替え支援	
都市型軽費老人ホームの整備	
サービス付き高齢者向け住宅の供給	
有料老人ホームの情報提供	
(3) 福祉人材の確保	107
介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援	
福祉のしごと総合フェア	
福祉資格取得の支援	108
福祉人材の確保の推進	
人材育成・研修事業の実施	
(4) 在宅生活支援の充実	109
地域密着型サービスの基盤整備	
在宅療養協力支援病床確保事業	
在宅療養相談窓口事業	110
在宅療養普及啓発推進事業	
病院の救急車を活用した在宅療養者搬送事業の支援	
短期入所生活介護（ショートステイ）の整備	111
老人保健施設の整備	
エンディングノートの発行	
家族介護者リフレッシュ事業	
寝具乾燥サービス	
訪問理美容サービス	112
高齢者生活援助サービス	
高齢者緊急生活支援	
家族介護者教室の開催	
おむつ支給事業	
若年性認知症訓練事業	113
ごみの訪問収集	
ふれあい訪問収集	

基本目標 1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり

【現状と課題】

北区において、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。また、2人以上で暮らしている世帯においても、日中1人になることがある状況の高齢者もいます。このような中で、高齢者が日常生活での様々な問題に直面したときには、家族の支え合いはもとより、住み慣れた地域における助け合いを通じて、解決できることが必要です。

地域で行われている住民相互の支え合いの活動や、地域の団体が提供する生活の支援などを十分に活用し、誰もが輝ける地域をつくるためには、地域住民や支援組織、専門機関、行政などが連携・協力した支援体制が必要です。

【施策の方向】

住民や地域の多彩な主体のつながりが線となり、さらに面となって有機的につながることで、ともに支え合う地域を目指します。

住民一人ひとりが人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、行政はコーディネーターとしての役割を担い、地域で何かをやってみたいという思いを後押しします。

【事業の実績・計画内容について】

①実績について

本計画は令和2年度中に作成したため、令和2年度中の実績が確定していない場合は、「(見込み)」と記載しています。

なお、令和元年度及び令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で実績が増減している場合があります。

②計画内容について

計画内容は令和3年度から5年度の3年間の計画を記載しています。

(1) 地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実

従来の「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり助け合いながら暮らしていくことのできるすべての人を包み込むコミュニティ、地域や社会を作っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】生活支援体制整備事業</p> <p>地域包括ケアシステムを支える介護予防・生活支援の基盤整備を進める事業です。各高齢者あんしんセンターに生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会に北区全体のコーディネート業務を委託し、区内の地域資源の把握・情報の見える化、ニーズと取り組みのマッチング、サービスの開発や地域ネットワーク構築等に取り組みます。</p> <p>《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託</p> <p>【令和元年度】</p> <p>第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託</p> <p>【令和2年度】</p> <p>第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>第1層、第2層生活支援コーディネーターを中心に、地域特性に応じて必要な生活支援の体制、地域づくりを進めていきます。</p>
<p>【重点】北区地域ケア会議の開催</p> <p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、区レベルの「地域包括ケア連絡会（おたがいさま地域創生会議）」、「地域包括ケア連絡会（王子・赤羽・滝野川3地区）」、「地域ケア個別会議（高齢者あんしんセンター単位）」の3層からなる「地域ケア会議」を開催します。</p> <p>《高齢福祉課、長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>地域ケア個別会議 開催回数 33回 参加人数 329名 地域包括ケア連絡会（王子・赤羽・滝野川圏域） 開催回数 各1回 おたがいさま地域創生会議 開催回数 2回</p> <p>【令和元年度】</p> <p>地域ケア個別会議 開催回数 28回 参加人数 292名 地域包括ケア連絡会（王子・赤羽・滝野川圏域） 開催回数 各1回 おたがいさま地域創生会議 開催回数 1回 (1回中止)</p> <p>【令和2年度】（見込み）</p> <p>地域ケア個別会議 開催回数 34回 参加人数 340名 地域包括ケア連絡会（王子・赤羽・滝野川圏域） 開催回数 各1回 おたがいさま地域創生会議 開催回数 1回</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>「地域ケア個別会議」、「地域包括ケア連絡会（日常生活圏域レベル）」、区レベルの「地域包括ケア連絡会（おたがいさま地域創生会議）」を開催します。</p> <p>地域ケア個別会議 34回 地域包括ケア連絡会（王子・赤羽・滝野川圏域） 各1回 おたがいさま地域創生会議 2回</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</p> <p>認知症についての正しい知識を深め、認知症への備えや早期支援につなげるため、普及・啓発を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 認知症月間図書館イベントの実施 認知症啓発講演会 1 回</p> <p>【令和元年度】 認知症月間図書館イベントの実施 認知症啓発講演会 2 回</p> <p>【令和 2 年度】 認知症月間図書館イベントの実施</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>認知症の人の声や希望を区民に発信し、正しい知識や、新しい支援のあり方を広く伝えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症月間イベントの開催や、パンフレットの配布、講演会等を通じて、普及・啓発に取り組みます。 VR 機器を活用した認知症体験学習会を開催します。
<p>【重点】認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>認知症に関する正しい知識の普及と地域の応援者（サポーター）を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 101 回開催 3,672 人受講 延人数 24,544 人</p> <p>【令和元年度】 75 回開催 1,997 人受講 延人数 26,541 人 中止 6 回</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 30 回開催 500 人受講 延人数 27,041 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>認知症サポーター数 28,000 人（令和 5 年度末まで）</p>
<p>【重点】認知症カフェの開催</p> <p>地域の支え合いを進める交流・活動の場です。認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による相談も実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 25 か所 284 回開催 参加者数 3,847 人</p> <p>【令和元年度】 29 か所 298 回開催 参加者数 4,451 人</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 29 か所 140 回開催 参加者数 500 人 ※令和 2 年 2 月末日～令和 2 年 6 月 30 日まで全認知症カフェ休止</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の認知症カフェに加え、民間運営型の認知症カフェの設置にも取り組めます。 認知症の人の声や希望を発信する場としての役割を強化していきます。
<p>【新規】介護予防のための地域ケア個別会議の開催</p> <p>要介護度が軽度（事業対象者・要支援認定）の高齢者の自立支援、重度化防止を視点とした会議の開催について検討を行い、軽度者の QOL（生活の質）やケアマネジメントの向上、必要な支援の構築や地域づくりにつなげます。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【令和 2 年度】 検討着手</p>	<p>【令和 3 年度】 検討・試行</p> <p>【令和 4・5 年度】 実施</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>北区地域包括ケア連絡会の開催</p> <p>区内の各高齢者あんしんセンターの総合相談・連絡調整機能を高め、保健・医療・介護・福祉等の地域資源ネットワークの構築を目指します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 各高齢者あんしんセンター連絡会 35 回</p> <p>【令和元年度】 各高齢者あんしんセンター連絡会 32 回</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 各高齢者あんしんセンター連絡会 17 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】 定期的開催し、社会資源ネットワークの構築を目指します。</p>
<p>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置</p> <p>主に制度の狭間で困っている方や既存のサービスだけでは十分な対応ができない方からの相談に応じ、地域や関係機関と連携しながら課題解決に向けた取り組みを行う CSW を配置します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 平成 30 年度から神谷・東十条地域に加え、桐ヶ丘地域にも CSW の配置を実施した。</p> <p>【令和元年度】 神谷・東十条地域では地域の居場所づくり支援、桐ヶ丘地域では新たなプロジェクトを発足した。</p> <p>【令和 2 年度】 さらなる活動の充実を目指し、新たな取り組みの支援を行う。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 配置済の 2 地域で、引き続き地域住民の連携や取り組みを支援します。 滝野川圏域に 1 か所新たに CSW を配置します。</p>
<p>社会福祉協議会への支援</p> <p>社会福祉協議会が地域社会の重要な担い手として活動できるよう、適切な支援を行います。</p> <p>また、家事や外出の付添いなどを支援する「友愛ホームサービス事業」及び車いすごと乗車できるリフト付き車両を貸出す「ハンディキャブ貸出事業」に対して、適切な支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 引き続き社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助した。 〈平成 30 年度補助実績額〉 56,148,634 円</p> <p>【令和元年度】 引き続き社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助した。 〈令和元年度補助実績額〉 57,470,000 円</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 〈令和 2 年度補助見込額〉 61,532,000 円 新型コロナウイルス関連事業支援のため、補助金は増額となる見込み</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助します。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>民生委員・児童委員の活動支援</p> <p>民生委員・児童委員が地域における気軽な相談相手として、また、福祉関連の問題を抱える方への助言・援助者として活動できるよう、適切な支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 委員数 309 人 定例会 40 回開催 総会 1 回 自主民協 221 回</p> <p>【令和元年度】 委員数 303 人 定例会 36 回開催 総会 1 回 自主民協 55 回</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 委員数 306 人 定例会 21 回開催 総会 書面開催 新型コロナウイルス感染症の影響で、自主民協の開催回数は未定。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 民生委員・児童委員協議会の事務局として、毎月の定例会の開催や情報提供・連絡調整、相談、研修等の支援を実施します。</p>
<p>おたがいさまネットワーク</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。</p> <p>また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結するとともに、警察・消防などの関係機関も含めた情報共有のための連絡会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 声かけサポーター 28 人 協力機関 6 か所 協力団体 1,196 か所 対象者 324 人 協定締結事業者 4 事業者 おたがいさまネットワーク全体会（地域の担い手づくり講演会と合同開催） 開催回数 1 回 参加人数 250 人</p> <p>【令和元年度】 声かけサポーター 24 人 協力機関 6 か所 協力団体 1,204 か所 対象者 304 人 協定締結事業者 4 事業者 おたがいさまネットワーク全体会（地域の担い手づくり講演会と合同開催） 開催回数 1 回 参加人数 170 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 声かけサポーター 26 人 協力機関 6 か所 協力団体 1,215 か所 対象者 323 人 協定締結事業者 4 事業者 おたがいさまネットワーク全体会（地域の担い手づくり講演会と合同開催） (中止)</p>	<p>【令和 3～5 年度】 高齢者あんしんセンターを中心に、協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター、協定締結団体が連携して、重層的な見守り活動を行っていきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>地域見守り・支えあい活動促進補助事業(町会・自治会への助成)</p> <p>一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げるとともに「おたがいさまネットワーク」による見守り体制の連携強化を図ります。なお、補助期間は10年間で、新規受付は令和4年度をもって終了となります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】 継続 61 団体 新規 4 団体</p> <p>【令和元年度】 継続 63 団体 新規 2 団体</p> <p>【令和2年度】 継続 64 団体 新規 5 団体</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>地域見守り・支えあい活動を行う町会・自治会との連携を推進するとともに、補助金の活用支援や、「おたがいさまネットワーク」等による重層的な支援を行います。</p>
<p>一人暮らし高齢者定期訪問</p> <p>一人暮らし高齢者を、民生委員・児童委員が週一回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩み事の相談を行い、精神的安定をもたらすとともに、孤独感、孤立感の解消を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】 194 人</p> <p>【令和元年度】 148 人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 155 人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>おたがいさまネットワークの見守り体制と役割分担しながら、訪問による見守りを必要とする対象者に対応していきます。</p>
<p>地域のきずなづくり推進プロジェクト</p> <p>町会・自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、高齢者あんしんセンター等、地域活動団体の事業連携及び各団体の持つ人材・情報・技術等の得意分野を活かした協力体制を構築し、団体の活動力及び地域力強化を目的として、各地域振興室単位での地域円卓会議の開催を推進します。</p> <p>地域活動に関心のある方々を対象に、地域デビュー講座等を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《地域振興課》</p>	<p>【平成30年度】 14 地域</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19 地域実施(地域円卓会議) ・地域の担い手育成講座(地域デビュー講座等) <p>は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19 地域実施(地域円卓会議) ・地域の担い手育成講座 	<p>【令和3～5年度】</p> <p>引き続き、地域円卓会議をはじめ、地域のきずなづくり推進のための講座等を開催します。</p>
<p>北区版認知症ケアパスの更新・配布</p> <p>認知症の進行にあわせた適切な医療・介護サービス等を受けることができるよう「北区版認知症ケアパス(北区認知症あんしんなび)」を適宜更新します。認知症の人やその家族、医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの活用を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】 15,000 部配布 概要版 13,000 部配布</p> <p>【令和元年度】 10,000 部配布</p> <p>【令和2年度】 8,500 部配布 簡易版 4,000 部配布</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回発行します。 ・医療・介護等の関係機関のほか、必要な人の手に届くような配布方法を工夫します。
<p>認知症高齢者訪問相談事業</p> <p>認知症の高齢者及び家族に対し、精神科医師等が訪問相談を行い、適切な治療やケアについての助言、認知症に関する知識の提供、医療機関への受診指導や紹介などを行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 11 人</p> <p>【令和元年度】 12 人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 10 人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>訪問相談を行い、適切に対応します。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>認知症家族介護者支援事業</p> <p>介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいや、認知症のケアに関する講座を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 認知症家族介護者教室 4 回 実 29 人参加</p> <p>【令和元年度】 認知症家族介護者教室 3 回 実 19 人参加</p> <p>【令和 2 年度】 中止</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の初期段階を含めた支援のあり方を、介護者の視点を踏まえて開催します。 オンラインでの開催を検討します。
<p>徘徊高齢者家族支援</p> <p>徘徊症状のある認知症高齢者等を在宅で介護する家族に対し GPS を利用した位置情報サービスを提供し、徘徊時における事故の防止を図るなど在宅で安心して介護できる環境を整備します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 利用人数 38 人</p> <p>【令和元年度】 利用人数 37 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 利用人数 40 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>在宅で安心して介護ができる環境を整備します。</p>
<p>若年性認知症啓発事業</p> <p>65 歳未満で発症する若年性認知症の本人と家族が、地域で安心して暮らすことができるように、相談支援や普及啓発に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 若年認知症カフェ 1 か所</p> <p>【令和元年度】 若年性認知症カフェ 1 か所</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 若年性認知症カフェ 1 か所</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>若年性認知症カフェを起点に、啓発活動や、認知症の人によるピアサポート活動を展開していきます。</p>



北区における地域ケア会議と協議体

北区全域

<政策形成>

- ・高齢者保健福祉計画への位置づけ
- ・介護保険運営協議会
- ・地域包括支援センター運営協議会

おたがいさま地域創生会議

学識経験者、医師、歯科医師、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア、商店街連合会、介護サービス事業者、介護予防事業者、社会福祉協議会、高齢者あんしんセンター、シルバー人材センター 各委員で構成

ワーキンググループの設置

各圏域の地域課題の共有化および各分野の意見や知恵からサポート・サービスの創出へとつなげる

王子・赤羽・滝野川 3圏域

各圏域の地域課題
社会資源の把握
情報共有

地域包括ケア連絡会

各圏域高齢者あんしんセンター・社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが運営

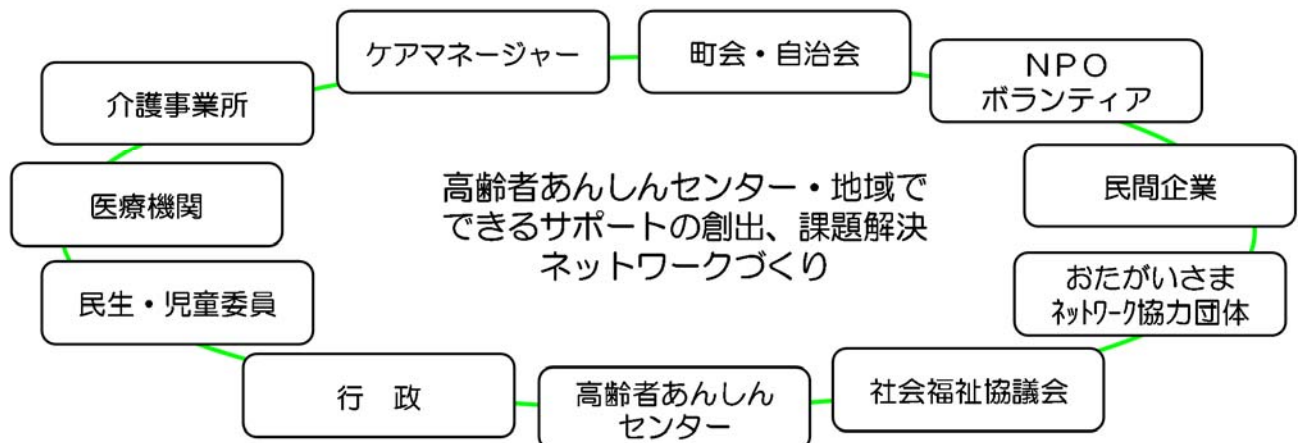
小地域から集約した地域課題や活動について情報共有、課題解決のための検討、サポートの創出

高齢者あんしんセンター単位

地域課題の
発見・共有

地域ケア個別会議 (個別事例の検討)
地域包括ケア連絡会 (地域課題の検討)

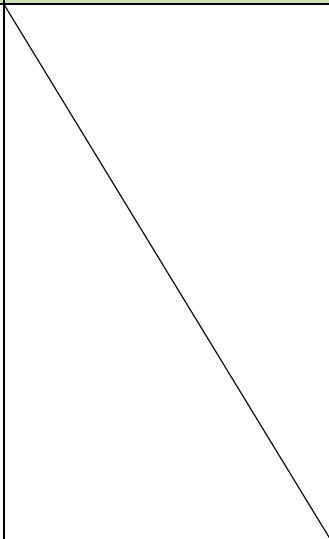
各高齢者あんしんセンターの主任介護支援専門員や生活支援コーディネーター等を中心に開催



(2) 多様な地域資源の活用

地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めるため、地域福祉に関わる様々な団体などによる活動を支援するとともに、それぞれの役割を持ち、みずからのこととして主体的に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】認知症支援ボランティアの活動支援</p> <p>認知症サポーターが認知症についてより理解を深め、地域で活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。また、登録制度を設けて、活躍の場を広げます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>ステップアップ講座 15回開催 388人受講 認知症サポーター 登録数 26人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>ステップアップ講座 11回開催 278人受講 認知症サポーター 登録数 52人</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>ステップアップ講座 3回開催 認知症サポーター 登録数 70人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>認知症支援ボランティアが、認知症の人および家族のニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ地域の仕組み(チームオレンジ)や、認知症カフェ等において、活躍する基盤をつくりま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ講座の開催 ・認知症カフェ連絡会の実施
<p>【重点】認知症サポート店の活動支援</p> <p>認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人に配慮した対応を心がける小売業・金融機関等を区に登録し、認知症ケアパス等で区民に広く周知します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>サポート店数 180事業所</p> <p>【令和元年度】</p> <p>サポート店数 197事業所</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>サポート店数 210事業所</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>認知症サポート店を対象に、ステップアップ講座を実施し、活動のブラッシュアップを図ります。</p> <p>王子・赤羽・滝野川圏域 各1回開催 (令和5年度末まで)</p>
<p>【新規】認知症ピアサポート活動支援</p> <p>認知症診断前後、心理面や生活面への早期からの支援として、認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p> <p>※認知症ピアサポート：認知症の人自身が、自らの体験に基づき、ほかの認知症の人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域交流を通じて、お互いに支え合うことです。</p>	/	<p>【令和3年度】</p> <p>ピアサポーター育成</p> <p>【令和4年度】</p> <p>認知症カフェでの活動展開</p> <p>【令和5年度】</p> <p>認知症カフェ及びチームオレンジでの活動展開</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>【新規】 チームオレンジの整備</p> <p>認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を整備し、地域支援体制の強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p> <p>※空白の期間：認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。</p>		<p>【令和3年度】 検討</p> <p>【令和4年度】 モデル1地区</p> <p>【令和5年度】 モデル3地区</p>
<p>高齢者会食推進事業</p> <p>地域において高齢者を対象とした会食及び配食サービス活動を自主的に実施し、区の要件を満たす団体に活動費の補助を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成30年度】 14 団体</p> <p>【令和元年度】 15 団体</p> <p>【令和2年度】(見込み) 3 団体</p>	<p>【令和3～5年度】 15 団体</p>
<p>ふれあい交流サロンの開催</p> <p>閉じこもりがちな高齢者や認知症の人が、いつでも安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を各高齢者あんしんセンターの圏域ごとに、区の施設や、連携・協力に関する協定を締結したUR都市機構の団地内集会所など、様々な場所を活用し、実施します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 全高齢者あんしんセンターで実施</p> <p>【令和元年度】 全高齢者あんしんセンターで実施</p> <p>【令和2年度】 全高齢者あんしんセンターで実施</p>	<p>【令和3～5年度】 引き続き各高齢者あんしんセンターで実施します。</p>
<p>「介護マーク」の配布・普及</p> <p>駅等のトイレの付き添いや、男性介護者が女性用下着を買うときなど、介護中であることを周囲に理解していただくために「介護マーク」を配布し、普及します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付</p> <p>【令和元年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付</p> <p>【令和2年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付</p>	<p>【令和3～5年度】 引き続き窓口・各高齢者あんしんセンターで配布し、普及を図ります。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>北区NPO・ボランティアぷらざの運営</p> <p>市民活動推進機構への事業委託、施設管理委託を通じて、区民の視点に立ったNPO・ボランティア活動推進のための事業実施とともに活動環境の整備を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《地域振興課》</p>	<p>協働事業の実施や、新たな提案、相談などに対応するために、各課に協働推進員1名を置き、情報共有や連携が図れる体制を整備しました。</p> <p>【平成30年度】 協働推進員 66人</p> <p>【令和元年度】 協働推進員 71人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 協働推進員 69人</p>	<p>【令和3～5年度】 引き続き同規模で実施します。</p>
<p>コミュニティビジネス支援事業</p> <p>地域に密着した課題を地域が担い解決していくコミュニティビジネスを推進し、地域の活性化や地域の雇用創出につなげていくため、セミナーを実施します。</p> <p style="text-align: right;">《産業振興課》</p>	<p>【平成30年度】 セミナー参加者 88人 シンポジウム参加者 33人</p> <p>【令和元年度】 セミナー参加者 65人 シンポジウム参加者 15人 個別相談参加者 116人</p> <p>【令和2年度】 セミナー参加者 105人(見込み) シンポジウム参加者 30人 個別相談参加者 70人(見込み)</p>	<p>引き続き、コミュニティビジネスの担い手の発掘・支援を行うため、区主催のセミナー、シンポジウムに加え、令和元年度に立ち上げたコミュニティビジネス創業支援ネットワークによるセミナーや個別相談を実施します。</p> <p>【令和3～5年度】 セミナー参加者 100人 シンポジウム参加者 40人 個別相談参加者 60人</p>
<p>再掲 【重点】地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>2-(3)「社会参加・介護予防の促進」 P77 参照</p>	
<p>再掲 【重点】地域介護予防活動支援事業</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>2-(3)「社会参加・介護予防の促進」 P77 参照</p>	
<p>再掲 健康づくり応援団(健康づくりグループ支援)</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>2-(2)「健康寿命の延伸」 P73 参照</p>	
<p>再掲 健康づくり応援団(人材育成: さくら体操指導員・楽しい食の推進員)</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>2-(2)「健康寿命の延伸」 P73 参照</p>	

(3) 多世代間の交流による重層的なつながりの創出

地域活動の担い手が減少する中、限られた資源で地域の課題を解決するには世代を超えた多世代間の交流を通じ、問題を共有化することが必要です。ジェネラティビティ（次世代の価値を生み出す行為に積極的に関わること。）の考えのもと、地域の中で交流を生む仕組みづくりを推進します。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】小・中学校等における認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>小・中学校等教育機関において認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解の普及を推進します。</p> <p>《長寿支援課、教育指導課》</p>	<p>【平成 30 年度】 21 校</p> <p>【令和元年度】 16 校 中止 3 校</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 4 校</p>	<p>【令和 3 年度】 10 校</p> <p>【令和 4 年度】 15 校</p> <p>【令和 5 年度】 20 校</p>
<p>絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及</p> <p>絵本読み聞かせ教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。</p> <p>教室の卒業生は、シニアボランティアとして、保育園、小学校、児童館や老人ホームなどで絵本の読み聞かせを行い、地域で多世代共生型の社会貢献活動を展開しています。</p> <p>《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 教室開催 1 教室 20 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 5G 自主グループ参加者数 50 人</p> <p>【令和元年度】 教室開催 1 教室 24 人 自主グループ立上件数 0G 支援自主グループ数 5G 自主グループ参加者数 53 人</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 教室開催 1 教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 6G 自主グループ参加者数 68 人</p>	<p>【令和 3 年度】 教室開催 1 教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 7G 自主グループ参加者数 83 人</p> <p>【令和 4 年度】 教室開催 1 教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 8G 自主グループ参加者数 98 人</p> <p>【令和 5 年度】 教室開催 1 教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 9G 自主グループ参加者数 113 人</p>
<p>小・中学校における福祉啓発教育の推進</p> <p>小・中学校において福祉・介護に関する事業や制度を普及・啓発するための取り組みを行います。</p> <p>《教育指導課》</p>	<p>【平成 30 年度】 各校において実施します。</p> <p>【令和元年度】 各校において実施します。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 各校において実施します。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 各校において、継続して実施します。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>世代間交流の開催（幼稚園・こども園・小・中学校との交流）</p> <p>子どもの頃から、思いやりと助け合いの心を育てるために、昔遊びや昔語りなど高齢者と幼稚園・こども園の幼児、小・中学校の児童・生徒との交流の場をつくっていきます。</p> <p style="text-align: right;">《教育指導課》</p>	<p>【平成 30 年度】 各校において実施します。</p> <p>【令和元年度】 各校において実施します。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 各校において実施します。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 各校において、継続して実施します。</p>
<p>昔遊び・伝統的文化継承活動</p> <p>児童館等において子育て経験のある方や伝統的な日本文化の知識がある方を講師として、昔遊びや伝統的文化の継承活動を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《子どもわくわく課》</p>	<p>【平成 30 年度】 講師を招き、各施設等で実施。 例) お茶・太鼓・昔遊び等</p> <p>【令和元年度】 講師を招き、各施設等で実施。 例) お茶・太鼓・昔遊び等</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 講師を招き、各施設等で実施。 例) お茶・太鼓・昔遊び等</p>	<p>【令和 3～5 年度】 各児童館、子どもセンター、放課後子ども総合プランにおいて実施します。</p>
<p>放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」</p> <p>放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する「放課後子ども総合プラン」事業において、地域の方を講師として、昔遊びや伝統的文化の活動などを実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《子どもわくわく課》</p>	<p>【平成 30 年度】 小学校 29 校で導入完了。 平成 31 年度に導入予定の新規 5 校の準備を行った。</p> <p>【令和元年度】 小学校 34 校で導入完了。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 小学校 34 校で実施。令和 3 年度に導入予定の王子第一小学校の準備を行います。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 全小学校で実施</p>
<p>高齢者参画による世代間交流</p> <p>保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《保育課》</p>	<p>【平成 30 年度】 開催回数 217 回/年</p> <p>【令和元年度】 開催回数 169 回/年</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 新型コロナウイルス感染症の影響で、開催回数未定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ検討</p> <p>【令和 3～5 年度】（予定） 開催回数 250 回/年</p>

コラム① 「住民から発進する地域共生社会の実現に向けた取り組み」

東京都健康長寿医療センター研究所

社会参加と地域保健研究チーム 研究部長

藤原 佳典

(北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会委員長)

最近、「地域共生社会をつくる」という言葉をよく耳にしませんか。子どもから高齢者までが切れ目なくつながり、世代から世代へと交流・支え合いが継承される全世代型の地域づくりを意味します。

国は2020年6月、地域共生社会の実現のために法改正を行いました。市区町村においては、地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、世代や属性を問わないⅠ相談支援、Ⅱ社会参加支援、Ⅲ地域づくりの支援を推進することが求められています。簡単に言うと、地域包括ケアシステムにおける事業を多世代・多領域に拡張するものと言えます。ⅠやⅡは、主に福祉や保健分野の専門家が担います。一方、Ⅲの地域づくりこそは、区民の皆さんが主人公です。

既に、厚労省の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」(2019年12月)において、地域高齢者の多様なニーズに応えるためには、従来の高齢者同士の体操や会食等の活動だけでなく、子育てサロンや子ども食堂で高齢者がサポーター等として活躍することも、いきがいや健康の源になれば、介護予防事業として推奨されています。

例えば、北区では、私の身近に、シニアによる絵本の読み聞かせグループ「りぷりんと・北」があります。区の認知症予防講座修了生の有志30名のボランティアが地域の様々な施設やカフェ等で定期的に読み聞かせを行っています。聞き手は実に0歳から100歳、家族や職員まで加わり、まさに多世代です。

コロナ禍では、3密を避けるために、区とも相談しながら青空のもと公園で保育園児に読み聞かせを行う工夫も見られます。読み手も聞き手も、様々な困りごとを抱えているかもしれませんが、そんなことは関係なく、読み聞かせを通して知り合った緩いつながりは、回を重ねることで、世代を超えて見守りや支え合いにつながる可能性があります。地域共生社会は、既に、区民の皆さんからスタートしているのではないのでしょうか。



「りぷりんと・北」による絵本読み聞かせの様子

基本目標 2 自立して豊かな高齢期を過ごすために

【現状と課題】

北区で暮らす多くの高齢者は、良好な健康状態を保っている一方で、令和7(2025)年には、「団塊の世代」が75歳に達することとなり、その時に備えて、高齢者自らが健康の重要性を改めて認識し、健康づくりに取り組むことが大切です。

また、高齢者の社会参加数は少ない状況となっており、多くの高齢者が社会参加することのできる環境づくりが重要となっています。

このような状況を踏まえ、趣味や健康づくりから、就労、ボランティア、地域貢献、生涯学習等の幅広い分野において、高齢者が活躍できる地域づくりの取り組みが必要です。

【施策の方向】

若年期の健康なときからおのこの健康状態にあった適切な健康づくりや介護予防を行うなど健康寿命の延伸に向けて取り組むことで、自分らしく活動的な生活を高齢期まで長く送れるようになります。生涯を見通した将来設計を立て、いきがいづくりの手段となる健康づくり、仲間づくり、就労などを促進できるよう、ニーズや意欲、能力に応じた機会・場所の提供をしていきます。

(1) いきがい・役割を実感できる環境の整備

高齢者が元気で長生きするためには、社会的役割を持つことがよいとされています。役割がある中での高齢者の社会参加等を促進する観点から取り組みを進めます。

事業内容	実績	計画内容
【重点】【新規】いきがい活動センターの運営 (施設愛称：きらりあ北) いきがいづくりを進めるためのワンストップ窓口となり、一人ひとりが役割を持って、就労や社会参加につなげていけるよう、新たな活動拠点としていきがい活動センターを運営します。 ≪高齢福祉課≫	【令和2年度】 施設開設	【令和3～5年度】 高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援するため、「相談」「学び」「健康づくり・介護予防」を実施します。
授産場の運営 働く意欲のある高齢者に、個人の能力に応じた作業を提供し、就労を通して生活の安定といきがいづくりを支援します(王子・桐ヶ丘授産場)。 ≪高齢福祉課≫	月平均利用者数 【平成30年度】 王子 43.3人 桐ヶ丘 27.3人 【令和元年度】 王子 40.6人 桐ヶ丘 24.6人 【令和2年度】(見込み) 王子 41.0人 桐ヶ丘 23.0人	【令和3～5年度】 両施設の利用者定員(王子50人、桐ヶ丘33人)を満たすようにします。

事業内容	実績	計画内容
<p>シルバー人材センターの活動支援</p> <p>健康で働く意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助し、就業を通じた高齢者のいきがいづくりを図る支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 会員数 2,452 人</p> <p>【令和元年度】 会員数 2,494 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 会員数 2,245 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】 運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように活動を支援します。</p>
<p>高齢者いきいきサポーター制度</p> <p>高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の健康維持・介護予防につなげるため、指定受入施設でのボランティア活動時間に応じた交付金を交付します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 受入施設 68 施設 登録者 873 名</p> <p>【令和元年度】 受入施設 89 施設 登録者 879 名</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 受入施設 91 施設 登録者 805 名</p>	<p>【令和 3 年度】 受入施設 100 施設 登録者 725 名</p> <p>【令和 4 年度】 受入施設 110 施設 登録者 745 名</p> <p>【令和 5 年度】 受入施設 120 施設 登録者 755 名</p>
<p>就職相談事業</p> <p>主に区内の求職者を対象にハローワーク王子と共同で設置した赤羽しごとコーナーにおいて、内職を含めた職業相談、求人紹介等を行います。平成 25 年度より毎週 2 回の就職支援アドバイザーによる予約制の相談窓口を、1 日 5 名まで実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《産業振興課》</p>	<p>【平成 30 年度】 就職支援アドバイザー相談者数 297 名</p> <p>【令和元年度】 就職支援アドバイザー相談者数 221 名</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 就職支援アドバイザー相談者数 200 名程度</p>	<p>【令和 3～5 年度】 就職支援アドバイザー相談者数 250 名(見込み)</p>
<p>起業家支援事業</p> <p>創業者が創業に必要な知識を習得し、効率的に開業できるようにセミナーを実施します。また、平成 27 年度より、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業として、指定の講座を基準の回数以上受講した起業家の内、希望者に証明書を発行し金融機関等と連携した創業支援を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《産業振興課》</p>	<p>【平成 30 年度】 セミナー参加者 219 人</p> <p>【令和元年度】 セミナー参加者 205 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) セミナー参加者 170 人程度</p>	<p>起業家のニーズに合わせたセミナー内容を検討しながら、引き続き特定創業支援等事業に該当するセミナーを実施します。また、より多くの創業者を支援するため、セミナーを年 2 回開催に拡充します。</p> <p>【令和 3～5 年度】 セミナー参加者 280 人</p>

(2) 健康寿命の延伸

心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間である健康寿命を延ばすため、健康づくりに関する情報の普及啓発や、運動や栄養に関する講座などの開催、健診・検診の実施に引き続き取り組んでいきます。

事業内容	実績	計画内容
<p>糖尿病重症化予防事業の実施</p> <p>日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省が作成した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病重症化予防事業を実施します。令和元年度より、保健指導を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《国保年金課》</p>	<p>【平成 30 年度】 医師会と連携し、事業対象者を選定。 事業対象者 145 名に受診勧奨を実施。 R 元.10 月現在 82 名受診。</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会と定期的に検討会開催。 受診勧奨の対象者に治療中断者を追加し、合計 252 名に通知発送。 保健指導 2 名終了 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会と定期的に検討会開催。 前年度の特定健康診査の結果、糖尿病のおそれがあると思われた者で、引き続き病院受診が確認できない者に受診勧奨を実施 <p>○通知発送実施者 94 名 ○電話による受診勧奨実施者 80 名</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>引き続き、国などが作成する糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた、重症化予防事業を実施します。</p> <p>また、医師会との検討会を定期的を開催していきます。</p> <p>特定健康診査の受診・未受診に関わらず、糖尿病治療中で重症化の恐れがあると医師が判断した者についても保健指導対象としていきます。</p>
<p>特定健康診査・特定保健指導の実施</p> <p>40 歳～74 歳の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施し、受診率の向上に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">《国保年金課、健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 特定健診 25,363 人 (受診率 44.5%) 特定保健指導修了者 370 人 (実績)</p> <p>【令和元年度】 特定健診 24,276 人 (受診率 44.4%) 特定保健指導修了者 350 人 (実績)</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 特定健診 21,155 人 (受診率 40.4%) 特定保健指導初回面接利用者 720 名</p>	<p>特定健康診査の受診勧奨方法や時期、特定保健指導の利用勧奨方法や時期を検討し、受診率・実施率の向上に取り組めます。</p> <p>【特定健康診査等実施計画(第 3 期)】</p> <p>【令和 3 年度】 特定健康診査受診率：55% 特定保健指導実施率：45%</p> <p>【令和 4 年度】 特定健康診査受診率：58% 特定保健指導実施率：50%</p> <p>【令和 5 年度】 特定健康診査受診率：60% 特定保健指導実施率：60%</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>後期高齢者健診の実施</p> <p>後期高齢者医療制度に加入している区民(65歳以上で一定の障害のある方及び75歳以上の方)を対象とした健康診査を実施し、受診率の向上に取り組みます。</p> <p>《国保年金課、健康推進課》</p>	<p>【平成30年度】 23,195人 (受診率55.0%)</p> <p>【令和元年度】 23,233人 (受診率54.6%)</p> <p>【令和2年度】(見込み) 24,000人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>「第3期東京都後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」に示される目標受診率を踏まえ、継続して実施していきます。</p>
<p>【新規】生活習慣病重症化予防事業の実施</p> <p>データヘルス計画第2期および「東京都北区国民健康保険生活習慣病重症化予防事業実施要領」に基づき、生活習慣病重症化予防事業を実施します。</p> <p>《国保年金課》</p>	<p>△</p>	<p>【令和3年度】</p> <p>特定健康診査の結果、数値が受診勧奨値を超えたにもかかわらず、医療機関を受診していない者に対し、通知発送および電話による受診勧奨を実施します。(予定数500人)</p> <p>【令和4年度】</p> <p>引き続き、データヘルス計画および「東京都北区国民健康保険生活習慣病重症化予防事業実施要領」に基づいた重症化予防事業を実施します。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>引き続き、データヘルス計画および「東京都北区国民健康保険生活習慣病重症化予防事業実施要領」に基づいた重症化予防事業を実施します。</p>
<p>健康フェスティバル</p> <p>健康づくりグループや関係機関と協働し、毎年10～11月にかけて健康づくりのイベントや講座を開催します。</p> <p>《健康推進課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>元気で輪っしょい! 健康フェスティバル北区 2018 3,431人 (北・水辺ウォークの1,238人を含む)</p> <p>【令和元年度】</p> <p>元気で輪っしょい! 健康フェスティバル北区 2019 1,823人 (台風19号の影響により北・水辺ウォーク中止)</p> <p>【令和2年度】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>区民一人ひとりが自分に合った健康づくりの手法を見つけることができるよう、10～11月に様々な健康づくりのイベントや講座を開催して啓発を行うとともに、関係機関が主催するイベントや講座の広報協力を行います。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>さくら体操の普及</p> <p>転倒予防に効果的な北区オリジナルの健康体操「北区さくら体操」の普及に取り組みます。</p> <p>《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>町会・自治会・イベント等 13 回 保育園 21 回</p> <p>【令和元年度】</p> <p>町会・自治会・イベント等 11 回 保育園 15 回</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年 3 月に開催する予定だったイベントが中止となった。</p> <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため北区さくら体操指導員の活動休止 ・YouTube 北区公式チャンネルでさくら体操の動画を配信 	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>北区さくら体操指導員の地域での活動のほか、普及啓発資材、ホームページ等を活用し、引き続き、さくら体操の普及に取り組みます。</p>
<p>ウォーキング大会</p> <p>春に桜ウォーク、秋に北・水辺ウォークを実施します。</p> <p>《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>桜ウォーク 2018 (H30.4.1) 2,418 人 桜ウォーク 2019 (H31.3.31) 2,697 人</p> <p>※近年、桜の開花が早まっていることから、3 月末に実施。</p> <p>2018 北・水辺ウォーク (H30.10.28) 1,238 人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>桜ウォーク 2020 (R2.3.29)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>2019 北・水辺ウォーク (R元.10.27)</p> <p>台風 19 号の影響により中止</p> <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、桜ウォーク 2021、2020 北・水辺ウォークともに中止 ・区内施設等で両ウォーキング大会のコースガイドを配布 	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>区民がウォーキングに取り組むきっかけづくりとして、ウォーキング大会を実施します。</p> <p>桜ウォーク 1 回 北・水辺ウォーク 1 回</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>筋力アップ体操教室</p> <p>運動習慣の定着を目指して、筋力トレーニングに加えてストレッチやさくら体操を行う体操教室を地域の会場で実施します。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 参加者 延べ 76,653 人</p> <p>【令和元年度】 参加者 延べ 64,559 人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2.2.27 より全会場にて実施を休止)</p> <p>【令和 2 年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、体操教室を地域の会場で実施します。</p>
<p>新型栄養失調予防</p> <p>区民の健康づくりに関する包括連携協定を締結している味の素株式会社等と連携し、新型栄養失調予防の普及・啓発に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 栄養講座 9 回 151 人</p> <p>【令和元年度】 栄養講座 9 回 188 人</p> <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため栄養講座中止 ・区内施設で啓発資料を掲示・配布 	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、新型栄養失調予防の普及・啓発に取り組みます。</p>
<p>ロコモ予防</p> <p>筋肉・骨・関節といった運動器の機能が低下し日常生活に不自由が生じるロコモティブシンドロームを予防するための普及・啓発に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 1 講座 (全 3 回) 延べ 72 人 講演会 1 回 68 人</p> <p>【令和元年度】 2 講座 60 歳以上対象 (全 2 回) 延べ 57 人 40～50 歳代対象 (全 1 回) 19 人 講演会 1 回 62 人</p> <p>【令和 2 年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座・講演会中止</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、ロコモ予防の普及・啓発に取り組みます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>食育の普及・啓発</p> <p>「食べるもの」や「食べること」の大切さについて体験を通して学びながら、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることにより、健やかな心と体をつくります。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 北区みんなで楽しむ食育フェア 2019 (食育講演会等の関連事業を含む) 1,507 人</p> <p>【令和元年度】 北区みんなで楽しむ食育フェア 2020 (食育講演会等の関連事業を含む) 1,660 人</p> <p>【令和 2 年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北区みんなで楽しむ食育フェア 2021 (食育講演会等の関連事業を含む) 中止</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 食育に関する取り組みを行う団体、NPO 法人、学校、民間企業等と連携し、北区みんなで楽しむ食育フェアや食育講演会等を開催します。</p>
<p>健康づくり応援団 (健康づくりグループ支援)</p> <p>区民が仲間とともに、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健康づくりを目的として区内で自主的に活動する「健康づくりグループ」の支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 123 グループ</p> <p>【令和元年度】 117 グループ</p> <p>【令和 2 年度】 (見込み) 120 グループ</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 引き続き、健康づくりグループの活動を支援します。</p>
<p>健康づくり応援団 (人材育成: さくら体操指導員・楽しい食の推進員)</p> <p>区民の主体的な健康づくりを応援する人材として、「北区さくら体操指導員」や「北区楽しい食の推進員」を育成し、活動を支援するとともに、区民との協働による事業を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 「北区さくら体操指導員」フォロー講習 5 回 210 人 リーダー講習 2 回 14 人 養成講習 1 回 8 人 「北区楽しい食の推進員会」研修会 2 回 54 人</p> <p>【令和元年度】 「北区さくら体操指導員」フォロー講習 4 回 167 人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3 月開催分を中止) リーダー講習 2 回 18 人 養成講習 1 回 8 人 「北区楽しい食の推進員会」研修会 1 回 22 人 養成講習 1 回 8 人</p> <p>【令和 2 年度】 「北区さくら体操指導員」新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講習中止 「北区楽しい食の推進員会」新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修会は中止し、食品衛生講習を书面開催</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 引き続き、「北区さくら体操指導員」や「北区楽しい食の推進員」など、区民の主体的な健康づくりを応援する人材を育成し、協働事業を推進します。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診</p> <p>がんの早期発見、早期治療を図るため、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診を実施し、受診者数の増を図ります。</p> <p>《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>子宮がん 6,058 人 胃がん 3,692 人 乳がん 6,164 人 大腸がん 7,709 人 胃がんハイリスク 4,851 人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>子宮がん 5,096 人 胃がん 3,820 人 乳がん 5,877 人 大腸がん 7,601 人 胃がんハイリスク 4,513 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>子宮がん 7,200 人 胃がん 4,900 人 乳がん 7,200 人 大腸がん 38,000 人 肺がん 2,500 人 胃がんハイリスク 1,200 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>北区医師会及び検診機関に委託して各がん検診を実施します。 検診未受診者に受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。</p>
<p>耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗しょう症検(健)診</p> <p>耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗しょう症の予防と早期発見を目的に健(検)診を実施し、受診者数の増を図ります。</p> <p>《健康推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>歯周病 3,919 人 口腔機能 3,307 人 耳 6,945 人 眼 7,263 人 骨粗しょう症 2,373 人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>歯周病 3,858 人 口腔機能 3,110 人 耳 6,998 人 眼 7,020 人 骨粗しょう症 2,237 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>歯周病 4,400 人 口腔機能 4,800 人 耳 6,700 人 眼 6,100 人 骨粗しょう症 2,300 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>北区医師会及び北歯科医師会、滝野川歯科医師会に委託して健診等を実施します。 健康支援センターにおいて、骨粗しょう症検診を実施します。 健診等未受診者に受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。</p>
<p>高齢者肺炎球菌予防接種</p> <p>区内に住所を有する 65 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの年齢の方に、肺炎球菌ワクチン接種の促進を図ることにより、高齢者の肺炎球菌による肺炎の重症化の予防を図ります。</p> <p>《保健予防課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>4,920 人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>2,225 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>2,850 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>3,000 人</p>
<p>高齢者インフルエンザ予防接種</p> <p>区内に住所を有する 65 歳以上の方にインフルエンザ予防接種費用の一部及び全額助成します。予防接種法を根拠に、都・区・医師会の 3 者協定に基づき実施します。</p> <p>《保健予防課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>43,792 人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>45,695 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>62,000 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>50,000 人</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>健康づくり推進店シニア元気メニュー</p> <p>「健康づくり推進店」でシニア元気メニュー（高齢者の低栄養を予防するため、多様な食品を食べやすく摂取できる、外食や持ち帰り弁当等のメニュー）が提供できるように、メニューの開発相談を行います。</p> <p>シニア元気メニューを提供できる「健康づくり推進店」を増やし、高齢者が元気で暮らせるための食の環境整備の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《保健予防課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>「シニア元気メニュー」 新規登録店舗 10 店舗 登録店舗総数 41 店舗</p> <p>【令和元年度】</p> <p>「シニア元気メニュー」 新規登録店舗 4 店舗 登録店舗総数 44 店舗</p> <p>【令和 2 年度】（見込み）</p> <p>新規登録店舗 3 店舗</p>	<p>【令和 3 ～ 5 年度】</p> <p>「シニア元気メニュー」 新規登録店舗数 3 年間で 10 店舗以上</p>



さくら体操



北・水辺ウォーク



桜ウォーク

(3) 社会参加・介護予防の促進

介護予防のためには、運動や栄養といった健康づくりはもちろんですが、人や社会とのつながりが大切です。地域における高齢者の社会参加活動を促進する取り組みを保険者機能強化推進交付金等も活用して進めます。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】老人いこいの家の運営</p> <p>人生 100 年時代に向けた「いきがづくり」「介護予防」に取り組み、自立した高齢期をめざす集いの場・活動の場・多世代交流の場をコンセプトとし、いくつになっても、だれもが自分らしく輝き、活躍できる社会を実現するために、地域における相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりを行い高齢者のいきがづくりにつなげます(志茂・名主の滝・滝野川3か所設置)。 ≪高齢福祉課≫</p>	<p>【平成 30 年度】 127,025 人</p> <p>【令和元年度】 94,258 人 志茂老人いこいの家は、令和元年 9 月から令和 2 年 4 月まで改修工事のため休館。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月 5 日より休館。</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 年間利用者数 40,000 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>事業について、見直しを行います。 社会参加や介護予防につながるプログラムの導入及び充実 相談機能の充実 いきが活動センターとの連携 現状の事業見直し 老人いこいの家見直しの検討会を設置し、抜本的な見直しを行うための検討を行います。</p>
<p>【重点】【新規】全高齢者実態把握調査の実施</p> <p>人生 100 年時代を見据え、社会参加、介護予防・自立支援につながる各種施策を構築する上での基礎資料としていくため、65 歳以上で要介護認定を受けていない在宅の高齢者の状況を把握する調査を行います。 ≪高齢福祉課≫</p>	/	<p>【令和 3 年度】</p> <p>実態把握調査を実施し、調査結果を分析します。</p> <p>【令和 4 年度】</p> <p>調査結果の詳細な分析を行い、施策の検討を行います。</p> <p>【令和 5 年度】</p> <p>令和 6 年度からの次期地域包括ケア推進計画に反映させます。</p>
<p>【重点】介護予防・生活支援サービス</p> <p>いつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活が送れるように、地域全体で介護予防を支援する取り組みです。要支援 1・2 と認定された方や笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)により生活機能の低下がみられた方が利用できます。引き続き必要なサービスを検討し、基盤整備に取り組みます。 ≪長寿支援課≫</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施回数 2 回 修了者数 35 名</p> <p>【令和元年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施回数 4 回 修了者数 100 名</p> <p>【令和 2 年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施無し</p>	<p>【令和 3 年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施回数 4 回 修了者数 100 名</p> <p>【令和 4 年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施回数 4 回 修了者数 100 名 ○サービス C (短期集中予防サービス) 制度内容検討</p> <p>【令和 5 年度】</p> <p>○生活援助員研修 実施回数 4 回 修了者数 100 名 ○サービス C (短期集中予防サービス) モデル事業開始</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】地域介護予防活動支援事業 おたっしゃ筋力アップ体操教室などから、住民主体の介護予防につながる活動を行う自主グループの立上げを支援するとともに、通いの場づくりを推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 自主グループ立上件数 30G 支援自主グループ数 99G 自主グループ交流会 2回 166人</p> <p>【令和元年度】 自主グループ立上件数 22G 支援自主グループ数 116G 自主グループ交流会 1回 190人</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 自主グループ立上件数 16G 支援自主グループ数 130G 自主グループ交流会 1回 39人</p>	<p>【令和 3 年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ数 166G 自主グループ交流会 1回 166人</p> <p>【令和 4 年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ数 202G 自主グループ交流会 1回 202人</p> <p>【令和 5 年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ数 238G 自主グループ交流会 1回 238人</p>
<p>【重点】地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、おたっしゃ教室や高齢者あんしんセンターのサロン活動などへのリハビリテーション専門職の関与を促進します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 技術支援 28 件 会議参加 37 件</p> <p>【令和元年度】 技術支援 15 件 会議参加 35 件</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 技術支援 15 件 会議参加 37 件</p>	<p>【令和 3～5 年度】 技術支援 40 件 会議参加 63 件</p>
<p>【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。</p> <p>《国保年金課・健康推進課・地域医療連携推進担当課・高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課》</p>	<p>【令和 2 年度】 庁内連携について検討</p>	<p>【令和 3～5 年度】 令和 6 年度までの実施に向けて検討を進めます。</p>
<p>介護予防把握事業 事業対象者（「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」を実施し、生活機能の低下があると判断された者）を的確に把握し、介護予防事業につなげるため、おたっしゃ教室説明・体験会等において笑顔で長生き調査を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 おたっしゃ教室説明・体験会 12 回 調査実施件数 732 名</p> <p>【令和元年度】 おたっしゃ教室説明・体験会 10 回実施 1 回中止 調査実施件数 690 名</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） おたっしゃ教室説明・体験会 10 回 調査実施件数 400 名</p>	<p>【令和 3～5 年度】 おたっしゃ教室説明・体験会 10 回 調査実施件数 750 名</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>介護予防普及啓発事業</p> <p>すべての高齢者に対して老年症候群に対する対策の必要性を理解してもらうために、サロンや講演会等を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 介護予防講演会 4 回 733 人 介護予防サロン 95 回 2,610 人 健康はつらつ講座 86 回 1,367 人 介護予防教室 6 回 260 人</p> <p>【令和元年度】 介護予防講演会 4 回 315 人 介護予防サロン 86 回 2,517 人 健康はつらつ講座 54 回 849 人 介護予防教室 5 回 171 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 介護予防講演会 2 回 250 人 介護予防サロン 70 回 980 人 健康はつらつ講座 事業終了 介護予防教室 事業終了</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 介護予防講演会 4 回 460 人 介護予防サロン 72 回 2,160 人</p>
<p>介護予防リーダーの育成</p> <p>介護予防の知識と技能を身につけ、地域に介護予防の知識を広め、介護予防の自主グループを展開するためのリーダーを養成する講座を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 修了者数 27 人</p> <p>【令和元年度】 修了者数 40 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 修了者数 13 人</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 修了者数 40 人</p>
<p>認知症予防プログラムの普及</p> <p>絵本読み聞かせ教室やウォーキング教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。 (認知症予防：認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする)</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 ウォーキング教室 2 教室 35 人 絵本読み聞かせ教室 1 教室 20 人</p> <p>【令和元年度】 ウォーキング教室 2 教室 40 人 絵本読み聞かせ教室 1 教室 24 人</p> <p>【令和 2 年度】 ウォーキング教室 1 教室 20 人 絵本読み聞かせ教室 1 教室 15 人</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 ウォーキング教室 1 教室 20 人 絵本読み聞かせ教室 1 教室 15 人</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>一般介護予防事業評価事業</p> <p>介護予防事業評価検討会を開催し、おたっしや教室（おたっしや筋力アップ体操教室、元気アップマシントレーニング教室、ご近所体操教室）等の評価を行い、事業実施方法等の改善を図ります。</p> <p>《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 開催回数 1 回</p> <p>【令和元年度】 開催回数 1 回</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 開催回数 1 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】 開催回数 1 回</p>
<p>介護予防拠点施設事業 （施設愛称：ぷらっとほ一む）</p> <p>介護予防の普及啓発、地域活動の支援や生活支援サービスの担い手の育成等に関する事業（介護予防事業）と介護予防プログラムを提供する通所型サービス事業を実施します。</p> <p>《長寿支援課》</p>	<p>指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉協議会</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防普及啓発事業の参加者 滝野川東 延 13,500 人 桐ヶ丘 延 6,412 人 ○地域介護予防活動支援事業の参加者 滝野川東 延 1,874 人 桐ヶ丘 延 1,061 人 ○通所型サービス利用者 滝野川東 延 752 人 桐ヶ丘 延 744 人 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防普及啓発事業の参加者 滝野川東 延 13,703 人 桐ヶ丘 延 12,288 人 ○地域介護予防活動支援事業の参加者 滝野川東 延 2,348 人 桐ヶ丘 延 2,960 人 ○通所型サービス利用者 滝野川東 延 583 人 桐ヶ丘 延 700 人 <p>【令和 2 年度】（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防普及啓発事業の参加者 滝野川東 延 6,500 人 桐ヶ丘 延 6,000 人 ○地域介護予防活動支援事業の参加者 滝野川東 延 1,150 人 桐ヶ丘 延 1,450 人 ○通所型サービス利用者 滝野川東 延 500 人 桐ヶ丘 延 600 人 	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>高齢者が元気に自立した生活が送れるように仲間づくり、健康づくり、いきがづくりを支援していきます。</p> <p>また、地域や高齢者あんしんセンター等と連携しながら、地域づくりの視点を取り入れたプログラムを検討し、事業を展開していきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>シニアクラブの活動支援</p> <p>地域のシニアクラブの活動を支援するために運営費の一部を補助します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 126 クラブに助成</p> <p>【令和元年度】 123 クラブに助成</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 121 クラブに助成</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 運営費の一部を補助し、シニアクラブの会員増強等の活動を支援します。</p>
<p>高齢者ヘルシー入浴補助券</p> <p>区内に住所を有する70歳以上の方(要介護度4または5の者を除く)を対象に、社会参加の促進や入浴による健康の増進を図るため、高齢者ヘルシー入浴補助券を支給します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 利用枚数 242,008 枚</p> <p>【令和元年度】 利用枚数 237,947 枚</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 利用枚数 232,277 枚</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 利用枚数 242,000 枚</p>
<p>高齢者ふれあい食事会</p> <p>年間を通して決まった曜日・会場に集まることで、外出のきっかけをつくり、同年代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで、様々な方と交流を深めることができるふれあい型の食事会を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 46 会場 参加者 942 人</p> <p>【令和元年度】 43 会場 参加者 900 人</p> <p>【令和 2 年度】 32 会場 当選者 713 人 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 年間休止</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 参加者 900 人</p>
<p>【重点】 ことぶき大学</p> <p>テーマは生活・健康・文学・音楽・時事問題など幅広く設定し、高齢者の学習の場やいきがいくりの場を提供します。</p> <p style="text-align: right;">《生涯学習・学校地域連携課》</p>	<p>【平成 30 年度】 参加人数 638 人</p> <p>【令和元年度】 参加人数 736 人</p> <p>【令和 2 年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止</p>	<p>【令和 3 ~ 5 年度】 参加人数 700 人/年</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】IT関係講座</p> <p>パソコンやスマートフォン、タブレット等の基本的な操作や日常生活に役立つ活用法(インターネットやメール等)を学習する機会を設定し、情報活用を支援します。</p> <p>《生涯学習・学校地域連携課》</p>	<p>【平成30年度】 中央公園文化センター 区民講座 計3回 延べ 44人</p> <p>【令和元年度】 中央公園文化センター 区民講座 計6回 延べ 71人</p> <p>【令和2年度】 中央公園文化センター 区民講座 計6回 延べ61人</p>	<p>【令和3年度】 中央公園文化センター 区民講座 計6回 定員12名 赤羽文化センター 区民講座 計6回 定員12名</p> <p>【令和4年度】 中央公園文化センター 区民講座 計6回 定員12名</p> <p>【令和5年度】 中央公園文化センター 区民講座 計6回 定員12名</p>
<p>消費生活出張講座</p> <p>10名以上のグループを対象に、悪質商法の手口とその対処方法など、消費者被害の未然防止に役立つ情報を分かりやすく伝えています。</p> <p>《産業振興課》</p>	<p>【平成30年度】 出張講座 30回 参加者 826人</p> <p>【令和元年度】 出張講座 31回 参加者 1,147人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 出張講座 1回 参加者 18人</p>	<p>【令和3～5年度】 出張講座 40回予定 参加者 1,000人予定</p>
<p>高齢者向けプレミアム付き区内共通商品券の発行支援</p> <p>北区商店街連合会等が実施する区内在住の65歳以上の高齢者を対象とした15%プレミアム付き区内共通商品券の発行を支援します。</p> <p>《産業振興課》</p>	<p>【平成30年度】 販売価格 10,000円 (商品券 11,500円相当) 5,000冊</p> <p>【令和元年度】 販売価格 10,000円 (商品券 11,500円相当) 5,000冊</p> <p>【令和2年度】 ※新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置として「一般」「高齢者向け」「子育て世帯向け」を統合して販売。販売方法は抽選方式に変更。 販売価格 10,000円 (商品券 12,000円相当) 4,000冊</p>	<p>【令和3～5年度】 引き続き、北区商店街連合会等が実施する区内在住の65歳以上の高齢者を対象とした15%プレミアム付き区内共通商品券の発行を支援します。 販売価格 10,000円 (商品券 11,500円相当) 5,000冊</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、事業を実施していきます。</p>
<p>高齢者対象のスポーツへの参加促進</p> <p>高齢者の興味・体力・技術レベル等に合わせた講座や高齢者向けの種目・クラスを設定した大会を開催して、高齢者がいっそう参加しやすくしていきます。</p> <p>《スポーツ推進課》</p>	<p>【平成30年度】 各スポーツ施設の自主事業で高齢者向け事業を実施しています。 事業数 20教室</p> <p>【令和元年度】 事業数 15教室</p> <p>【令和2年度】(見込み) 事業数 15教室</p>	<p>【令和3～5年度】 各スポーツ施設の自主事業で、高齢者向け事業を実施していきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>スポーツ施設の高齢者利用料金制度 高齢者のスポーツ活動推進のため、高齢者利用料金を設定しています。 《スポーツ推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 元気高齢者料金制度導入に伴い、スポーツ施設の一般・個人開放日使用料金及び十条台温水プール利用料金を半額としています。 【令和元年度】 変更なし 【令和 2 年度】 変更なし</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、スポーツ施設の一般・個人開放日使用料金及び十条台小学校温水プール利用料金に高齢者利用料金を設定していきます。</p>
<p>シルバースポーツウィーク事業 敬老の日の週をシルバースポーツウィークと位置づけ、高齢者のスポーツ参加の機会拡充と場の提供を行っていきます。 《スポーツ推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】 体育施設の個人無料開放や野球・サッカー・輪投げ大会を開催し多数の参加がありました。 〈参加人数〉 無料開放 1,354 人 各種大会 748 人 【令和元年度】 〈参加人数〉 無料開放 827 人 各種大会 768 人 【令和 2 年度】 無料開放 529 人 各種大会（輪投げ中止） 313 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き、シルバースポーツウィークにて、体育施設の個人無料開放や野球・サッカー・輪投げ大会を開催していきます。</p>
<p>博物館観覧料高齢者料金の設定 「元気高齢者料金」の対象施設の拡充の一環で、飛鳥山博物館常設展示の観覧料金に、一般料金のほかに高齢者料金（65 歳以上、証明するものの提示が必要）を導入しています。 《飛鳥山博物館》</p>	<p>【平成 30 年度】 年間利用者数 2,222 人 【令和元年度】 年間利用者数 2,523 人 【令和 2 年度】（見込み） 年間利用者数 2,500 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】 年間利用者数 2,000 人</p>
<p>再掲 北区 NPO・ボランティアぷらざの運営 《地域振興課》</p>	<p>1-(2)「多様な地域資源の活用」 P63 参照</p>	
<p>再掲 昔遊び・伝統的文化継承活動 《子どもわくわく課》</p>	<p>1-(3)「多世代間の交流による重層的なつながりの創出」 P65 参照</p>	
<p>再掲 放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」 《子どもわくわく課》</p>	<p>1-(3)「多世代間の交流による重層的なつながりの創出」 P65 参照</p>	
<p>再掲 高齢者参画による世代間交流 《保育課》</p>	<p>1-(3)「多世代間の交流による重層的なつながりの創出」 P65 参照</p>	

自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み

高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に取り組むことは重要です。

高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防等に取り組むとともに、社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続けることが大切です。また、いくつになっても、いきがい・役割を持って活動することは、健康長寿につながります。

北区では、前期計画から、認定の比較的軽度な方がこれ以上重度化しないように、あるいは比較的軽度なうちに機能向上などに取り組むことで自立を促進するため、また、認定を受けていない方が引き続き地域の中で元気に過ごせるように、4つの項目に重点を置いて取り組んでいます（次ページ参照）。

引き続き、効果的な取り組みとなるよう、実施状況や目標の達成状況について、年度ごとに評価を行いながら、自立支援、介護予防・重度化防止に取り組めます。

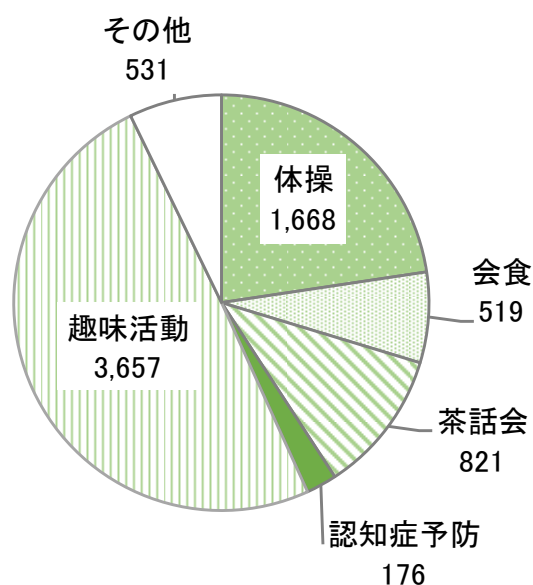
自立支援、介護予防・重度化防止の中心！通いの場



「住民主体の通いの場」は、身近な地域の中で歩いて通える範囲にあり、年齢や心身の状況などに関わらず、人と人がつながり、活動が広がる場となっています。

通いの場の数や参加する方はどんどん増えていて、取り組み内容も、体操、ボランティア、会食、趣味活動、多世代交流などさまざまです。

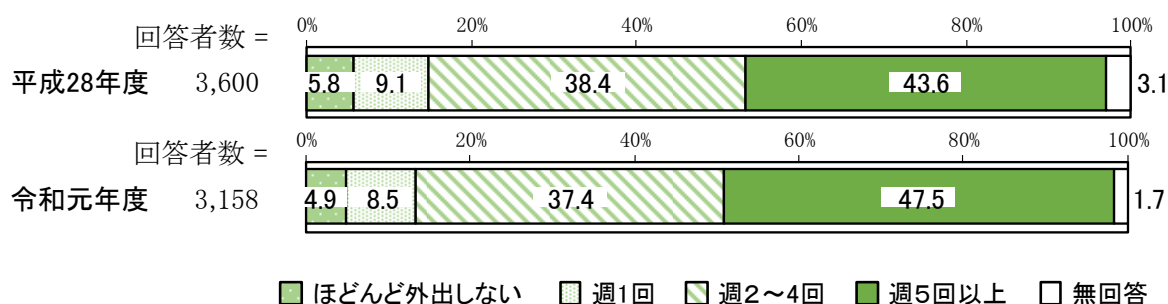
令和元年度月1回以上の住民主体の通いの場の参加者



介護予防をきっかけとしたご近所体操教室に取り組む自主グループやシニアクラブによる運動・ボランティア・趣味活動などさまざまな活動が特徴です。

令和2年4月1日現在、65歳以上の高齢者87,430人のうち、月1回以上の住民主体の通いの場への参加者は、7,372人で8.4%の参加となっています。

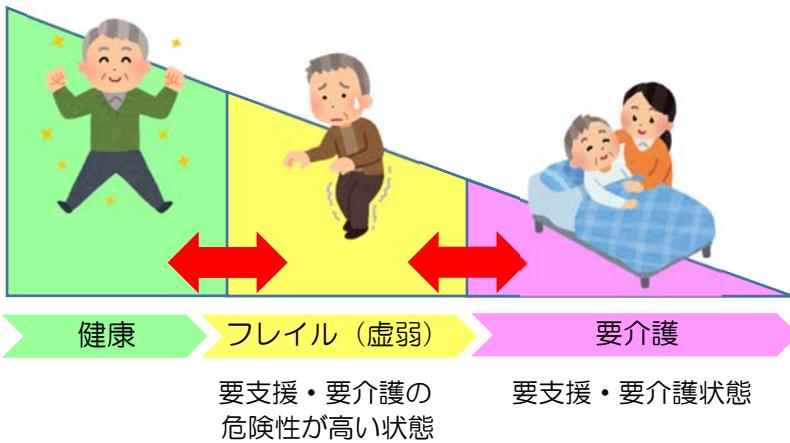
週に1回以上は外出しよう！



北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査では、週に1回以上外出している65歳以上の方は、93.4%で、週に2回以上外出している方は、84.9%となっています。いずれも、平成28年度の調査よりも高くなっています。

自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み	関連する事業
<p>自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの質の向上 自立支援・介護予防のための地域ケア会議を管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職、看護職等の幅広い医療専門職が連携して実施することにより、北区のケアマネジメントについて理念や基本方針などを共有し、地域課題や地域づくり、北区に必要な生活支援サービスの検討につなげていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための地域ケア個別会議の開催 北区地域ケア会議の開催
<p>住民主体の通いの場の展開 地域の中でいつまでも元気で自立した生活が続けられるよう、高齢者が気軽に通える範囲に週1回以上活動できる住民主体の通いの場を展開します。 また、区の事業から立ち上がった通いの場だけではなく、他部署が推進している取り組みや、地域の中で住民が主体的に活動している通いの場の情報を、生活支援コーディネーターをはじめとした関係機関の職員が連携して把握し、地域資源として情報共有を進め、多様な価値観にあった多様な通いの場を広げていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域介護予防活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業 介護予防拠点施設事業 シニアクラブの活動支援 高齢者ふれあい会食事業 生活支援体制整備事業
<p>地域における社会資源の開発とネットワークの構築 介護保険のサービスに限らず、地域の中で主体的に行われている通いの場や町会・自治会やボランティアによる支援などの多様な社会資源について、見える化した情報を多職種の関係者と共有し、活用を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業 就労的活動支援事業
<p>介護予防・生活支援サービスの基盤整備 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議などを進めていくことにより、北区に必要な生活支援サービス、特に短期集中予防サービスについて検討し、モデル事業実施に向けて取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業 介護予防のための地域ケア個別会議の開催 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・フレイル予防



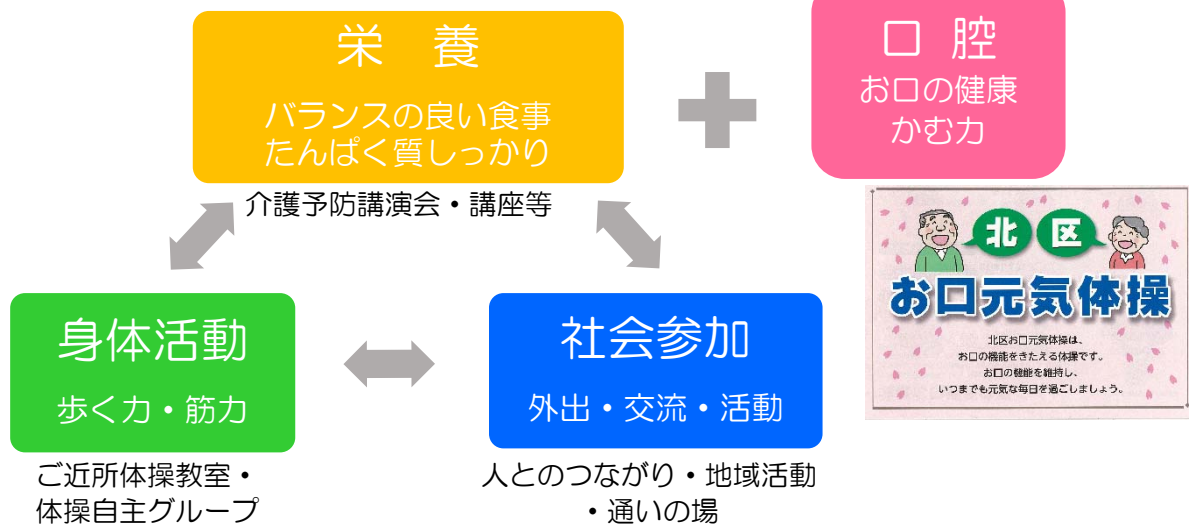
加齢にともない、体力や気力が低下し、食欲や活動量が低下して虚弱になっていく状態を「フレイル」といいます。

生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置しているフレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味していて、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえます。

介護予防・フレイル予防のポイント

- 50歳頃から、生活習慣病の予防と管理をしっかりと行う。
- 65歳頃からは、生活習慣病の管理を適切に行いながら、フレイル予防を始める。
- 75歳頃からは、フレイルの予防をしっかりと実践する。

3つの柱+1でしっかりとフレイル対策



北区で「社会参加」するには

ボランティア活動

- ・北区介護予防リーダー
- ・北区高齢者いきいきサポーター
- ・高齢者ふれあい食事会協力員
- ・認知症こんちゃんサポーター（認知症支援ボランティア）など

地域での活動

- ・自主グループ
- ・シニアクラブ
- ・町会・自治会
- ・民生委員
- ・個別のNPO・市民活動など

就労

- ・いきがい活動センター きらりあ北
- ・ハローワーク
- ・北区シルバー人材センター など

何からやってもいいのかわからない そんなときの相談窓口

高齢者あんしんセンター、介護予防拠点施設ぶらっとほーむ、北区NPOボランティアぶらざ、いきがい活動センターきらりあ北、北区社会福祉協議会 など

基本目標 3 多様な機関の協働による支援体制の充実

【現状と課題】

高齢者自身やその家族が、自宅で介護が必要となったときには、在宅で介護と連携した医療が受けられることが重要となっていきます。

このため、その人に応じた介護サービス及びそれらを補完する保険外のサービスが適切に提供されるよう、サービス内容の周知を図るとともに、ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

また、地域住民が抱える問題が複合化・複雑化しており、医療・介護・障害・福祉など包括的な生活の支援体制の構築が重要であり、介護予防・健康づくりの段階から一定の医療ニーズへの対応まで、様々な場面において、多職種・他機関の連携による医療・介護連携を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

地域の実情に応じた支援体制の構築を推進できるよう、区が高齢者あんしんセンターとともに介護や健康に関する地域データの提供や分析を行い、地域における課題の解決へ取り組んでいきます。

また、直営の高齢者あんしんセンターを基幹型の地域包括支援センターと位置づけ、各高齢者あんしんセンターの相互調整、後方支援など支援体制を強化します。

(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化

地域における高齢者のニーズが多様化する中、地域包括ケアシステムの深化に向け、区直営の王子高齢者あんしんセンターを新たに基幹型地域包括支援センターに位置付けるなど中核的な機関である高齢者あんしんセンターの機能強化を推進します。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】高齢者あんしんセンターの運営</p> <p>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために、高齢者を総合的に支援する体制の中核となる高齢者あんしんセンターを引き続き運営します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 17 か所で運営</p> <p>【令和元年度】 17 か所で運営</p> <p>【令和 2 年度】 17 か所で運営</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>令和 3 年度に王子高齢者あんしんセンターを基幹型地域包括支援センターに位置付けます。あんしんセンター全体の機能強化を図ります。</p>
<p>【重点】認知症地域支援推進員の配置</p> <p>地域での認知症に関する支援を効果的に行うため、認知症地域支援推進員を各高齢者あんしんセンターに配置し、医療・介護・地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人とその家族を支援する相談等を行います。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 17 地域包括支援センターに配置</p> <p>【令和元年度】 17 地域包括支援センターに配置</p> <p>【令和 2 年度】 17 地域包括支援センターに配置</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>16 地域包括支援センターに配置</p>
<p>高齢者あんしんセンターの出張窓口の設置</p> <p>高齢者人口が多い大規模集合住宅に高齢者あんしんセンターの出張窓口を設置します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 王子五丁目団地、豊島五丁目団地、ヌーヴェル赤羽台の 3 か所で運営</p> <p>【令和元年度】 王子五丁目団地、豊島五丁目団地、ヌーヴェル赤羽台の 3 か所で運営</p> <p>【令和 2 年度】 王子五丁目団地、豊島五丁目団地、ヌーヴェル赤羽台の 3 か所で運営</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>3 か所で運営</p>
<p>高齢者あんしんセンターサポート医の配置</p> <p>高齢者あんしんセンターに非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課、地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 7 名配置</p> <p>【令和元年度】 7 名配置</p> <p>【令和 2 年度】 7 名配置</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>7 名配置</p>
<p>高齢者あんしんセンター事業評価の実施</p> <p>高齢者あんしんセンターのサービスの質の向上や各種事業の公平・公正な運営の確保を図り、機能強化のための PDCA サイクルに活用するため、事業の実施状況について、自己評価、利用者評価、ヒアリングを通じ評価を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 6 か所</p> <p>【令和元年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 7 か所</p> <p>【令和 2 年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 6 か所</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>各高齢者あんしんセンターの事業評価を実施し、サービスの質の向上、各種事業の公正・公平な運営の確保を図ります。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>地域分析の実施</p> <p>地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの着実な深化につなげ、効果を上げるため、介護給付実績等データによる分析を行い、日常生活圏域ごとの実情を把握します。</p> <p>《高齢福祉課・介護保険課・長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 給付実績等を活用した分析カルテを作成</p> <p>【令和元年度】 給付実績等を活用した分析カルテを作成 各高齢者あんしんセンターでヒアリングを実施</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 給付実績等を活用した分析カルテを作成 各高齢者あんしんセンターにおいて、日常生活圏域ごとの目標を設定</p>	<p>【令和 3～5 年度】 分析カルテを提示し、ヒアリングや意見交換をしながら各あんしんセンターの取り組みへの支援や PDCA の取り組みを支援していきます。</p>
<p>独立行政法人都市再生機構（UR）との連携</p> <p>独立行政法人都市再生機構と締結した協定に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らし続けられるための地域包括ケアシステムの構築に向けて連携を進めていきます。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 王子五丁目団地の集会所で高齢者あんしんセンターがふれあい交流サロンを実施</p> <p>【令和元年度】 王子五丁目団地の集会所で高齢者あんしんセンターがふれあい交流サロンを実施</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 上記ふれあい交流サロンに加え、認知症カフェを実施</p>	<p>【令和 3～5 年度】 集会所の利用を含め、URが進める団地の地域医療福祉拠点化と連携した取り組みを進めていきます。</p>



(2) 介護・福祉・医療・保健の連携

継続的なサービス提供を維持するため、地域における介護・福祉・医療・保健の連携をより一層深めていきます。

事業内容	実績	計画内容
<p>【重点】認知症初期集中支援チームの配置 医療・介護の専門職（医師、臨床心理士、看護師、作業療法士、介護福祉士）からなる初期集中支援チームを各高齢者あんしんセンターに配置します。認知症の人本人や家族等の相談を受けて、対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 支援対象者数 52 人 訪問延べ回数 363 回</p> <p>【令和元年度】 支援対象者数 69 人 訪問延べ回数 273 回</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 支援対象者数 15 人 訪問延べ回数 50 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】 支援対象者数 32 人</p>
<p>認知症対応力向上に向けた支援 医療・介護・福祉等の従事者を対象に、認知症の人とその家族を地域で支えるために必要な資質の向上及び、多職種連携の推進を目的とした研修やネットワークづくりを図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 1 回開催 修了者 118 人</p> <p>【令和元年度】 1 回開催 修了者 115 名</p> <p>【令和 2 年度】 中止</p>	<p>【令和 3～5 年度】 年 1 回開催 修了者 80 人 オンライン開催を検討します。</p>
<p>認知症地域支援推進会議 認知症とともに生きるまちづくりに向けて、北区医師会や認知症疾患医療センター、関係団体と認知症の早期診断・早期支援の仕組みづくりや、医療・介護を含む統合的な生活支援体制の構築等を検討します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 認知症地域支援推進会議 2 回開催</p> <p>【令和元年度】 認知症地域支援推進会議 2 回開催</p> <p>【令和 2 年度】 認知症地域支援推進会議 3 回開催</p>	<p>【令和 3～5 年度】 年 2 回開催</p>
<p>北区もの忘れ相談事業 北区医師会との連携により、認知症の心配のある人や家族を対象に認知症カフェにおいて、もの忘れ相談等を実施し、日常生活への助言や早期発見・早期支援を目指します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	<p>【平成 30 年度】 もの忘れ相談 23 回</p> <p>【令和元年度】 もの忘れ相談 21 回</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） もの忘れ相談 10 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】 年 3 2 回開催</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>かかりつけ医・歯科医・薬局の定着</p> <p>身近な地域で、安心して健康や病気に関する相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着を推進します。</p> <p>《健康推進課・地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及、定着に向けた広報活動を実施。</p> <p>【令和元年度】 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及、定着に向けた広報活動を実施。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及、定着に向けた広報活動を実施。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及、定着に向けた広報活動を実施します。</p>
<p>地域医療支援病院等との医療連携体制の充実</p> <p>区民の誰もが身近な地域で症状にあった適切な医療が受けられるように、医療機能の分担と連携を進め、地域医療システムの充実を図ります。</p> <p>《健康推進課・地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 区や地区医師会が参加する医療連携会議等において、情報を共有。</p> <p>【令和元年度】 区や地区医師会が参加する医療連携会議等において、情報を共有。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 区や地区医師会が参加する医療連携会議等において、情報を共有。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 区や地区医師会が参加する医療連携会議等において、情報を共有。</p>
<p>医療社会資源調査の実施</p> <p>区内の医療・介護の資源を把握するための調査を行い、在宅療養に必要なサービスの把握を行います。</p> <p>調査結果をもとに、在宅療養に関係する機関をまとめた「在宅療養あんしんハンドブック」及び「医療社会資源情報検索システム」の更新を行い、区民や介護関係者等への在宅療養に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 在宅療養推進会議「在宅療養資源検討部会」において、調査項目や成果物（冊子・システム）の検討。</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の実施（調査件数 734 件 回収件数 533 件） 北区在宅療養あんしんハンドブック（区民用、事業者用）の作成 医療社会資源情報検索システムの情報更新 <p>【令和 2 年度】（見込み） 在宅療養あんしんハンドブックの配布、周知を行い、区民及び介護関係者等への在宅療養に関する情報提供の充実。</p>	<p>【令和 3 年度】 調査項目等の検討</p> <p>【令和 4 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の実施 「在宅療養あんしんハンドブック」の作成及び「医療社会資源情報検索システム」の更新 <p>【令和 5 年度】 在宅療養あんしんハンドブックの配布・周知。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>在宅療養推進会議の開催</p> <p>在宅療養生活を送る区民及び家族を支えるため、介護と医療の連携の在り方や情報共有化の仕組みづくりの検討、事業の評価等を行います。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養推進会議(全体会) 2回開催 検討部会(連携事業評価部会、在宅療養資源検討部会、区民啓発推進部会) 計6回開催 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養推進会議(全体会) 2回開催 検討部会(連携事業評価部会、在宅療養資源検討部会、区民啓発推進部会) 計9回開催 <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催一部中止(在宅療養推進会議)</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養推進会議(全体会) 3回開催(書面及びWEB開催) 	<p>【令和3～5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養推進会議(全体会)の開催 検討部会の開催
<p>ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援</p> <p>区民の在宅療養生活を支えるため、病状の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報共有できるよう、ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを支援します。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行っている北区医師会に対し、事業費(啓発事業、会議費等)を補助。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行っている北区医師会に対し、事業費(啓発事業、会議費等)を補助。</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行っている北区医師会に対し、事業費を補助。</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行っている北区医師会に対し、事業費(啓発事業、会議費等)を補助。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援</p> <p>グループワーク等を通じて多職種連携の実際を学ぶ多職種研修会や、顔の見える連携会議など、地域の医療介護・関係者の顔の見える関係づくりと連携強化を図るための取り組みを支援します。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 本事業を行う団体（北区在宅ケアネット）へ事業費の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携研修会の実施（研修修了生 47 名） ・フォローアップ研修会の実施（参加者 46 名） ・顔の見える連携会議の実施（参加者 281 名） <p>【令和元年度】 本事業を行う団体（北区在宅ケアネット）へ事業費の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携研修会の実施（研修修了生 47 名） ・顔の見える連携会議の実施（参加者 181 人） <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止（フォローアップ研修、顔の見える連携会議）</p> <p>【令和 2 年度】 本事業を行う団体（北区在宅ケアネット）へ事業費の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携研修会（WEB開催） 2 回開催 （参加者延べ 219 名） 	<p>【令和 3～5 年度】 本事業を行う団体（北区在宅ケアネット）へ事業費の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携研修会の実施 ・顔の見える連携会議の実施
<p>摂食えん下機能支援推進事業</p> <p>「摂食えん下機能評価医及びリハビリテーションチームの養成研修会」などを通じて、摂食えん下に関する多職種連携を推進します。</p> <p>また、区民（介護者）等に向けた摂食えん下に関する講座、研修を実施し、区全体としての摂食えん下の対応力向上を支援します。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食えん下機能評価医・リハビリテーションチーム養成フォローアップ研修の開催 ・区民向け摂食えん下講座の開催 参加者延べ 122 名 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修の開催 参加者延べ 143 人 ・区民向け摂食えん下講座の開催 参加者延べ 112 名 <p>【令和 2 年度】（見込み） 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止。</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食えん下機能評価医・リハビリテーションチーム養成フォローアップ研修の開催 ・区民向け摂食えん下講座の開催

事業内容	実績	計画内容
<p>近隣自治体との連携、情報交換</p> <p>東京都が主催する区西北部（北、豊島、練馬、板橋）の情報交換会や東京都地域医療構想調整会議の在宅療養ワーキング等により、近隣自治体とのさらなる情報共有と連携を推進します。また、区外医療機関との連携づくりの検討を行います。</p> <p style="text-align: center;">《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1 回 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1 回 <p>【令和 2 年度】（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1 回 	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加</p>
<p>再掲 【重点】 介護予防・生活支援サービス</p> <p style="text-align: center;">《長寿支援課》</p>	<p>2-(3) 「社会参加・介護予防の促進」 P76 参照</p>	
<p>再掲 【重点】 北区地域ケア会議の開催</p> <p style="text-align: center;">《高齢福祉課、長寿支援課》</p>	<p>1-(1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P54 参照</p>	
<p>再掲 【新規】 介護予防のための地域ケア個別会議の開催</p> <p style="text-align: center;">《高齢福祉課》</p>	<p>1-(1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P55 参照</p>	
<p>再掲 北区地域包括ケア連絡会の開催</p> <p style="text-align: center;">《高齢福祉課》</p>	<p>1-(1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P56 参照</p>	
<p>再掲 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置</p> <p style="text-align: center;">《健康福祉課》</p>	<p>1-(1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P56 参照</p>	
<p>再掲 【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p style="text-align: center;">《国保年金課・健康推進課・地域医療連携推進担当課・高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課》</p>	<p>2-(3) 「社会参加・介護予防の促進」 P77 参照</p>	

コラム② 「地域包括ケア推進における大学との連携」

東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科
准教授 八木 裕子

(北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会副委員長)

2021年の4月から、東洋大学赤羽台キャンパスに福祉系の学部が移転します。それに伴い、大学も地域包括ケアの推進の一端を担う必要があると考えています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、サポートし合うシステムのことです。高齢者が…と言いましたが、この地域包括ケアシステムには、住民の中で支援を必要としている人々、たとえば子育て中の親、児童や幼児、障害を持った方々も含まれます。

その地域包括ケアの推進に大学としてどのように参画していけるのかを考えてみました。

①地域包括ケア推進に不可欠な多職種協働教育を通じて、地域に貢献できる。

地域包括ケアシステムには、医療・介護・福祉関係機関の連携が不可欠です。学生への教育はもちろんのこと、北区にある様々な施設や事業所、施設等に、地域包括ケアシステムについての説明や、福祉や介護現場の方への多職種協働教育などをサポートすることが可能ではないかと思っています。多職種連携のメリットは、治療やケアの質の向上や利用者や家族の安心感に繋がります。「北区で暮らせてよかった」と区民のみなさんに思ってもらえるためにも、大学が持っているノウハウを提供していけたらと考えています。

②現場の実践と大学の理論を融合させることによって、様々な化学反応が期待できる。

大学はフィールド（現場）を持ち合わせていません。そこで学生が、北区の中の福祉や介護・保育のフィールドで実習やボランティアを行ない、その実践と大学で教える理論がぶつかることによって、これからの時代を支える人材の育成と輩出が可能になるのではないかと考えています。もちろん学生だけでなく、教員もフィールドでの調査や研究をさせていただきながら、北区にフィードバックすることで、面白い化学反応がみられるかもしれません。

社会全体で支え合いを担うセーフティネットワークをいま一度張り直し、多様な支えあいを強化していける「ケアをする社会」へとの変革に、大学も是非仲間に入れてください。



東洋大学赤羽台キャンパス 新校舎

基本目標 4 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、戸建てか集合住宅か等の居住実態や、住民性などの地域性を踏まえ、地域の実情に合った支援やサービスが必要不可欠です。

たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域に根差した必要性の高い高齢者施設の整備を進める必要があり、併せて、介護サービスの安定供給に向け、現在就労中の介護職員の定着はもとより、新たな担い手の確保に向けた取り組みを進めることが重要です。

「高齢化の進展」や地域医療構想による病床の機能分化・連携に伴う「病床数の減少」等に伴い、在宅医療の需要はさらなる増加が見込まれており、その対応が求められています。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、在宅医療と介護を一体的に、切れ目なく提供する体制の構築が必要です。また、医療・介護関係者の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが必要となります。合わせて人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解を促進することも、適切な在宅療養を継続するためには重要です。

【施策の方向】

多様な選択肢を示し、本人の意思に沿った決定をすることが可能となるよう、地域における基盤の整備を進めていきます。また、災害や感染症等緊急時への対策、成年後見制度の利用支援、権利擁護等安心・安全に資する施策を推進します。

今後、大きく増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、医療・介護関係者の顔の見える連携づくりや、ICT ネットワークを活用した情報共有の推進など在宅医療・介護連携推進事業を引き続き推進するほか、在宅療養にあたり医療と介護が共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した、新たな施策の検討や事業評価に取り組みます。また、医療や介護が必要になったときや人生の終末期を迎えたときに、在宅療養を選択肢の一つとして考えることができるよう、在宅療養や看取りに関する普及啓発活動を様々な機会を捉えて推進します。

(1) 安全・安心の確保

高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や虐待防止、災害時などの緊急時の支援について取り組みを進めます。

事業内容	実績	計画内容
<p>【新規】介護サービス事業所感染症対応支援事業</p> <p>地震や水害などの災害や、感染症の感染拡大等により、介護サービス事業所の単体での運営が困難となった場合に備え、地域の複数の事業所間において、大規模施設等が中心となって、物資や人材等の連携体制を構築するための事業費補助を行います。</p> <p style="text-align: right;">《介護保険課》</p>		<p>【令和3年度】</p> <p>1 地区実施</p> <p>【令和4年度】</p> <p>3 地区実施</p> <p>【令和5年度】</p> <p>19 地区実施</p>
<p>【重点】避難行動要支援者対策の推進</p> <p>避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な高齢者や障害者等に対して、町会・自治会を単位とする自主防災組織や民生・児童委員など避難支援等関係者が避難支援などをすみやかに行えるようにします。</p> <p style="text-align: right;">《防災・危機管理課、健康福祉課》</p>	<p>【平成30年度・令和元年度】</p> <p>〈防災・危機管理課・健康福祉課〉</p> <p>避難支援等関係者（警察・消防、自主防災組織、高齢者あんしんセンター、民生委員・児童委員）に対し、避難行動要支援者名簿を配布。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>〈健康福祉課〉</p> <p>避難行動要支援者名簿の区が指定する登録者のうち、平常時から個人情報の提供に同意している要介護3～5の高齢者を対象に個別計画を作成。</p> <p>対象者 1,269名 作成済 624名</p> <p>【令和元年度】</p> <p>〈健康福祉課〉</p> <p>引き続き要介護3～5の高齢者を対象に個別計画を作成。</p> <p>委託件数 662名 作成件数 330名 (総委託件数 1,931名内、作成件数 954名)</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>引き続き避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を配布するとともに、高齢者(要介護3～5)を対象に個別計画を作成。</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を配布。 高齢者(要介護3～5)及び障害をお持ちの方を対象に個別計画を作成。 防災・危機管理課が策定を予定している「北区避難行動支援計画」に即して、避難行動要支援者名簿の活用や個別計画の記載内容の見直しについて検討する。 <p>【令和3～4年度】</p> <p>北区避難行動支援計画の策定</p> <p>大規模水害に備えて、要配慮者向けの避難行動支援計画を策定。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>福祉避難所の整備</p> <p>要配慮者のための避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物資の充実など、被災後の生活支援体制の整備に努めます。</p> <p>《防災・危機管理課、健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>〈防災課〉 福祉避難所 51 施設へ災害用発電機を配備</p> <p>〈健康福祉課〉 福祉避難所開設運営訓練の実施 (特別養護老人ホーム 1 施設) 訓練参加者 30 名 見学者 34 名</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・福祉避難所開設運営訓練の実施 (特養・障害者就労生活支援センター 1 施設) 訓練参加者 37 名 見学者 52 名</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) (健康福祉課)</p> <p>・福祉避難所開設運営訓練実施(区職員対象 2 回 参加者延べ 48 名)</p> <p>・福祉避難所への感染対策物資等の配備</p>	<p>・災害種別に応じた福祉避難所開設の検討、避難スペースの確保</p>
<p>避難行動要支援者世帯家具転倒防止及び感震ブレーカー機器取付事業</p> <p>避難行動要支援者世帯の防災対策を推進し、災害時の安全を確保するため、北区避難行動要支援者名簿に登録されている方または 65 歳以上のみで構成される世帯の方のうち、感震ブレーカーや家具転倒防止器具を自ら購入し取付を希望する世帯に対し、器具の取付支援を行います。</p> <p>《防災・危機管理課》</p>	<p>【平成 30 年度】 5 世帯へ取付支援を実施</p> <p>【令和元年度】 5 世帯へ取付支援を実施</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 10 世帯へ取付支援を実施</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き希望する世帯に対し器具の取付支援を行います。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>成年後見制度の利用促進</p> <p>認知症高齢者など成年後見が必要な高齢者の増加を見据えて、成年後見制度の利用を促進します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 区内高齢施設入所者 2 名について区長申し立てを行った市民後見人受任のモデルケースに対し、社会福祉協議会が法人として後見監督人となり後見人の監督および家庭裁判所への報告を行った。</p> <p>【令和元年度】 23 区にアンケートを実施、板橋区を訪問してヒアリングを行い、他区の制度運用状況を調査した。</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 中核機関を北区社会福祉協議会とする新たな仕組みづくりの具体化を関係機関と調整する。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 成年後見制度では、新たな仕組みとして、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討を行う会議等を実施します。具体的には中核機関機能として「権利擁護困難ケース専門相談」と、受任者調整を行う「成年後見制度利用促進検討会議」を新たに開始します。</p>
<p>権利擁護センター「あんしん北」の機能充実</p> <p>【総合相談事業】 高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、今後さらに必要性が増す成年後見制度等の権利擁護に関する総合相談体制を充実していきます。</p> <p>【成年後見制度講演会・研修会の充実】 成年後見制度の活用を促進するために親族後見人や親族後見を考えている区民、福祉関係事業者に対する成年後見申立書作成方法や後見人の実務などの研修会を実施していきます。また、後見人のサポートや養成講座の実施について検討を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助した。 〈平成 30 年度実績補助額〉 12,946,000 円</p> <p>【令和元年度】 社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助した。 〈令和元年度実績補助額〉 13,499,000 円</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 社会福祉協議会が活動するための人件費、事業費等の一部を補助する。 令和 2 年度は相談システムの切替に伴う費用分が増額となる見込み。 〈令和 2 年度実績補助見込額〉 15,320,000 円</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き社会福祉協議会が権利擁護センター「あんしん北」を運営するための人件費、事業費の一部を補助します。</p>
<p>高齢者虐待防止センターの充実</p> <p>高齢者虐待への対応、問題解決までの進行管理、総合調整及び啓発事業を積極的に実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 相談件数 121 件</p> <p>【令和元年度】 相談件数 181 件</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 相談件数 200 件</p>	<p>【令和 3～5 年度】 高齢者虐待防止センターを中心に、高齢者あんしんセンターの支援力を強化するとともに、高齢者虐待の早期対応、防止の普及啓発に取り組みます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>こころの相談室</p> <p>高齢者虐待の予防に重点をおきながら介護に悩む家族などを支援するため、毎週水曜日に臨床心理士による1対1の専門相談「こころの相談室」を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 相談件数 162件</p> <p>【令和元年度】 相談件数 141件</p> <p>【令和2年度】(見込み) 相談件数 160件</p>	<p>【令和3～5年度】 適切に支援していきます。</p>
<p>区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成</p> <p>成年後見人等を選任する必要があるが、身寄りがいないなど、申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、本人及び親族申立ての場合でも、申立てに要する費用を負担することが困難な方に対し申立て費用を助成し、成年後見制度の利用を促進します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 区長申立件数 53件</p> <p>【令和元年度】 区長申立件数 63件</p> <p>【令和2年度】(見込み) 区長申立件数 60件</p>	<p>【令和3～5年度】 必要に応じて適切に支援していきます。</p>
<p>成年後見人報酬助成</p> <p>所得の少ない方に、成年後見人の報酬等を助成します。また、本人及び親族申立ての場合でも、報酬等を支払うことが困難な方に対し、報酬費用を助成します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 報酬助成件数 11件</p> <p>【令和元年度】 報酬助成件数 18件</p> <p>【令和2年度】(見込み) 報酬助成件数 15件</p>	<p>【令和3～5年度】 必要な方に適切に助成していきます。</p>
<p>救急医療情報キットの配付</p> <p>75歳以上の高齢者等に救急医療情報キット(医療情報等を記入して専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の救急時に備えるためのもの)を配付します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 救急医療情報セット 429個</p> <p>【令和元年度】 救急医療情報セット 659個</p> <p>【令和2年度】(見込み) 救急医療情報セット 500個</p>	<p>【令和3～5年度】 75歳以上の高齢者の増加に対応し、必要な方に配布していきます。</p>
<p>熱中症予防対策の実施</p> <p>熱中症に関する周知を図るとともに、高齢者への戸別訪問による注意喚起、クールスカーフの配布等、熱中症予防対策を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 クールスカーフ 9,000個</p> <p>【令和元年度】 クールスカーフ 9,500個</p> <p>【令和2年度】 クールスカーフ 9,000個</p>	<p>【令和3～5年度】 新しい生活様式における熱中症予防行動の周知、啓発に努め、高齢者への戸別訪問によるクールスカーフの配布や注意喚起、エアコン使用の啓発など、引き続き熱中症対策を行います。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>高齢者見守り・緊急通報システム</p> <p>65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、慢性疾患など日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応とともに24時間相談できる体制を整えます。新規設置時には消防署職員が総合的な防火防災診断を実施します。また、ご希望の方には火災安全システム及び安否確認センサを設置することができます。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 緊急通報システム 1,028件</p> <p>【令和元年度】 緊急通報システム 997件</p> <p>【令和2年度】(見込み) 緊急通報システム 1,049件</p>	<p>【令和3～5年度】 24時間・365日、緊急時の対応や健康・医療等の相談を行い、地域で安心した生活を続けられるよう事業を継続します。</p>
<p>認知症高齢者等の緊急一時保護事業</p> <p>区内の7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 利用者 3人 利用日数 7日</p> <p>【令和元年度】 利用者 4人 利用日数 8日</p> <p>【令和2年度】(見込み) 利用者 12人 利用日数 24日</p>	<p>【令和3～5年度】 適切に対応していきます。</p>
<p>福祉サービス第三者評価の推進</p> <p>サービス・事業者を選択するための情報提供及びサービスの質の向上を図るという理念のもとに実施されている第三者評価事業への参加促進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《介護保険課》</p>	<p>【平成30年度】 11か所</p> <p>【令和元年度】 12か所</p> <p>【令和2年度】(見込み) 9か所</p>	<p>【令和3年度】 16か所</p> <p>【令和4年度】 16か所</p> <p>【令和5年度】 16か所</p>
<p>特殊詐欺対策</p> <p>オレオレ詐欺等の特殊詐欺からの被害を防止するため、必要な対策を実施します。</p> <p style="text-align: right;">《生活安全担当課》</p>	<p>【平成30年度】 高齢者向け防犯講話、特殊詐欺・ひったくり被害防止キャンペーン等 37回 防犯リーダー養成研修 1回</p> <p>【令和元年度】 高齢者向け防犯講話、特殊詐欺・ひったくり被害防止キャンペーン等 35回 防犯リーダー養成研修 1回</p> <p>【令和2年度】(見込み) 高齢者向け防犯講話、特殊詐欺・ひったくり被害防止キャンペーン等 7回 防犯リーダー養成研修 1回</p>	<p>【令和3年度】 高齢者向け防犯講話講話、特殊詐欺・ひったくり被害防止キャンペーン等 20回 防犯リーダー養成研修 1回</p> <p>【令和4～5年度】(各年度) 高齢者向け防犯講話講話、特殊詐欺・ひったくり被害防止キャンペーン等 40回 防犯リーダー養成研修 1回</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>地域安全・安心ネットワーク事業</p> <p>地域における安全を図るため、区内公共施設など区内全域に、青色回転等のついた専用車両による365日24時間パトロールを実施します。</p> <p style="text-align: right;">《生活安全担当課》</p>	<p>【平成30年度】 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール（立ち寄り・声かけ）を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。</p> <p>【令和元年度】 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール（立ち寄り・声かけ）を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。</p> <p>【令和2年度】（見込み） 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール（立ち寄り・声かけ）を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。</p>	<p>【令和3～5年度】 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール（立ち寄り・声かけ）を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施します。</p>
<p>北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援</p> <p>地域における防犯パトロール活動が効果的になるため、北区安全・安心ネットワーク加入団体に対し、効果的なパトロール活動方法等について、助言・指導を行うとともに、ステッカーやプレートの配付など物品の助成、ボランティア保険への加入など各種活動支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《生活安全担当課》</p>	<p>【平成30年度】 安全・安心ネットワーク加入者 合計 70 団体 1,203 名</p> <p>【令和元年度】 安全・安心ネットワーク加入者 合計 70 団体 1,190 名</p> <p>【令和2年度】（見込み） 安全・安心ネットワーク加入者 合計 65 団体 1,180 名</p>	<p>【令和3～5年度】 引き続き区安全・安心ネットワーク加入団体に対し、各種活動支援を行います。</p>
<p>消費生活相談</p> <p>消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情等の相談に、助言・事業者とのあっせん・情報提供等解決に向けて支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《産業振興課》</p>	<p>【平成30年度】 相談受付件数 2,904 件</p> <p>【令和元年度】 相談受付件数 3,244 件</p> <p>【令和2年度】（見込み） 相談受付件数 3,200 件</p>	<p>【令和3～5年度】 消費生活に関する相談を実施し、必要な場合は高齢者あんしんセンター等関係機関への情報提供等を行います。</p>
<p>バリアフリー基本構想の推進</p> <p>高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に、移動や施設の利用ができるようにするため、バリアフリーのまちづくりを推進します。</p> <p style="text-align: right;">《都市計画課、健康福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 北区バリアフリー基本構想【地区別構想（王子地区）】策定</p> <p>【令和元年度】 特定事業計画（王子地区）策定</p> <p>【令和2年度】（見込み） 地区別構想による特定事業計画の推進を図る。</p>	<p>【令和3～5年度】 地区別構想による特定事業計画の推進を図っていきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>駅周辺交通バリアフリー化整備事業の推進</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定を受け、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため策定した北区バリアフリー基本構想の地区別構想に基づき、駅周辺において定めたバリアフリー化整備に関する事業を推進していきます。</p> <p style="text-align: center;">《土木政策課、都市計画課》</p>	<p>【平成 30 年度】 田端駅周辺 実施設計 板橋駅周辺 滝野川桜通り（Ⅱ工区） 整備工事 板橋駅前広場整備 板橋駅前トイレ改修工事</p> <p>【令和元年度】 滝野川桜通り（Ⅲ工区） 整備工事 区道 353 号 バリアフリー化工事 田端駅周辺昇降施設実施設計（継続）</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 板橋駅前（Ⅱ工区） 整備工事 区道豊北 5 号 バリアフリー化工事</p>	<p>【令和 3～5 年度】 北区バリアフリー基本構想（地区別構想）で道路特定事業に位置付けられた、区道のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律」の改正施行に関連法令等の改正や制定等の社会情勢を踏まえて作成された、北区バリアフリー基本構想と王子、赤羽、滝野川の 3 地区で策定した北区バリアフリー基本構想（地区別構想）で道路特定事業に位置付けられた、区道のバリアフリー化の推進 ・田端駅周辺バリアフリー施設の検討
<p>建築物のバリアフリー化の促進及びユニバーサルデザインの推進</p> <p>「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」などに基づき、建築物のバリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの普及推進に努めています。店舗、病院、共同住宅等、多数の方が利用する施設について、高齢者や障害者が安全かつ快適に利用できるよう建築主に指導を行い、バリアフリー化を推進します。建築確認申請時には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づき、対象建築物に対し、バリアフリー化を義務付けます。また、区が推進するバリアフリー化の促進に係る事業や、東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業を進めることでユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、公共施設のユニバーサルデザインに関する事例の調査・研究を行います。</p> <p style="text-align: center;">《健康福祉課、建築課》</p>	<p>【平成 30 年度】 <健康福祉課> 実績 ・相談件数 128 件 ・事前協議件数 58 件 ・東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業への申請（点字ブロック他）</p> <p>【令和元年度】 実績 ・相談件数 168 件 ・事前協議件数 70 件 ・東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業への申請</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） ・相談件数 130 件 ・事前協議件数 50 件 ・東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業への申請（点字ブロック・トイレの洋式化他）</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの普及推進のため、相談・事前協に努めます。 ・東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業への申請（点字ブロック他）

事業内容	実績	計画内容
<p>鉄道駅エレベーター等整備事業</p> <p>公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進するため、鉄道事業者等に対し鉄道駅のエレベーター等の設置費用の一部を補助します。</p> <p>また、平成 27 年度からホームドアの設置費用の一部を補助します。</p> <p>令和元年度からは、多機能トイレの整備費用の一部についても補助します。</p> <p style="text-align: right;">《都市計画課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>エレベーター整備 (駒込駅) 協議 (北赤羽駅) ホームドア完成 (王子駅)</p> <p>【令和元年度】</p> <p>エレベーター完成 (駒込駅) 多機能トイレ完成 (北赤羽駅)</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>エレベーター完成 (北赤羽駅)</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>JR 東日本の事業計画に合わせて、設置費用の一部を要綱に沿って、補助していきます。</p>
<p>高齢者交通安全教室</p> <p>区内の交通事故における高齢者の割合が増加している現状を踏まえ、高齢者を対象とした交通安全の普及啓発を進めます。</p> <p style="text-align: right;">《施設管理課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>高齢者交通安全教室等開催 38 回 (3,395 人) 高齢者宅個別訪問等 53 回 (203 人) 駅頭キャンペーン 99 回</p> <p>【令和元年度】</p> <p>高齢者交通安全教室等開催 71 回 (4,707 人) 高齢者宅個別訪問等 55 回 (423 人) 駅頭キャンペーン 97 回</p> <p>【令和 2 年度】(見込み)</p> <p>高齢者交通安全教室等開催 31 回 (1,800 人) 高齢者宅個別訪問等 46 回 (424 人) 駅頭キャンペーン 97 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>引き続き高齢者交通安全教室等を行っていきます。</p>
<p>再掲 おたがいさまネットワーク 《長寿支援課》</p>	<p>1-(1)「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P57 参照</p>	
<p>再掲 一人ぐらし高齢者定期訪問 《長寿支援課》</p>	<p>1-(1)「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P58 参照</p>	
<p>再掲 消費生活出張講座 《産業振興課》</p>	<p>2-(3)「社会参加・介護予防の促進」 P81 参照</p>	

(2) ニーズや実情にあった住まいの確保

高齢者のニーズや地域の実情に応じた多様な住まいを提供できるよう特別養護老人ホームや高齢者住宅の整備や確保に取り組みます。また、住環境の整備のため、住宅改造費の助成や住み替えのための支援などを行います。

事業内容	実績	計画内容
<p>特別養護老人ホームの整備</p> <p>重度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備・誘導します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【令和2年度末現在】</p> <p>1,189床 ※区立施設の改修により変動</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>(仮称)王子みずほ(150床)の整備について、引き続き調整を図ります。</p>
<p>特別養護老人ホームの入所調整</p> <p>特別養護老人ホームの入所希望者に対し、希望者間の公平性、公正性を確保するため、入所調整基準に基づきポイントを付けて入所順位を決定し、待機者への相談・支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度申請者数】</p> <p>前期 619人 後期 659人</p> <p>【令和元年度申請者数】</p> <p>前期 681人 後期 674人</p> <p>【令和2年度申請者数】</p> <p>(見込み)</p> <p>前期 670人 後期 670人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>適切に入所への相談・支援を行います。</p>
<p>養護老人ホームの入所措置</p> <p>身体上、精神上又環境上の理由と、経済的理由により、居宅での生活に支障のある高齢者を対象に入所措置を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>入所者数 131人 (やむを得ない措置を除く)</p> <p>【令和元年度】</p> <p>入所者数 128人 (やむを得ない措置を除く)</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>入所者数 131人 (やむを得ない措置を除く)</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要に応じて入所措置を行います。</p>
<p>住宅改造費助成事業</p> <p>要介護状態になることを予防し、可能な限り自立した生活を支援するため、居住する住宅の手すりの取り付け、便器の洋式化等の住宅改造費の助成を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>助成件数 67件</p> <p>【令和元年度】</p> <p>助成件数 55件</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>助成件数 64件</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要な方に適切に助成していきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣</p> <p>要介護者（要支援者）が行う住宅改修や福祉用具の利用に関して、専門的知識を有する理学療法士等が、対象者の居宅を訪問したり、計画書を確認したりし、住宅改修や福祉用具の利用に関するアドバイスや事業者との調整を行います。</p> <p style="text-align: right;">《介護保険課》</p>	<p>【平成 30 年度】 住宅改修 5件 福祉用具 0件</p> <p>【令和元年度】 住宅改修 2件 福祉用具 1件 （新型コロナウイルス感染症の影響で△1件）</p> <p>【令和2年度】（見込み） 住宅改修 4件 福祉用具 0件 （新型コロナウイルス感染症の影響）</p>	<p>【令和3～5年度】 住宅改修 3件 福祉用具 6件</p>
<p>住まい安心支援事業</p> <p>住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、北区居住支援協議会において北区・不動産関係団体・福祉関係団体・居住支援団体が連携し、住宅情報の提供等の支援を実施します。</p> <p>また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住支援に関する課題解決を図ることを目的に、不動産団体、居住支援法人及び区による包括連携協定を締結する。</p> <p>あわせて、電球の点灯による安否確認を行う見守りサービス利用者に対し、初期費用の助成を行う。</p> <p style="text-align: right;">《住宅課》</p>	<p>【平成 30 年度】 東京都北区居住支援協議会を設立</p> <p>【令和元年度】 ・北区居住支援協議会開催 ・北区居住支援協議会セミナー実施 ・北区居住支援協議会 News 発行</p> <p>【令和2年度】（見込み） ・北区居住支援協議会開催</p>	<p>【令和3年度】 不動産団体、居住支援法人と区による包括連携協定の締結 北区居住支援協議会開催 北区居住支援協議会セミナー実施 見守りサービス利用助成 10件</p> <p>【令和4年度】 北区居住支援協議会開催 北区居住支援協議会セミナー実施 見守りサービス利用助成 10件</p> <p>【令和5年度】 北区居住支援協議会開催 北区居住支援協議会セミナー実施 見守りサービス利用助成 10件</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>高齢者住宅（シルバーピア）の管理</p> <p>単身高齢者に住宅を供給するため高齢者住宅を管理運営し、管理人（生活協力員）やL S A（生活援助員）によるサポート体制を行っています。また、福祉部門と住宅部門の連携を強化し、高齢者の居住支援と安定化を図ります。なお、現在の借上げ高齢者住宅は、契約期間満了で返還するため、区が直接建設し、移転とともに集約していきます。</p> <p style="text-align: right;">《住宅課》</p>	<p>【平成 30 年度】 新規入居者数 22 件</p> <p>【令和元年度】 新規入居者数 24 件</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 新規入居者数 22 人 借上げシルバーピア 1 棟 25 戸を返還し、入居者は 2 月に新規開設した区建設の高齢者住宅へ移転しました。</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き事業を継続していきます。 借上げシルバーピア 10 棟 区営シルバーピア 2 棟 ・契約期間が満了する借上げ高齢者住宅を順次返還し、区営高齢者住宅へ移転予定</p> <p>【令和 3 年度】 令和 4 年 1 月末 1 棟</p> <p>【令和 4 年度】 令和 4 年 6 月末 1 棟</p> <p>【令和 5 年度】 令和 5 年 7 月 5 日 2 棟</p>
<p>高齢者世帯の住み替え支援</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区内の民間住宅に居住する満 65 歳以上の高齢者のみの世帯が、区内の民間住宅に住み替える際の費用の一部を助成しています。</p> <p style="text-align: right;">《住宅課》</p>	<p>【平成 30 年度】 13 件</p> <p>【令和元年度】 4 件</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 10 件</p>	<p>【令和 3 年度】 10 件</p> <p>【令和 4 年度】 10 件</p> <p>【令和 5 年度】 10 件</p>
<p>都市型軽費老人ホームの整備</p> <p>都市部において、自立した日常生活を営むことについて不安があり、低所得で家族による援助を受けることが困難な高齢者の生活の場を確保するため、都市型軽費老人ホームの整備を誘導します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【令和 2 年度末現在】 4 か所（定員 80 名）</p>	<p>【令和 3～5 年度】 東京都の整備に係る補助制度の動向を踏まえ、整備・誘導を図ります。</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅の供給</p> <p>民間事業者の行う、バリアフリー構造で、安否確認・生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の供給を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《住宅課》</p>	<p>【令和 2 年度末現在】（見込み） 6 か所 302 戸</p>	<p>【令和 3～5 年度】 東京都や区の福祉部門と連携し、必要に応じて供給を推進していきます。</p>
<p>有料老人ホームの情報提供</p> <p>介護が必要な方の住まいとしての役割が期待される有料老人ホームについて区民への情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【令和 2 年度末現在】 住宅型 4 か所 239 名 介護付 10 か所 852 名</p>	<p>【令和 3～5 年度】 引き続き情報提供に努めます。</p>

(3) 福祉人材の確保

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、高齢者等を支える福祉人材の充実を図るため、介護人材の定着支援、新規人材の確保、人材育成のための取り組みを推進します。

事業内容	実績	計画内容
<p>介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援</p> <p>家族の介護や看護による離職防止のため、介護保険制度の利用方法等をはじめ、介護・看護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。</p> <p>また、離職後の職場復帰のための情報提供等に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">《多様性社会推進課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペースゆう男性向け講座を実施。参加者 20 名。 ・女性の活躍推進応援塾「再就職支援セミナー」を実施。参加者 29 名。 ・ワーク・ライフ・バランス講演会を実施。参加者 30 名 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進応援塾「再就職支援セミナー」を実施。参加者延べ 30 名 ・ワーク・ライフ・バランス講演会を実施。参加者 39 名 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進応援塾「再就職準備セミナー」を実施。参加者延べ 40 名 ・ワーク・ライフ・バランス講演会を実施。参加者 32 名 	<p>【令和 3～5 年度】</p> <p>家族の介護や看護による離職防止のため、ワーク・ライフ・バランス講演会を実施するとともに、離職後の再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を、関係機関と連携して実施します。</p>
<p>福祉のしごと総合フェア</p> <p>人員不足に苦慮している福祉職場の人材確保策を支援するため、就職の機会として「北区福祉のしごと総合フェア」開催し、区民への良質な福祉サービスの提供体制を維持します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <p>〈開催日：来場者数〉</p> <p>6月22日 104名 9月28日 94名 1月24日 97名</p> <p>【令和元年度】</p> <p>〈開催日：来場者数〉</p> <p>6月21日 107名 9月27日 117名 1月23日 139名</p> <p>【令和 2 年度】</p> <p>8月24日 中止 11月2日 中止 1月22日 中止</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度はすべて開催中止。</p>	<p>【令和 3 年度】</p> <p>6月25日 9月17日 1月21日</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中止の可能性あり。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>福祉資格取得の支援</p> <p>区内の施設及び介護サービス事業者において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 介護職員初任者研修受講者 12 名 介護福祉士受験者 9 名</p> <p>【令和元年度】 介護職員初任者研修受講者 9 名 介護福祉士受験者 17 名</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 引き続き事業継続</p>	<p>【令和 3 年度】（見込み） 引き続き事業継続</p>
<p>福祉人材の確保の推進</p> <p>区が施設と大学の橋渡し役となって、学生に特別養護老人ホーム等の施設訪問や実習等の機会を提供し、高齢者福祉施設の果たしている役割や仕事の内容について理解を深めてもらうことにより、将来の福祉人材の確保につなげていきます。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【平成 30 年度】 ・施設見学：区内 8 施設で学生約 140 名を受入れ ・実習：区内特養及びデイサービスで学生約 140 名を受入れ(特養 4 施設、デイサービス 7 施設)</p> <p>【令和元年度】 ・施設見学：区内 7 施設 127 名受入れ ・実習：区内 11 施設 141 名受入れ</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、原則中止。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、実施未定</p>
<p>人材育成・研修事業の実施</p> <p>介護保険制度についての理解を深め、サービスの質を確保するための研修等を実施し、専門知識や技術などのレベルアップを目指します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課、介護保険課》</p>	<p>【平成 30 年度】 介護サービス事業者研修 5 回 690 名 介護支援専門員ステップアップ研修 11 回 892 名 あんしんセンター職員研修支援 41 回</p> <p>【令和元年度】 介護サービス事業者研修 3 回 約 400 名 介護支援専門員ステップアップ研修 11 回 756 名 あんしんセンター職員研修支援 42 回</p> <p>【令和 2 年度】（見込み） 介護サービス事業者研修 3 回 約 500 名 介護支援専門員ステップアップ研修 1 回 約 800 名 あんしんセンター職員研修支援 48 回</p>	<p>【令和 3～5 年度】 ケアマネジャー及び介護サービス事業所の管理者等の資質向上を図り、活動を支援するため、研修を実施します。また、高齢者あんしんセンター職員のスキルアップ研修参加を支援します。</p>

(4) 在宅生活支援の充実

高齢者とその家族を支え、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、日常生活のなかで必要になる様々な支援やサービスを提供していきます。また、在宅療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、切れ目ない在宅医療提供体制の確保や在宅療養や看取りに関する啓発など、在宅医療・介護連携推進事業のさらなる推進に取り組みます。

事業内容	実績	計画内容
<p>地域密着型サービスの基盤整備 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護) 介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし、介護サービスが受けられるように、地域密着型サービスを整備します。 ≪介護保険課≫</p>	<p>【平成30年度】 〇か所 【令和元年度】 〇か所 【令和2年度】(見込み) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2か所(1か所整備決定) 小規模多機能型居宅介護 3か所</p>	<p>【令和3～5年度】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護3か所(1か所開設予定) 小規模多機能型居宅介護7か所(4か所開設予定)</p>
<p>在宅療養協力支援病床確保事業 在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、速やかに短期の入院治療へつながるよう区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援します。 ≪地域医療連携推進担当課≫</p>	<p>【平成30年度】 区内15か所の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援した。 利用件数 13件 ・在宅療養推進会議「連携事業評価部会」において、事業の検証と啓発パンフレットの作成を行った。 【令和元年度】 区内15か所の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援した。 利用件数 10件 【令和2年度】(見込み) 区内14か所の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援する。 利用件数 4件</p>	<p>【令和3～5年度】 区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援します。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>在宅療養相談窓口事業</p> <p>病院や地域医療機関・ケアマネジャー等からの退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う専門職のための相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援します。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援した。 相談件数 117 件</p> <p>【令和元年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援した。 相談件数 124 件</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。 相談件数 40 件</p>	<p>【令和 3～5 年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援します。</p>
<p>在宅療養普及啓発推進事業</p> <p>各高齢者あんしんセンターなど様々な機会を捉えて在宅療養や看取りに関する講演会や講座を開催し、啓発活動を行います。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 区民啓発講演会 1 回開催 (参加者 89 名) 出張講座 2 回実施 (参加者 計 38 名)</p> <p>【令和元年度】 出張出前講座 7 回実施 (参加者 計 174 名) ※区民啓発講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止</p> <p>【令和 2 年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会や講座は中止とした。在宅療養あんしんハンドブックの配布を行った。</p>	<p>【令和 3～5 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民啓発講演会の開催 出張講座の実施
<p>病院の救急車を活用した在宅療養者搬送事業の支援</p> <p>病院が保有する救急車を活用して、かかりつけ医の判断のもと在宅療養患者を区内病院へ無料で搬送する北区医師会の取り組みを支援し、在宅療養生活の継続を図ります。</p> <p>《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>【平成 30 年度】 モデル実施(補助)に向けて、北区医師会と協議</p> <p>【令和元年度】 モデル実施(補助開始) 利用件数 45 件</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) モデル実施(補助開始) 利用件数 10 件</p>	<p>【令和 3 年度】 モデル実施(補助実施)</p> <p>【令和 4～5 年度】 未定</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>短期入所生活介護（ショートステイ）の整備</p> <p>一時的に家庭での介助が受けられない高齢者に、入所により必要な介助サービスを提供するショートステイを、特別養護老人ホーム併設を基本に整備・誘導します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【令和2年度末現在】</p> <p>119床</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>(仮称)王子みずほ(15床)の整備について、引き続き調整を図ります。</p>
<p>老人保健施設の整備</p> <p>入院治療は必要ないが医療的な介護が必要な高齢者に、リハビリテーションや看護、介護サービスを提供し、家庭への復帰をめざす老人保健施設の整備を誘導します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	<p>【令和2年度末現在】</p> <p>5か所(508床)</p> <p>※空室利用ショートステイ含む</p>	<p>【令和3年度】</p> <p>旧赤羽中学校跡地を活用した介護老人保健施設等複合施設の整備について、建設費の補助を行います。</p> <p>令和3年10月1日 100床開設予定</p>
<p>エンディングノートの発行</p> <p>もしものときどうしたいか、葬儀や財産について記入することで人生を振り返り、自分の思いを整理することができるエンディングノートを作成し、あんしんセンター等で配布するとともに、エンディングノートを活用した事業などを行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>2,000部発行</p> <p>【令和元年度】</p> <p>2,000部発行</p> <p>【令和2年度】</p> <p>2,400部発行</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要な方に配布できるよう周知など図っていきます。また、エンディングノートを活用した事業を実施し、ご自身の終末期を考えていただく取り組みを引き続き進めます。</p>
<p>家族介護者リフレッシュ事業</p> <p>常時介護を必要とする在宅の高齢者を介護している家族等の労をねぎらい、介護者間の交流を深めることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るために事業を行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>年4回 213名</p> <p>【令和元年度】</p> <p>年4回 253名</p> <p>【令和2年度】</p> <p>中止</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>内容や参加方法を工夫し、介護者が安心して参加できるよう開催していきます。</p> <p>開催回数 年4回</p>
<p>寝具乾燥サービス</p> <p>寝具の乾燥が困難な要介護高齢者に対し、月1回、寝具乾燥・汚れ落とし及び水洗いのサービスを行うことで衛生的、健康的な生活を支援します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>対象者数 20人 実績 13人</p> <p>【令和元年度】</p> <p>対象者数 15人 実績 7人</p> <p>【令和2年度】(見込み)</p> <p>対象者数 17人 実績 13人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要な方に適切に支援していきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>訪問理美容サービス</p> <p>要介護4または5で外出が困難な高齢者に対し、理容師または美容師を派遣することにより、衛生的で健康的な生活を支援します。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 134人</p> <p>【令和元年度】 158人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 148人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要な方に適切に支援していきます。</p>
<p>高齢者生活援助サービス</p> <p>介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、北区社会福祉協議会が行っている「友愛ホームサービス」について、利用料や年会費の一部を補助し、介護保険給付だけでは対応できない日常生活の支援を行います。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 新規利用者 87人 年間利用者 1,128人 延利用件数 3,712件 延利用時間 4,972時間</p> <p>【令和元年度】 新規利用者 137人 年間利用者 1,109人 延利用件数 3,677件 延利用時間 4,978時間</p> <p>【令和2年度】(見込み) 新規利用者 215人 年間利用者 1,090人 延利用件数 3,642件 延利用時間 4,894時間</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>安心して住み慣れた地域で在宅生活を続けられるように支援していきます。</p>
<p>高齢者緊急生活支援</p> <p>おおむね65歳以上で介護保険の認定を受けていない在宅高齢者のうち、家庭の事情等により、一時的に在宅の生活が困難になった方に対し、介護保険法に規定する短期入所生活介護（ショートステイ）に準じたサービス（入所期間は1回につき2週間以内）を提供し、生活指導を行います。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 利用人数 23人</p> <p>【令和元年度】 利用人数 95人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 利用人数 51人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要に応じて適切に支援していきます。</p>
<p>家族介護者教室の開催</p> <p>高齢者等の介護に当たっている家族等を対象に臨床心理、医学、介護等の専門知識を有する者を講師とし、認知症や虐待問題及び身体介護等についての家族介護者教室を開催します。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 参加人数 461人</p> <p>【令和元年度】 参加人数 388人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 参加人数 200人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>開催方法を工夫しながら引き続き開催をしていきます。</p>
<p>おむつ支給事業</p> <p>おむつを必要とする在宅の要介護高齢者等におむつを支給、または代金の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>《高齢福祉課》</p>	<p>【平成30年度】 現物支給 1,561人 代金助成 265人</p> <p>【令和元年度】 現物支給 1,547人 代金助成 247人</p> <p>【令和2年度】(見込み) 現物支給 1,600人 代金助成 250人</p>	<p>【令和3～5年度】</p> <p>必要な方に適切に助成していきます。</p>

事業内容	実績	計画内容
<p>若年性認知症訓練事業</p> <p>軽度の若年性認知症の方の進行を遅らせることを目指し、専門のスタッフがグループで訓練を行います。</p> <p style="text-align: center;">《障害者福祉センター》</p>	<p>【平成 30 年度】 高次脳機能障害の診断のある方と共に記憶・言語などの個別プログラムや集団リハビリを実施。 若年性認知症者 参加人数 実 1 人 延 42 人</p> <p>【令和元年度】 若年性認知症者 参加人数 実 2 人 延 56 人</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 若年性認知症者 参加人数 実 2 人 延 70 人</p>	<p>【令和 3～5 年度】 訓練の必要な方が早期に利用できるよう、関係機関と協力しながら対応していきます。</p>
<p>ごみの訪問収集</p> <p>65 歳以上の一人暮らし等の方、障害者だけで構成されている世帯の方で、ご自身でゴミを集積所に持ち出す事が困難な方を対象に、面接の上、可燃ゴミ・不燃ゴミなどを、玄関先又はドアの前から収集します。</p> <p style="text-align: center;">《北区清掃事務所》</p>	<p>【平成 30 年度】 新規受付件数 182 件 収集件数 672 件</p> <p>【令和元年度】 新規受付件数 213 件 収集件数 712 件</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 新規受付件数 200 件 収集件数 700 件</p>	<p>【令和 3～5 年度】 新規受付件数 200 件 収集件数 700 件 実施予定</p>
<p>ふれあい訪問収集</p> <p>75 歳以上の一人暮らしの方で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方などを対象に、面接の上、ごみの訪問収集を行い、ごみの排出がない場合は、声かけやあらかじめ登録されている緊急連絡先に連絡し安否の確認を行います。</p> <p style="text-align: center;">《北区清掃事務所》</p>	<p>【平成 30 年度】 新規受付件数 9 件 収集件数 31 件</p> <p>【令和元年度】 新規受付件数 16 件 収集件数 36 件</p> <p>【令和 2 年度】(見込み) 新規受付件数 10 件 収集件数 30 件</p>	<p>【令和 3～5 年度】 新規受付件数 10 件 収集件数 30 件 実施予定</p>
<p>再掲 【重点】 認知症カフェの開催 《長寿支援課》</p>	<p>1 - (1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P55 参照</p>	
<p>再掲 ふれあい交流サロンの開催 《高齢福祉課》</p>	<p>1 - (2) 「多様な地域資源の活用」 P62 参照</p>	
<p>再掲 社会福祉協議会への支援 《健康福祉課》</p>	<p>1 - (1) 「地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実」 P56 参照</p>	
<p>再掲 かかりつけ医・歯科医・薬局の定着 《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>3 - (2) 「介護・福祉・医療・保健の連携」 P90 参照</p>	
<p>再掲 地域医療支援病院等との医療連携体制の充実 《地域医療連携推進担当課》</p>	<p>3 - (2) 「介護・福祉・医療・保健の連携」 P90 参照</p>	



第**5**章

介護保険事業の運営

1 介護サービスの利用状況と将来推計

(1) 標準給付額

要介護・要支援認定者数の推計、第7期計画期間の給付実績や今後の施設整備計画等をもとに、サービス供給見込量を算定し、令和3年度から令和5年度及び令和7（2025）年度の標準給付額を算出しました。

高齢者人口は減少傾向にありますが、介護サービスの利用率が上昇する後期高齢者人口が増加するため、給付額は増加するものと推計しています。

標準給付額の実績・推計

単位：千円

		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付額		25,163,381	26,080,214	27,101,629	28,429,565	29,405,678	30,088,668	30,626,643
サービス 居宅	(介護予防)合計	784,478	862,018	892,133	967,966	986,145	995,084	1,017,106
	(介護)合計	13,305,152	13,720,115	14,312,292	15,452,227	15,852,702	16,200,845	16,443,911
サービス 施設	(介護)合計	7,313,696	7,536,131	7,758,916	8,046,917	8,521,063	8,726,293	8,989,533
サービス 地域密着型	(介護予防)合計	9,700	8,212	3,670	6,572	7,179	8,765	8,765
	(介護)合計	2,346,180	2,397,631	2,427,224	2,593,344	2,703,096	2,805,628	2,798,588
特定入所者 介護サービス費 等給付費		663,788	673,007	685,488	694,525	706,940	715,656	723,803
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額					△83,247	△127,105	△128,670	△130,134
高額介護サービス費等給付費		652,082	739,046	865,947	678,179	690,303	698,814	706,768
高額介護サービス費等の見直しに係る 財政影響額					△16,913	△25,822	△26,141	△26,438
高額医療合算 介護サービス費 等給付費		60,715	115,121	126,608	61,876	62,690	63,526	65,140
審査支払手数料		27,590	28,933	29,351	28,118	28,488	28,868	29,601

(2) 居宅サービス

居宅サービスについては、被保険者や要介護・要支援認定者数、第7期計画期間のサービス供給実績をもとに、サービスごとの給付費・見込量を算出しました。

居宅サービスの給付実績・推計

単位：千円

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス合計	14,089,630	14,582,133	15,204,425	16,420,193	16,838,847	17,195,929	17,461,017
訪問介護	3,114,968	3,240,289	3,372,088	3,589,487	3,682,211	3,769,162	3,643,228
訪問入浴介護	206,892	207,728	211,933	226,465	232,166	237,123	234,643
	2,836	1,243	255	334	334	334	334
訪問看護	748,384	795,679	864,140	961,618	988,738	1,014,113	967,180
	113,584	130,899	136,333	147,576	149,623	151,139	151,588
訪問リハビリテーション	98,961	111,977	125,630	137,406	139,953	142,363	142,943
	19,827	23,112	26,389	30,370	30,387	30,859	30,859
居宅療養管理指導	526,453	570,224	596,822	614,941	627,828	638,972	639,574
	61,919	69,313	69,667	73,059	74,095	74,798	75,081
通所介護	2,791,856	2,856,713	2,933,054	3,080,500	3,188,180	3,304,302	3,282,073
通所リハビリテーション	464,296	474,677	504,432	555,944	560,104	567,170	570,834
	109,846	131,296	152,999	164,406	170,684	172,019	172,301
短期入所生活介護	614,746	610,421	616,404	655,425	688,388	699,457	694,248
	10,394	8,785	7,528	9,992	10,563	10,563	10,563
短期入所療養介護	77,651	76,014	73,551	91,148	94,099	95,907	95,907
	2,941	2,672	1,963	1,765	1,766	1,766	1,766
特定施設入居者生活介護	2,641,805	2,723,131	2,934,963	3,403,801	3,469,369	3,513,210	3,951,032
	147,152	157,737	148,045	174,644	177,334	179,222	199,035
福祉用具貸与	773,828	794,927	811,569	838,750	856,712	872,177	871,932
	137,201	150,514	162,005	169,315	171,582	173,145	173,791
特定福祉用具販売	28,702	26,427	33,673	34,424	35,400	36,083	36,083
	12,253	12,239	10,153	10,153	10,484	10,484	10,484
住宅改修	52,107	51,221	50,279	51,937	54,626	54,626	54,626
	34,831	31,431	29,935	31,767	32,550	32,550	32,550
居宅介護支援・介護予防支援	1,164,503	1,180,688	1,183,754	1,210,381	1,234,928	1,256,180	1,259,608
	131,695	142,779	146,861	154,585	156,743	158,205	158,754

上段：介護給付 下段：予防給付

※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

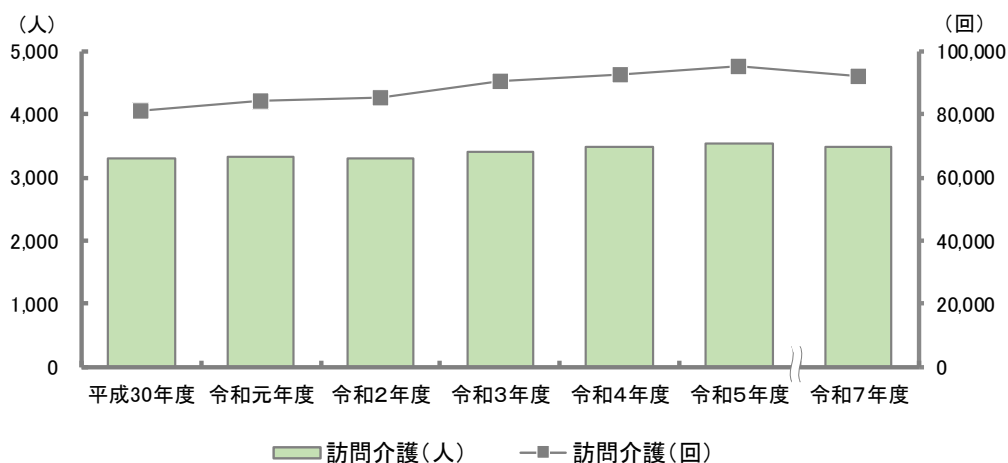
介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加傾向にあります。

1人あたりの利用回数が増加していることに加え、後期高齢者人口の増加に伴う在宅療養等の増加を踏まえ、需要の増加を見込みます。

図表 訪問介護（ホームヘルプサービス）の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護	回/月	81,422	84,179	85,479	90,569	92,853	95,047	91,934
	人/月	3,301	3,324	3,297	3,401	3,475	3,546	3,488

※令和2年度の実績値は見込値です。

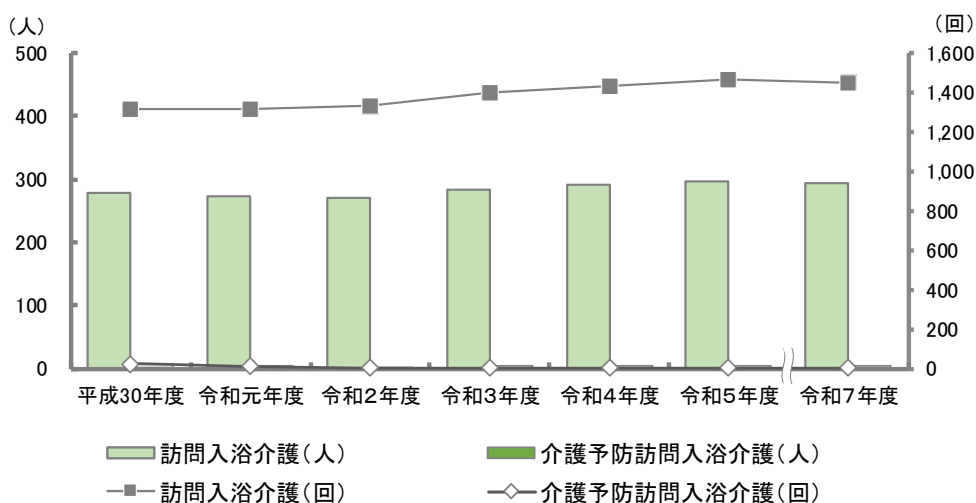
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が移動入浴車で利用者の住居を訪問し、入浴の介助を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、利用実績はほぼ横ばいとなっています。令和3年度以降は、要介護認定者数の増加を踏まえ、需要の増加を見込みます。

図表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問入浴介護	回/月	1,320	1,312	1,336	1,398	1,432	1,463	1,447
	人/月	279	272	271	284	291	297	294
介護予防訪問入浴介護	回/月	26	11	2	3	3	3	3
	人/月	6	4	2	3	3	3	3

※令和2年度の実績値は見込値です。

③訪問看護・介護予防訪問看護

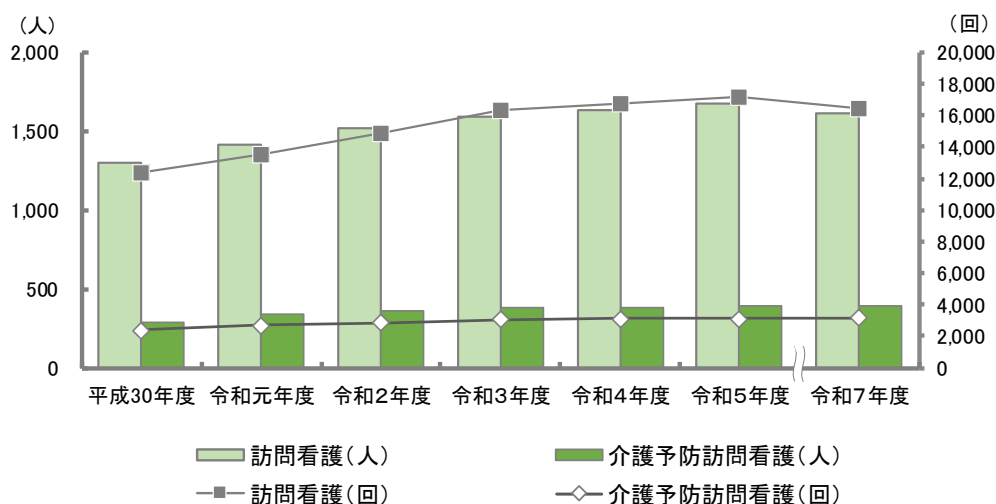
看護師等が疾患等を抱えている利用者の住居を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行います。

【実績と計画】

後期高齢者の増加や在宅療養の増加を受け、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降は、引き続き同様の傾向が続き、需要の増加も継続するものと見込みます。

図表 訪問看護・介護予防訪問看護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問看護	回/月	12,399	13,538	14,917	16,311	16,754	17,173	16,447
	人/月	1,301	1,417	1,517	1,595	1,637	1,676	1,615
介護予防訪問看護	回/月	2,365	2,710	2,879	3,064	3,105	3,137	3,146
	人/月	285	341	362	380	385	389	390

※令和2年度の実績値は見込値です。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

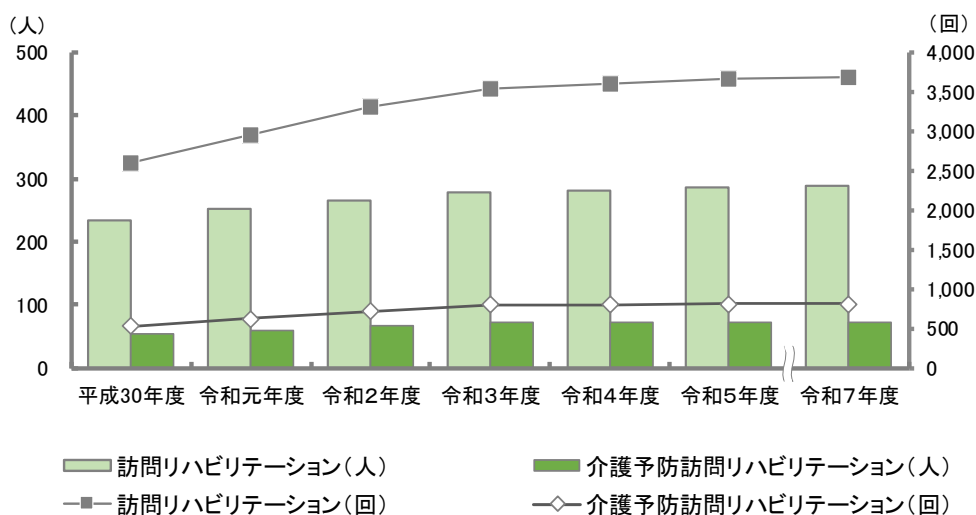
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の住居を訪問し、心身機能の維持や回復を図るためにリハビリテーションを行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護（要支援）認定者数が増加していることを踏まえ、需要の増加を見込みます。

図表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問リハビリテーション	回/月	2,607	2,949	3,318	3,548	3,612	3,674	3,689
	人/月	234	252	266	277	282	287	288
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	528	621	715	803	803	815	815
	人/月	53	59	66	72	72	73	73

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

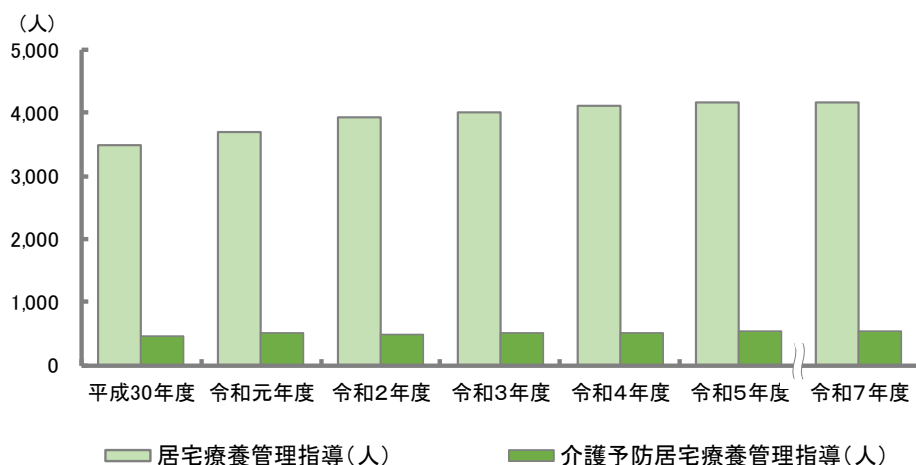
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が利用者の住居を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降は、要介護（要支援）者数の増加がしていることを踏まえ、需要の増加を見込みます。

図表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の供給実績・推計



事業	実績値	実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅療養管理指導	人/月	3,493	3,690	3,924	4,018	4,100	4,173	4,177
介護予防居宅療養管理指導	人/月	460	510	496	517	524	529	531

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑥通所介護（デイサービス）

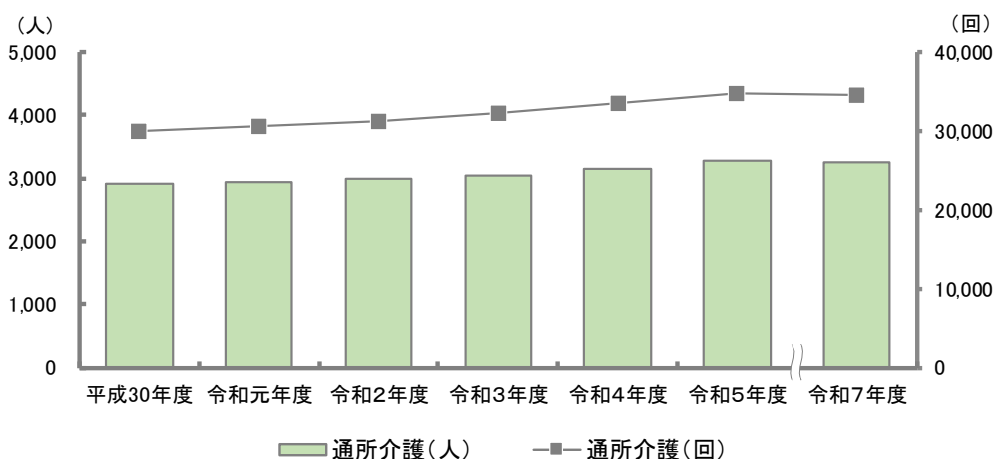
デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微増傾向が続いています。

令和3年度以降も同様の傾向が続くと考えられ、需要の微増を見込みます。

図表 通所介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所介護	回/月	29,998	30,700	31,208	32,356	33,498	34,754	34,526
	人/月	2,901	2,930	2,995	3,038	3,147	3,267	3,247

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

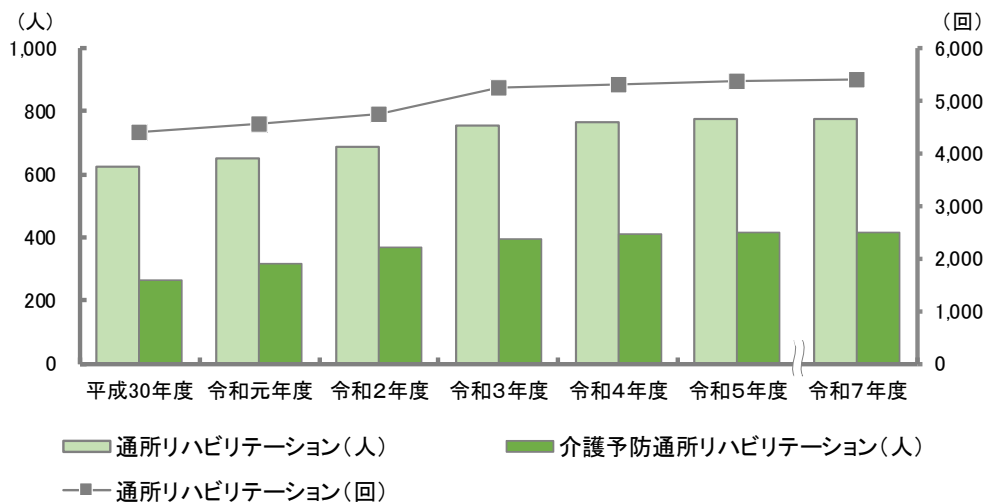
介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

今後も生活期におけるリハビリテーションの重要性は増すものと考えています。また、令和3年度中に新たに1事業所が開設予定であることから、需要の増加を見込みます。

図表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所リハビリテーション	回/月	4,404	4,572	4,761	5,257	5,303	5,371	5,408
	人/月	622	650	685	755	763	773	778
介護予防通所リハビリテーション	人/月	264	315	371	396	411	414	415

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

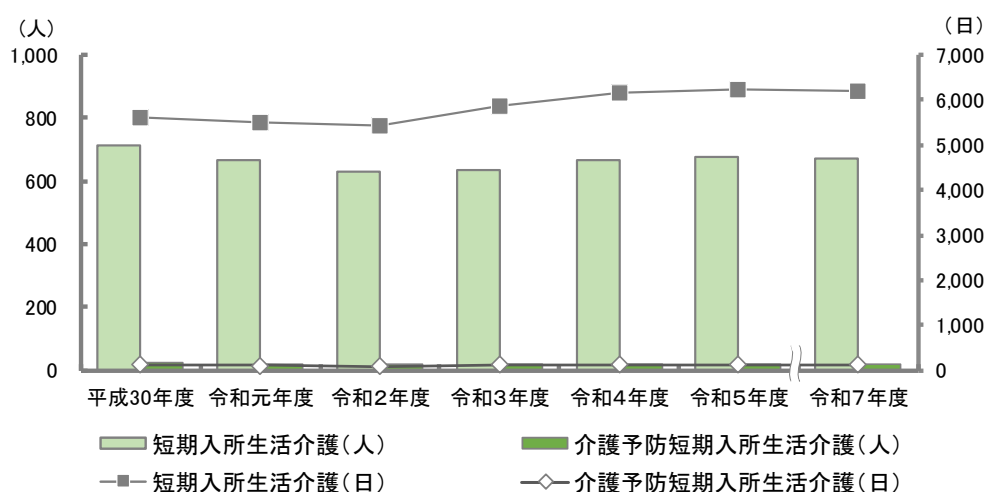
【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微減しています。

新型コロナウイルスの影響による大幅な減少や、区立特別養護老人ホームの建て替え事業の影響によるものと考えています。

しかし、潜在的な需要は継続しており、介護する家族の負担軽減や「介護離職ゼロ」を目指すためにも必要なサービスであることから、令和3年度以降は需要の増加を見込みます。

図表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所生活介護	日/月	5,616	5,516	5,436	5,861	6,150	6,248	6,207
	人/月	711	667	630	634	665	675	671
介護予防短期入所生活介護	日/月	131	107	86	115	121	121	121
	人/月	23	20	18	20	21	21	21

※令和2年度の実績値は見込値です。

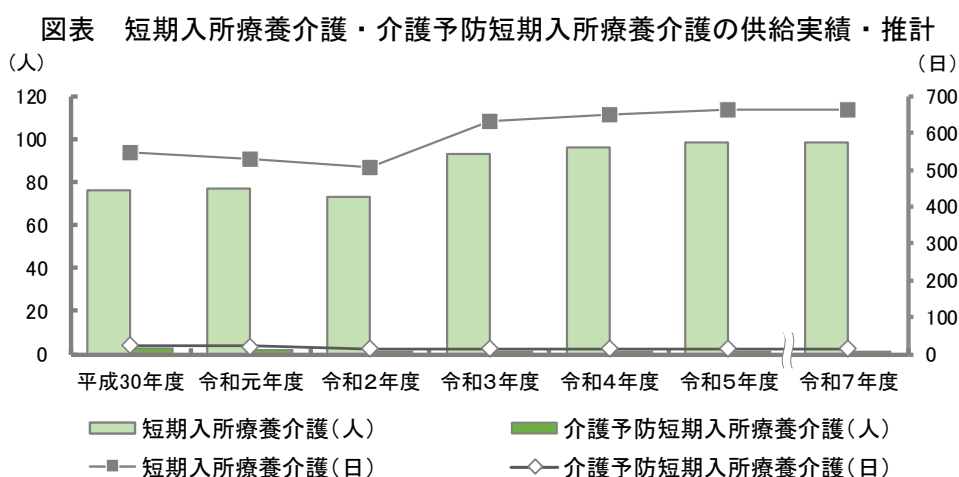
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微減しています。新型コロナウイルスの影響によるものと考えています。

しかし、潜在的な需要は継続しており、介護する家族の負担軽減や「介護離職ゼロ」を目指すためにも必要なサービスであることから、令和3年度以降は需要の増加を見込みます。



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所療養介護 (老健)	日/月	534	508	487	613	631	644	644
	人/月	75	73	72	90	93	95	95
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	13	7	18	7	7	7	7
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	16	0	13	13	13	13
	人/月	0	3	0	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	24	21	15	16	16	16	16
	人/月	3	2	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

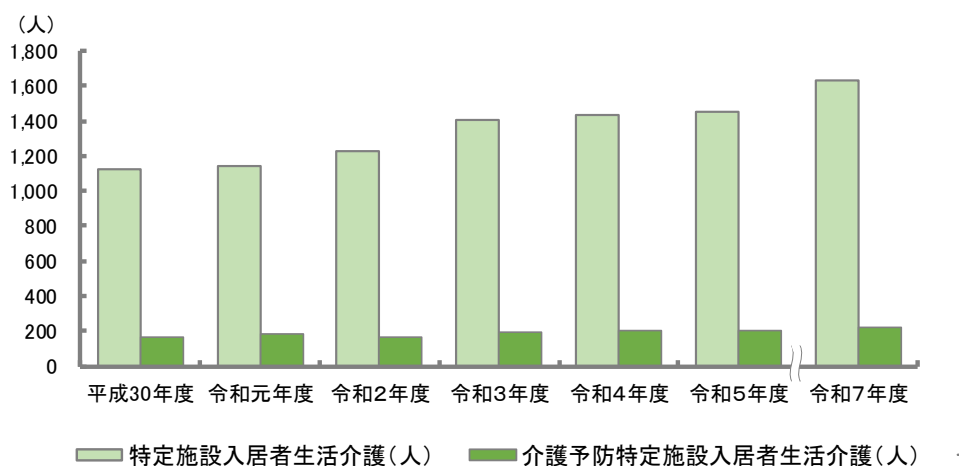
介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（要支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、多様な住まいの需要の増加に合わせ、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降も一定の増加を見込みます。

図表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定施設入居者生活介護	人/月	1,121	1,147	1,226	1,410	1,436	1,454	1,635
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	167	181	168	197	200	202	224

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

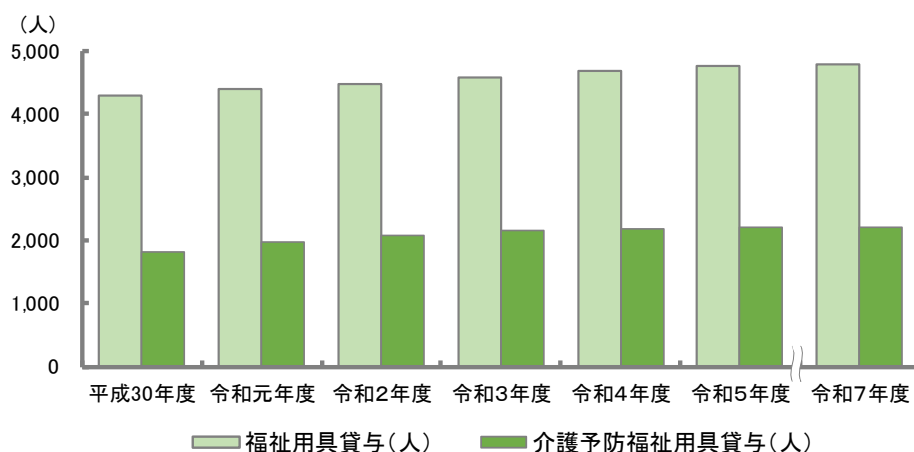
車いす・特殊寝台・歩行補助つえ等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護（要支援）認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。

図表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉用具貸与	人/月	4,288	4,397	4,486	4,594	4,687	4,769	4,779
介護予防福祉用具貸与	人/月	1,822	1,974	2,066	2,158	2,187	2,207	2,215

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑫特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

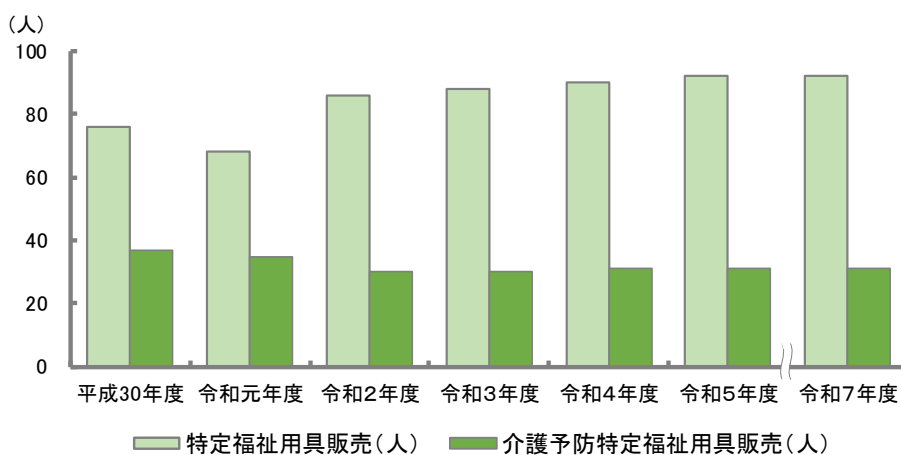
入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合に、その購入費の一部を支給します。

【実績と計画】

令和元年度に、サービス利用は一時落ち込んだものの、全体として増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護（要支援）認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。

図表 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定福祉用具販売	人/月	76	68	86	88	90	92	92
介護予防特定福祉用具販売	人/月	37	35	30	30	31	31	31

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

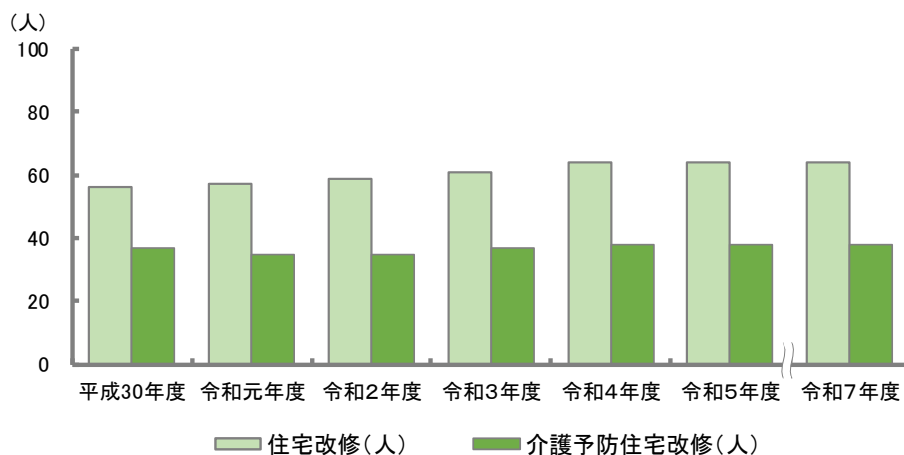
手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に改修費用の一部を支給します。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微増傾向が続いています。

令和3年度以降も、要介護（要支援）認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。

図表 住宅改修・介護予防住宅改修の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
住宅改修	人/月	56	57	59	61	64	64	64
介護予防住宅改修	人/月	37	35	35	37	38	38	38

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑭居宅介護支援・介護予防支援

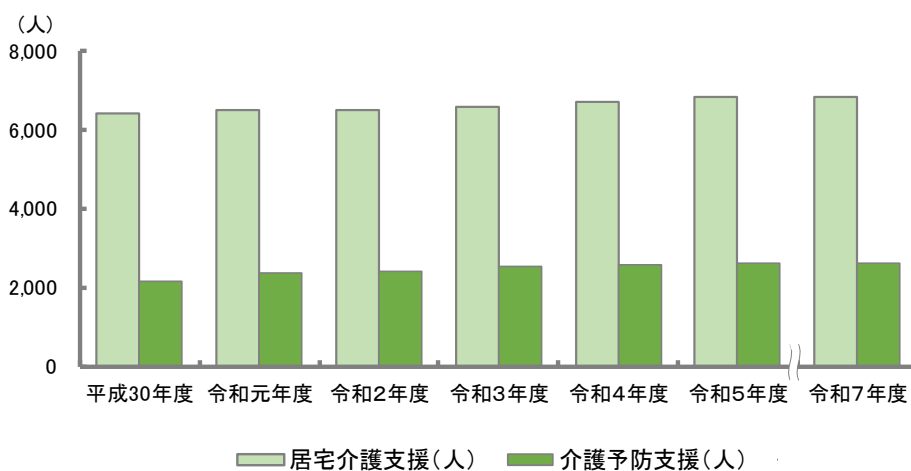
要介護（要支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（要支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（要支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用はほぼ横ばいとなっています。

令和3年度以降も、要介護（要支援）認定者数が増加していることから、ほぼ同様の傾向が続くと考え、微増を見込みます。

図表 居宅介護支援・介護予防支援の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅介護支援	人/月	6,423	6,504	6,480	6,574	6,701	6,814	6,839
介護予防支援	人/月	2,168	2,350	2,426	2,538	2,572	2,596	2,605

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 施設サービス

施設サービスについては、被保険者や要介護認定者数、第7期計画期間のサービス供給実績、区内施設の整備計画等をもとにサービスごとの給付費・見込量を算出します。

施設サービスの給付実績・推計

単位：千円

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設サービス合計	7,313,696	7,536,131	7,758,916	8,046,917	8,521,063	8,726,293	8,989,533
介護老人福祉施設	4,905,029	5,152,131	5,378,531	5,453,852	5,735,850	5,827,158	5,890,958
介護老人保健施設	2,074,873	2,069,809	2,078,468	2,286,882	2,476,186	2,590,108	2,755,054
介護医療院	23,700	71,490	111,372	154,266	206,265	206,265	343,521
介護療養型医療施設	310,093	242,702	190,545	151,917	102,762	102,762	

※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

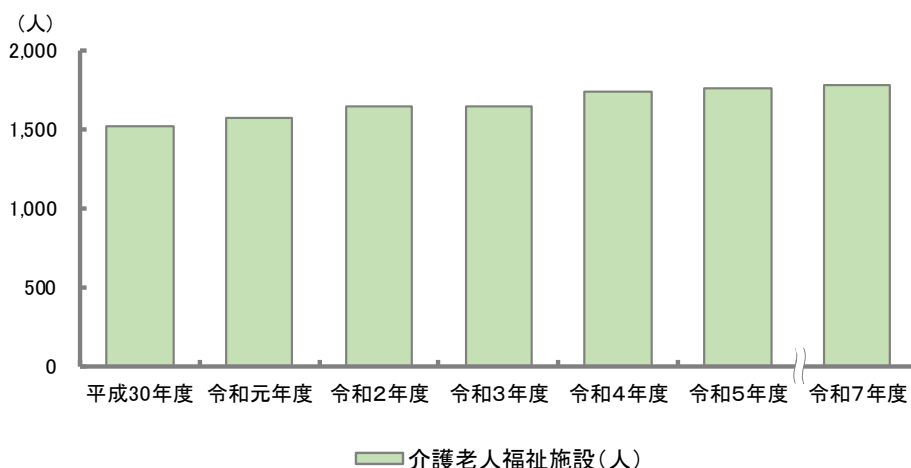
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に11施設1,148床、区外に7施設175床、合計1,323床が整備されています。令和3年度から4年度にかけて、区立施設の大規模改修を実施するため、一時的に入所定員が減少しますが、引き続き需要は高いことから、次期計画期間以降の施設の整備を検討します。

図表 介護老人福祉施設の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/月	1,518	1,576	1,640	1,650	1,734	1,760	1,781

※令和2年度の実績値は見込値です。

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に5施設498床が整備されています。

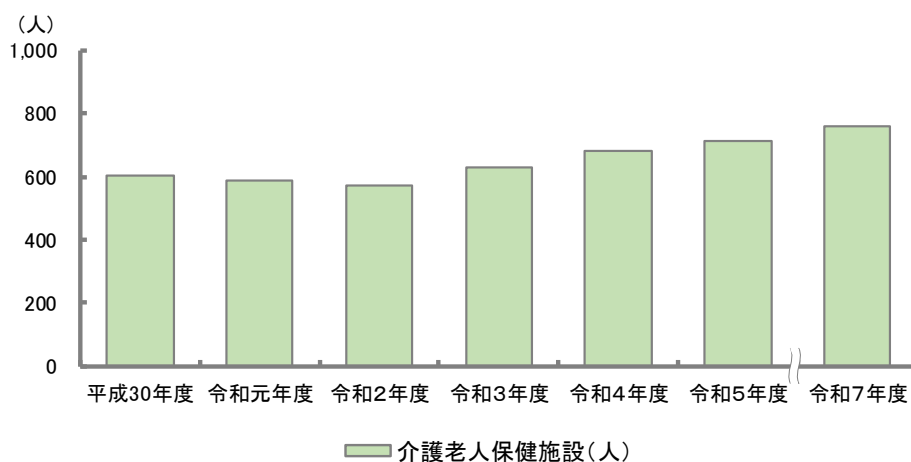
令和3年度中に1施設100床を整備する予定です。

医療的な介護が必要な高齢者の需要は、引き続き増加傾向にあることから、需要の増加を見込みます。

【令和3年度開設予定施設】

- ・志茂1丁目 100床

図表 介護老人保健施設の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人/月	601	587	574	632	684	713	758

※令和2年度の実績値は見込値です。

③介護医療院

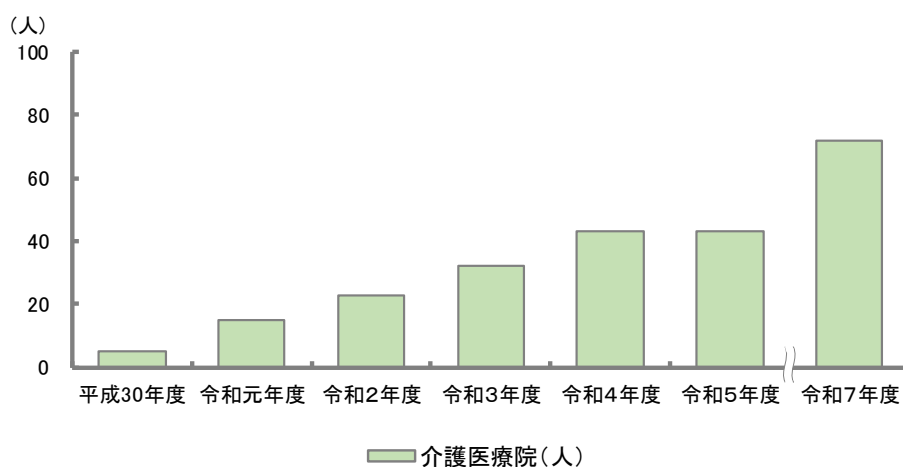
平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」により新たに創設された施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として位置づけられています。

【実績と計画】

平成30年度に新たに位置付けられましたが、区内で介護療養型医療施設を開設している事業所と転換・整備について協議を重ねてまいりました。

令和3年度中に介護医療院への転換予定との計画があることから、令和3年度以降について、区外施設の利用に加えて見込みます。

図表 介護医療院の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人/月	5	15	23	32	43	43	72

※令和2年度の実績値は見込値です。

④介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象とする施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医学的な管理のもとで介護や医療、看護等を受けることができます。

なお、介護療養型医療施設は、令和6年度までに、介護医療院を含む他の施設への転換が決まっています。令和7年度については、すべて介護医療院へ転換するものと想定しています。

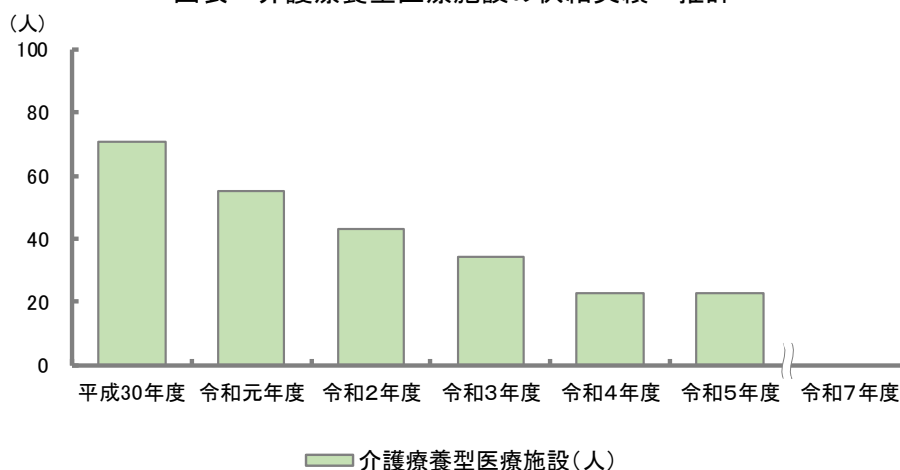
【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1施設20床が整備されています。

平成30年度以降、区外施設において、介護医療院や介護老人保健施設等への転換が促進されたことにより、サービス利用実績が減少しています。

区内施設も令和3年度中に、介護医療院への転換が予定されていることから、令和3年度以降も減少を見込みます。

図表 介護療養型医療施設の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	人/月	71	55	43	34	23	23	

※令和2年度の実績値は見込値です。

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、被保険者数や要介護・要支援認定者数、第7期計画期間のサービス供給実績、区内施設の整備計画、区外施設の利用見込み等をもとにサービスごとの給付費・見込量を算出します。

また、地理的配置バランス等も踏まえ、適切に整備を進めてまいります。

地域密着型サービス給付実績・推計

単位：千円

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型サービス合計	2,355,881	2,405,843	2,430,895	2,599,916	2,710,275	2,814,393	2,807,353
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	51,053	60,017	56,481	103,103	137,264	137,264	137,264
夜間対応型訪問介護	16,249	9,136	7,523	7,954	7,959	8,437	8,437
認知症対応型通所介護	460,604	433,525	404,181	442,988	443,234	449,593	443,407
地域密着型通所介護	235	558	894	1,768	1,769	1,769	1,769
小規模多機能型居宅介護	703,278	730,669	762,915	816,750	845,606	877,715	873,115
看護小規模多機能型居宅介護	138,223	152,192	158,955	159,684	194,533	258,119	258,119
認知症対応型共同生活介護	5,393	6,665	2,776	2,416	3,021	4,607	4,607
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49,664	47,412	49,518	52,120	54,108	54,108	54,108
地域密着型特定施設入居者生活介護	852,416	887,752	906,538	929,133	938,735	938,735	938,735
	4,073	989	0	2,388	2,389	2,389	2,389
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74,693	76,928	81,114	81,612	81,657	81,657	85,403
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

上段：介護給付 下段：予防給付

※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

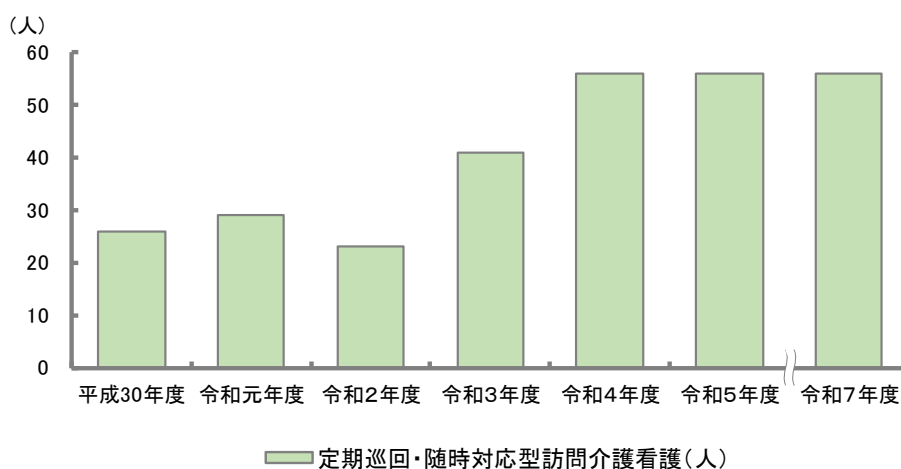
要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

【実績と計画】

第7期計画期間に、滝野川地区に1か所、公募を行いました。依然として未整備となっています。さらに、令和元年度中に、赤羽地区の事業所が廃止となったことから、令和2年度に公募を実施し、令和3年度中の整備が予定されています。

アンケート調査や地域分析の結果から、在宅療養や医療的ケアの必要な利用者が引き続き増加するものと考えられることから、第8期計画期間においても、引き続き滝野川地区に整備を行います。

図表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	26	29	23	41	56	56	56

※令和2年度の実績値は見込値です。

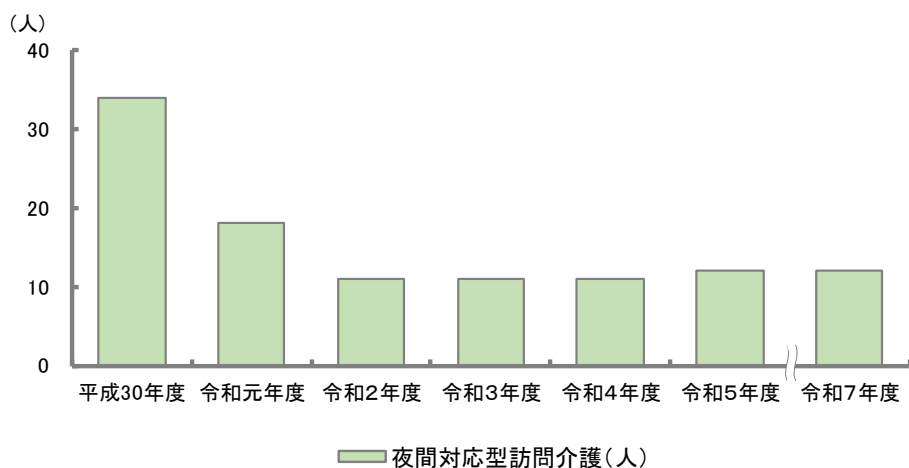
②夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回と緊急時に対応する随時訪問を行い、排せつや体位変換等の援助を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。今後も、サービスの需要把握に努めながら、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 夜間対応型訪問介護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
夜間対応型訪問介護	人/月	34	18	11	11	11	12	12

※令和2年度の実績値は見込値です。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

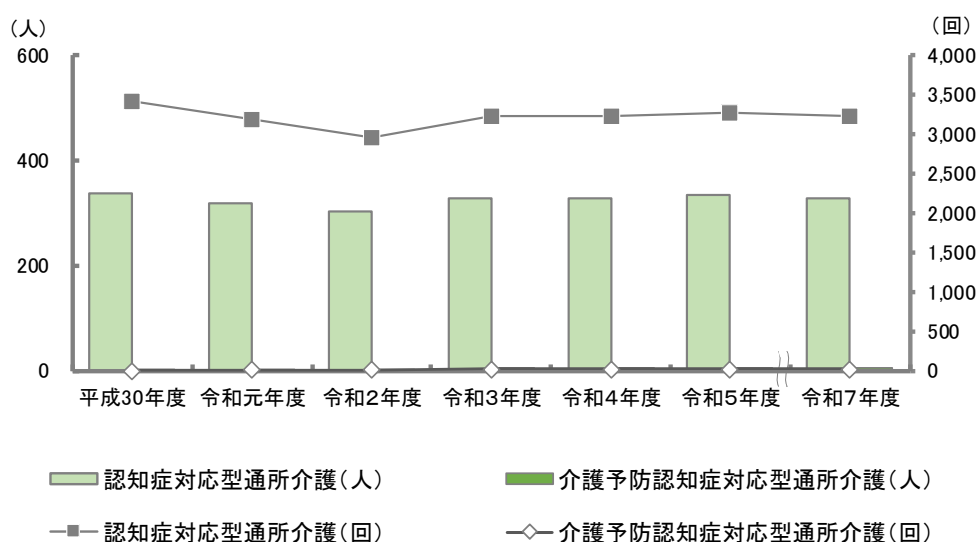
認知症の高齢者を対象とした通所介護施設で、食事・入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に16事業所（うち共用型2か所）が整備されています。

認知症高齢者は今後も増加が見込まれており、令和3年度以降は既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型通所介護	回/月	3,423	3,186	2,964	3,225	3,225	3,272	3,232
	人/月	337	318	302	328	328	333	329
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	2	6	9	18	18	18	18
	人/月	1	1	2	4	4	4	4

※令和2年度の実績値は見込値です。

④地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、食事、入浴等の日常生活上の支援や、心身の機能の維持向上のための支援を、行います。

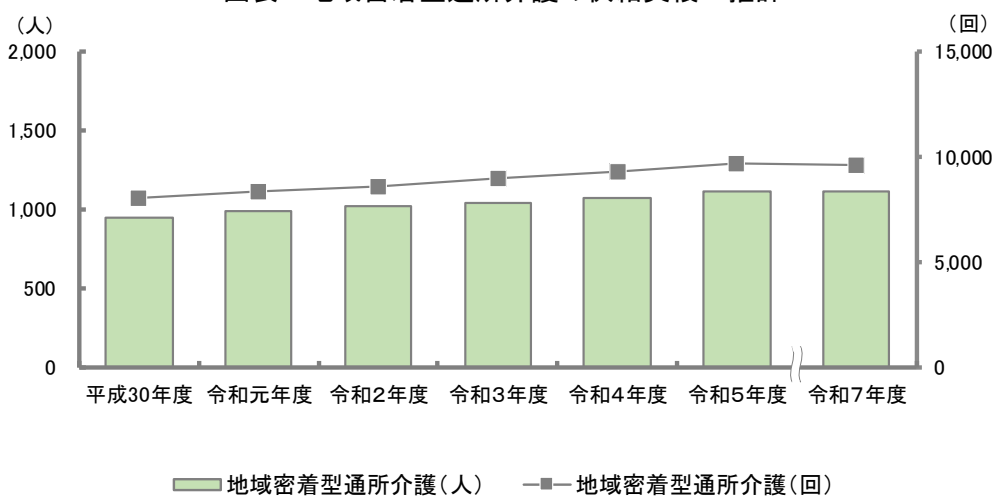
【実績と計画】

平成30年度以降、微増傾向が続いています。

地域密着型通所介護は、小規模であることを活かし、身体機能向上や、生活動作の向上など特徴のあるサービス提供を行っています。今後も、利用者の生活ニーズの多様化に合わせ、多様なサービス提供体制が必要であると考えています。

地域特性に合わせた整備を推進するため、新規開設に合わせて学識経験者等と協議を行い審査を行うこととします。

図表 地域密着型通所介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型通所介護	回/月	8,045	8,311	8,564	8,983	9,315	9,669	9,616
	人/月	948	990	1,023	1,037	1,076	1,117	1,111

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

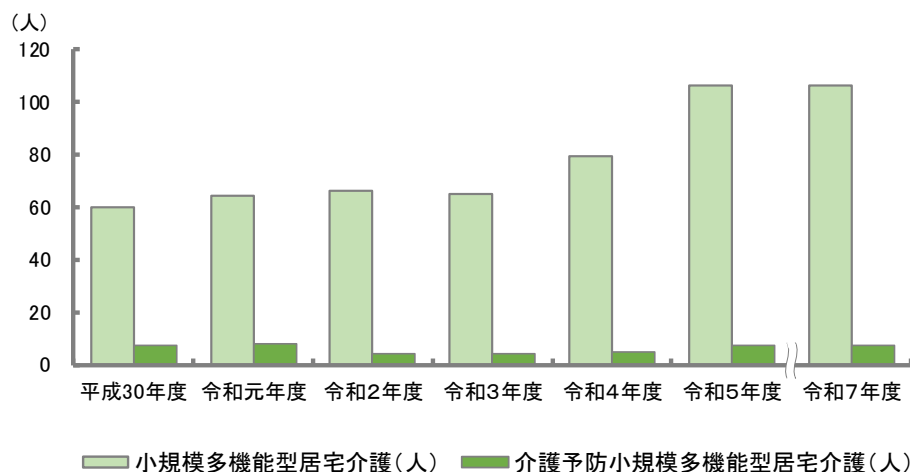
【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に3事業所が整備されています。小規模多機能型居宅介護は、地域共生社会の実現へ向けて、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援していく体制の中核として期待されています。

第7期計画期間中に、区西部を中心とした4か所の公募を行いました。整備に至りませんでした。

第8期計画期間中に、区独自報酬の設定を行い、開設当初の安定運営を支援するとともに、地域ニーズの把握・分析を進め、改めて公募を行います。また、サテライト型事業所の整備も併せて実施してまいります。

図表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	60	64	66	65	79	106	106
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	7	8	4	4	5	7	7

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑥看護小規模多機能型居宅介護

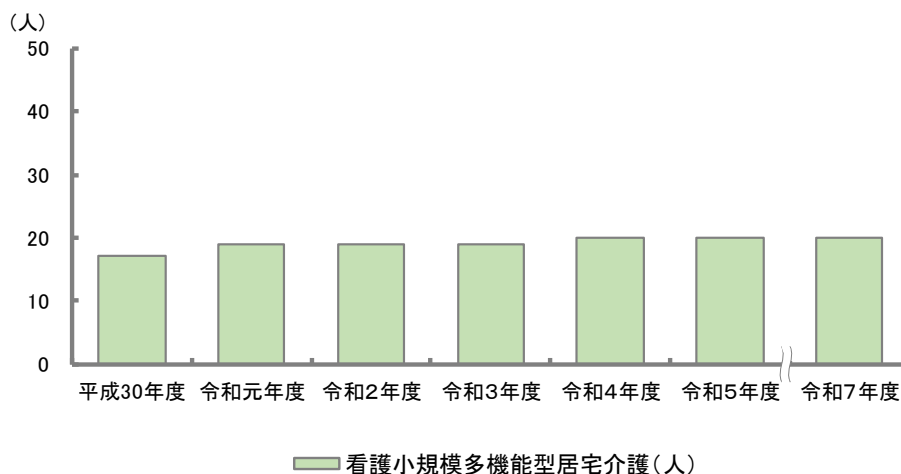
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。

今後、医療的な介護が必要な方も、在宅療養の需要が高まることが予想され、地域共生社会の実現へ向け、小規模多機能型居宅介護とともに、その役割を期待されています。今後は、サテライト型事業所や小規模多機能型居宅介護との併設型事業所などを含め、整備を検討します。

図表 看護小規模多機能型居宅介護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	17	19	19	19	20	20	20

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑦認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
 (認知症高齢者グループホーム)

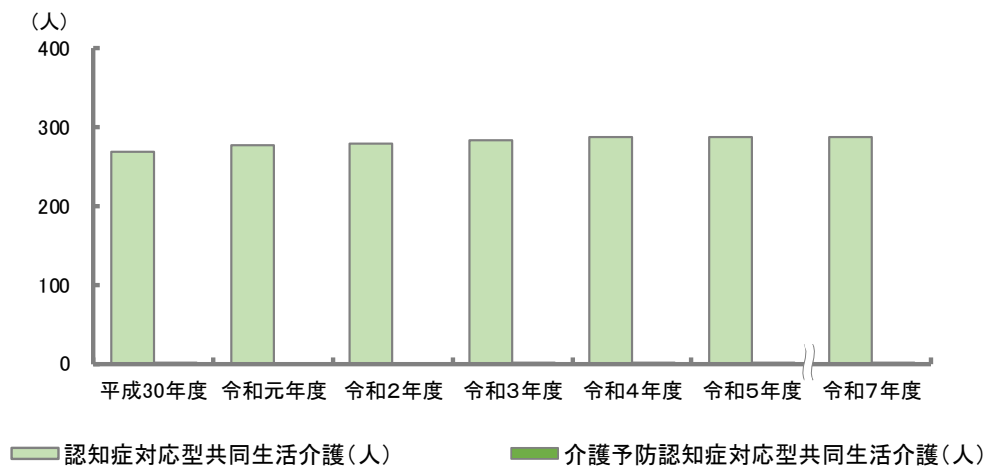
認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、食事・入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に16施設(定員288人)が整備されています。

在宅サービスの多様化・充実化等により、利用率が伸び悩んでいることから、令和3年度以降は、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み	推計値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	269	276	279	284	287	287	287
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	0	0	1	1	1	1

※令和2年度の実績値は見込値です。

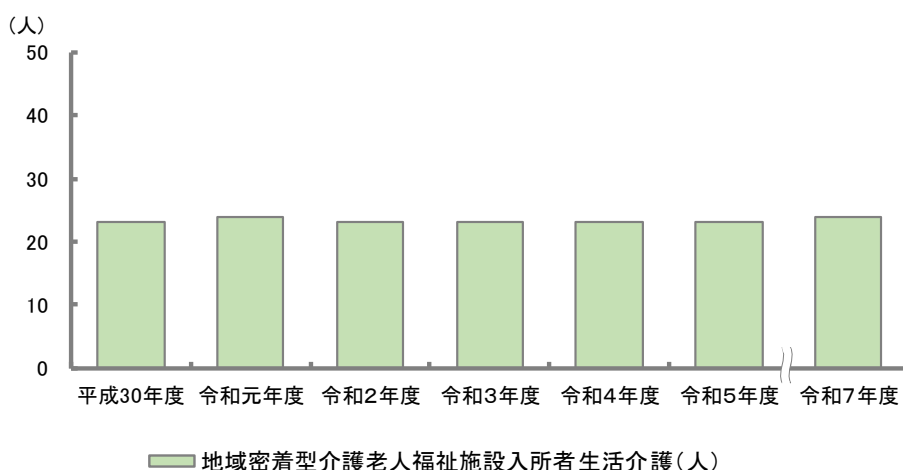
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、食事・入浴等の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1施設が整備されています。第8期計画中の整備は行わず、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の供給実績・推計



事業	実績値	実績見込み		推計値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	23	24	23	23	23	23	24

※令和2年度の実績値は見込値です。

⑨地域密着型特定施設入居者生活介護
 (小規模介護専用型有料老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームで、食事・入浴等の日常生活上・療養上の支援、機能訓練を行います。

【実績と計画】

現在、区内に施設はありません。新規事業者の参入が見込めないため、第8期計画期間中の整備は行いません。

図表 地域密着型特定施設入居者生活介護の供給実績・推計

事業		実績値		実績見込み	推計値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(5) 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が地域において自立した生活を継続できるように区が実施する事業です。介護予防の推進や要支援者の多様な生活支援ニーズに対するサービス提供を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」、高齢者あんしんセンターの運営に関わる「包括的支援事業」、区が独自に行う「任意事業」があります。

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の方） <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス 介護予防支援事業（ケアマネジメント） ●一般介護予防事業
	包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者あんしんセンターの運営 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の開催 ●在宅医療・介護連携推進事業 ●生活支援体制整備事業 コーディネーターの配置、協議体の設置 等 ●認知症総合支援事業 認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
	任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ●介護給付費適正化事業 ●その他の事業 ●家族介護支援事業

地域支援事業費用額

単位：千円

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費用額	1,857,914	1,876,480	1,832,885	2,067,424	2,144,759	2,189,323	2,246,929
介護予防・日常生活支援総合事業	1,152,848	1,159,978	1,105,019	1,327,627	1,386,222	1,417,261	1,442,365
包括的支援事業・任意事業	705,066	716,502	727,866	739,797	758,537	772,062	804,564

①介護予防・日常生活支援総合事業

被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、北区は平成28年3月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援する取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業費用額

単位：千円

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費用額	1,152,848	1,159,978	1,105,019	1,327,627	1,386,222	1,417,261	1,442,365
訪問型サービス (第1号訪問事業)	404,880	414,438	420,267	445,597	457,666	471,811	473,381
通所型サービス (第1号通所事業)	505,967	512,996	465,089	560,589	582,196	608,140	620,136
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	126,005	117,621	108,065	118,437	123,987	125,120	125,539
審査支払手数料	3,022	3,024	3,300	4,715	4,708	4,751	4,767
高額介護予防サービス費相当事業等	2,683	3,420	4,743	4,340	4,340	4,340	4,340
一般介護予防事業	110,084	108,479	103,555	193,949	213,325	203,099	214,202

1) 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスとして、「予防訪問サービス」と「いきいき生活援助サービス」を、通所型サービスとして、「予防通所サービス」を、さらに「元気アップマシントレーニング教室（短期集中予防サービス）」を実施しています。

要支援1・2と認定された方や笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）により生活機能の低下がみられた方が利用できます。

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

日常生活の自立を目指し、訪問介護員（ホームヘルパー）などが、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行います。

北区独自訪問型サービスは、国基準型を踏襲した「予防訪問サービス」と区の研修を受けた「生活援助員」が掃除や洗濯などの家事援助を行う「いきいき生活援助サービス」の2種類があり、多様な担い手の一つとして、生活援助員の養成を推進します。

令和3～4年度に、データ分析・検討を進め、令和5年度に北区独自の短期集中予防サービスのモデル事業を実施します。

単位：延べ利用者数（人）

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス （第1号訪問事業）	24,979	24,655	23,532	26,528	26,889	27,133	27,224
予防訪問サービス	22,827	23,054	22,068	24,761	25,097	25,325	25,410
いきいき生活援助サービス	2,152	1,601	1,464	1,767	1,792	1,808	1,814

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

自立した日常生活を支援し、重度化の予防や地域の通いの場などへ通えるように、生活機能の維持・向上を図ります。

北区独自通所型サービスは、国基準型を踏襲した「予防通所サービス」と「生活機能向上通所サービス」の2種類ですが、令和3年度に「生活機能向上通所サービス」を「予防通所サービス」と統合したうえで、令和3～4年度に、データ分析・検討を進め、令和5年度に北区独自の短期集中予防サービスのモデル事業を実施します。

単位：延べ利用者数（人）

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所型サービス （第1号通所事業）	24,900	24,830	21,780	27,477	27,281	27,529	27,622
予防通所サービス	22,961	24,180	21,588	27,477	27,281	27,529	27,622
生活機能向上通所サービス	1,939	650	192	予防通所サービスと統合するため、推計値は予防通所サービスに含む			

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援または事業対象者の方が、一人ひとりの心身状態や生活環境に合わせた介護予防サービスを利用できるように、高齢者あんしんセンターが相談を受けながら介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

単位：延べ利用者数（人）

	実績値		実績見込み	推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延べ利用者数（人）	25,062	23,444	21,534	23,140	23,460	23,674	23,753

2) 一般介護予防事業

介護予防の普及啓発及び地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うために、65歳以上のすべての方を対象とした講座や教室、講演会などを開催します。

地域支援事業項目※	北区の事業
介護予防把握事業	笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）
介護予防普及啓発事業	介護予防で元気はつらつサロン 介護予防講演会 笑顔で長生きガイドブック 等
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダー養成講座 おたっしや教室 自主グループ活動支援 高齢者いきいきサポーター制度 介護予防拠点施設ぷらっとほーむの運営 いきがい活動センターきらりあ北の運営 等
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業評価
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職による自主グループ等への支援 高齢者あんしんセンターとの連携 等

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目



長寿支援課の事業全般（主に介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策、元気高齢者施策）について、わかりやすく掲載しています。

長寿支援課窓口のほか、高齢者あんしんセンターやぷらっとほーむなどで配布しています。

②包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行っていきます。

地域支援事業項目※	北区の実業
地域包括支援センターの運営	高齢者あんしんセンターの運営
在宅医療・介護連携推進事業	医療社会資源調査の実施
	在宅療養推進会議の開催
	ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援
	在宅療養相談窓口事業
	高齢者あんしんセンターサポート医の配置
	多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援
	在宅療養普及啓発推進事業
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業
	就労的活動支援事業
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの配置
	認知症高齢者訪問相談事業
	認知症地域支援推進員の配置
	認知症ケア向上多職種協働研修の実施
	認知症カフェの開催
	認知症ピアサポート活動支援
	チームオレンジの整備
地域ケア会議推進事業	北区地域ケア会議の開催
	介護予防のための地域ケア個別会議の開催

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

③任意事業

地域の実情に応じて、区独自の発想や創意工夫で実施する事業です。

地域支援事業項目※	北区の実業
介護給付等費用適正化事業	介護給付費適正化事業
家族介護支援事業	家族介護者リフレッシュ事業
その他の事業	区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成
	成年後見人報酬助成
	認知症サポーター養成講座・認知症サポート店
	地域見守り・支え合い活動促進補助事業 (町会・自治会への助成)
	シルバーピア生活援助員(LSA)派遣業務

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

2 介護保険料について

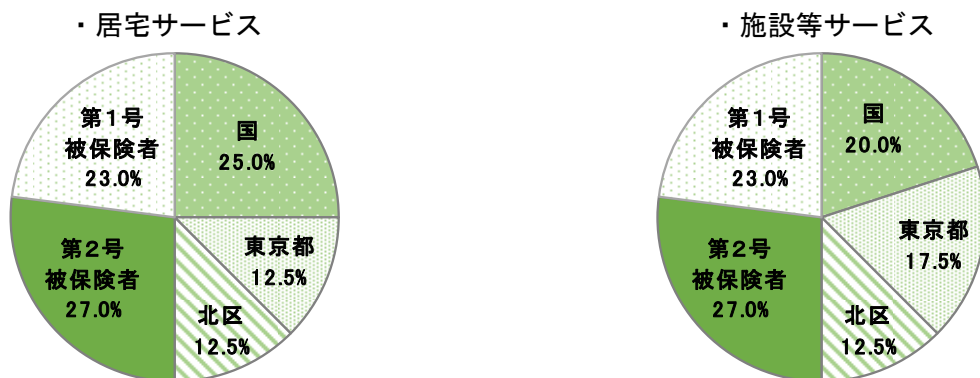
(1) 介護保険財源の負担割合

介護保険サービスを利用した場合、利用者は前年の所得に応じて割合が決定され、一定以上の所得のある第1号被保険者（65歳以上の方）は費用の2割または3割、それ以外の方は1割を負担します。残りの費用は介護保険財源によってまかなわれており、被保険者から徴収した保険料（第1号被保険者の保険料と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料）と公費（国・東京都・北区）からなっています。

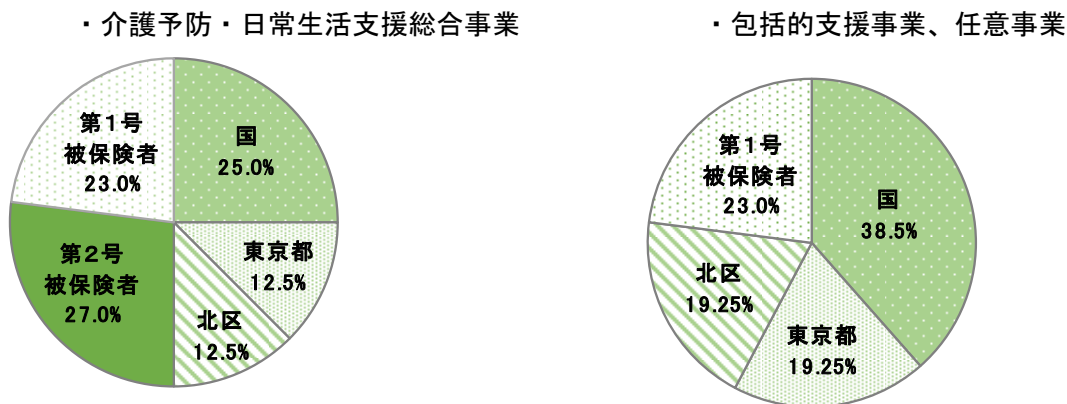
第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国の年齢人口比率により定められます。第7期計画期間は、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%でしたが、第8期も引き続き同率となる予定です。

図 介護保険財源の負担割合

【介護サービス費】



【地域支援事業】



※ 居宅サービス、施設等サービス等の国負担分のうち、5%相当は調整交付金です。この交付金は、区市町村間の高齢者の所得分布等に応じて、交付割合を調整するものです。介護予防・日常生活支援総合事業についても、国の負担分には調整交付金が含まれます。

(2) 介護保険料の算定方法

第1号被保険者の保険料は、区市町村ごとの介護サービスの提供状況に応じて決められます。第8期計画期間の保険料は、以下の手順で算定します。

■ 保険料算定式

保険料基準額（年額）

＝ 3年間の保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正した3年間の第1号被保険者数

◇ 介護保険料の算定方法（第1号被保険者の保険料）

1 第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計

将来人口推計や過去の要介護・要支援認定状況、介護予防事業の効果を勘案し、第1号被保険者数と要介護・要支援認定者数を推計します。

2 サービス供給見込量の算定

要介護・要支援認定者数の推計や過去のサービス供給実績、第8期計画期間の施設整備計画等をもとに、令和3年度～5度のサービス供給見込量を算定します。

3 保険料収納必要額の算定

サービス供給見込量に基づいて算定した標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、その23%に相当する額が第1号被保険者負担分相当額となります。この額に調整交付金や介護保険給付費準備基金の活用額等を勘案して保険料収納必要額を算定します。

4 第1号保険料基準額（年額）の算定

保険料収納必要額に予定保険料収納率（96%を想定）を勘案して額を補正した第1号被保険者数で割った数が保険料基準額（年額）になります。

第8期計画期間の介護保険料の設定

保険料基準額（年額）に保険料率を乗じたものが、実際の保険料（100円未満四捨五入）となります。保険料率は所得段階により16段階とします。

調整交付金

調整交付金は、介護保険財源で国の負担割合のうち5%程度に相当します。この交付金は、区市町村間の高齢者の所得分布等に応じて交付割合が調整され、交付率割合が5%を上回った場合には、上回った額を第1号被保険者負担分相当額から差し引き、下回った場合には、下回った額を第1号被保険者負担分相当額に加えることになるものです。

介護保険給付費準備基金

介護保険事業計画期間の財政収支を調整するために基金を設置し、保険料の剰余金について積み立てを行っているものです。その一部を取り崩し、保険料に充てることによって、保険料を軽減することができます。

補正した第1号被保険者数

保険料が所得段階に応じて設定されていることを踏まえて、第1号被保険者の数を保険料の負担能力に応じて補正した数です。

(3) 第8期計画期間の介護保険料設定

①介護保険料基準額の設定

第8期計画期間の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計は943億円となり、介護保険給付費準備基金を活用せずに算定される介護保険料基準年額は80,018円（月額：6,668円）となります。

介護保険給付費準備基金については、令和2年度末の基金残高を27億円と見込んでいます。予測を超えた給付費の増大に備えて、10億円を積み残し、17億円を取り崩すことにより、介護保険料の軽減に活用します。

基金を充当した後の最終的な保険料基準年額は、73,370円（月額：6,114円）となります。

**第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料基準額
年額：73,370円（月額：6,114円）**

表 第8期計画期間の介護保険料の算定

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
総費用額	30,496,989	31,550,437	32,277,991	(a)	94,325,417
標準給付費見込額	28,429,565	29,405,678	30,088,668		87,923,911
地域支援事業費見込額	2,067,424	2,144,759	2,189,323		6,401,506
第1号被保険者負担割合	23% (b)				
第1号被保険者負担分相当額	7,014,307	7,256,601	7,423,938	(A)	21,694,846
調整交付金相当額	1,487,860	1,539,595	1,575,296	(c)	4,602,751
調整交付金見込割合	6.30%	6.39%	6.38%		
後期高齢者補正係数	0.9530	0.9490	0.9492		
所得段階別補正係数	0.9901	0.9901	0.9901		
調整交付金見込額	1,874,703	1,967,602	2,010,078	(d)	5,852,383
介護保険給付費準備基金取崩額				(e)	1,700,000
保険料収納必要額				(B)	18,745,214
予定保険料収納率				(f)	96%
補正した第1号被保険者数	89,575	88,720	87,859	(g)	266,153
保険料基準額				年額 (C)	73,370
				月額	6,114

第1号被保険者負担分相当額 (A)	21,694,846 千円
= 総費用額 (a)	94,325,417 千円
× 第1号被保険者負担割合 (b)	23%

保険料収納必要額 (B)	18,745,214 千円
= 第1号被保険者負担分相当額 (A)	21,694,846 千円
+ 調整交付金相当額 (c)	4,602,751 千円
- 調整交付金見込額 (d)	5,852,383 千円
- 介護保険給付費準備基金取崩額 (e)	1,700,000 千円

保険料基準額 (年額) (C)	73,370 円
= 保険料収納必要額 (B)	18,745,214 千円
÷ 予定保険料収納率 (f)	96%
÷ 補正した第1号被保険者数 (g)	266,153 人

②保険料所得段階・保険料率の設定

保険料基準年額（73,370円）に、所得段階に応じた保険料率を乗じたものが実際の保険料（100円未満四捨五入）となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料額】

第8期			第7期	
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額	所得段階 保険料率	保険料年額
第1段階 【軽減前】 ×0.5 【軽減後】 ×0.30	生活保護受給者	【軽減前】 36,700円	第1段階 【軽減前】 ×0.5 【軽減後】 ×0.30	【軽減前】 36,700円
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	【軽減後】 22,011円		【軽減後】 22,014円
第2段階 【軽減前】 ×0.66 【軽減後】 ×0.41	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	【軽減前】 48,400円	第2段階 【軽減前】 ×0.66 【軽減後】 ×0.41	【軽減前】 48,400円
		【軽減後】 30,081円		【軽減後】 30,086円
第3段階 【軽減前】 ×0.72 【軽減後】 ×0.67	世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	【軽減前】 52,800円	第3段階 【軽減前】 ×0.72 【軽減後】 ×0.67	【軽減前】 52,800円
		【軽減後】 49,157円		【軽減後】 49,165円
第4段階 ×0.86	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	63,100円	第4段階 ×0.86	63,100円
第5段階 ×1.0	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階以外の方	73,400円	第5段階 ×1.0	73,400円
第6段階 ×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	88,000円	第6段階 ×1.2	88,100円
第7段階 ×1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方	99,000円	第7段階 ×1.35	99,100円
第8段階 ×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	117,400円	第8段階 ×1.6	117,400円
第9段階 ×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	124,700円	第9段階 ×1.7	124,700円
第10段階 ×2.0	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	146,700円	第10段階 ×2.0	146,800円
第11段階 ×2.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,100万円未満の方	161,400円	第11段階 ×2.2	161,400円

第8期			第7期	
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額	所得段階 保険料率	保険料年額
第12段階 ×2.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,100万円以上1,500万円未満の方	183,400円	第12段階 ×2.5	183,500円
第13段階 ×2.8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	205,400円	第13段階 ×2.8	205,500円
第14段階 ×3.1	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	227,400円	第14段階 ×3.1	227,500円
第15段階 ×3.3	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	242,100円	第15段階 ×3.3	242,200円
第16段階 ×3.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上の方	256,800円	第16段階 ×3.5	256,800円

③公費投入による介護保険料

公費を投入し、所得段階の第1段階～第3段階に該当する方の保険料率を軽減し、保険料年額を軽減する予定です。

所得段階		軽減前	軽減後
第1段階	保険料率	0.5	0.30
	保険料(年額)	36,700円	22,011円
第2段階	保険料率	0.66	0.41
	保険料(年額)	48,400円	30,081円
第3段階	保険料率	0.72	0.67
	保険料(年額)	52,800円	49,157円

表 所得段階別の被保険者見込み数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	構成比
第1段階	19,922	19,732	19,539	59,193	22.7%
第2段階	7,283	7,213	7,143	21,639	8.3%
第3段階	7,340	7,270	7,199	21,809	8.3%
第4段階	9,123	9,035	8,947	27,105	10.4%
第5段階	7,938	7,862	7,785	23,585	9.0%
第6段階	12,267	12,150	12,031	36,448	14.0%
第7段階	10,232	10,134	10,036	30,402	11.6%
第8段階	6,167	6,108	6,049	18,324	7.0%
第9段階	4,184	4,144	4,103	12,431	4.8%
第10段階	1,588	1,572	1,557	4,717	1.8%
第11段階	637	631	625	1,893	0.7%
第12段階	410	406	402	1,218	0.5%
第13段階	286	283	281	850	0.3%
第14段階	161	160	158	479	0.2%
第15段階	106	105	104	315	0.1%
第16段階	278	276	274	828	0.3%
合計	87,922	87,081	86,233	261,236	100.0%

(4) 令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の介護保険料

令和7年度の保険料基準額を第8期の計画期間の介護保険料と同様の方法を用いて算定すると、保険料基準年額は87,576円となり、第8期計画よりも14,206円上昇することとなります。

さらに、令和22年度の保険料基準年額は114,984円となり、第8期よりも41,614円上昇することとなると考えられます。

これは、後期高齢者数や要介護（要支援）認定者数の増加等に伴い、標準給付費見込額が上昇するものと見込まれている一方で、高齢者人口はゆるやかに減少することから、一人あたりの保険料が増加するためと考えています。

なお、各年度推計値は以下の条件で算定しています。

- 令和7年度及び令和22年度の標準給付費見込額は、要介護・要支援認定者数の推計、第7期計画期間の給付実績等をもとに算定しています。
- 介護報酬改定及び介護保険給付費準備基金の取崩額については見込んでいません。
- 第1号被保険者負担割合は23%としています。

3 介護保険制度の円滑な運営に向けて

介護保険制度を円滑に運営していくために、低所得者への配慮や給付の適正化、事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発、福祉人材の確保と育成等の方策を実施していきます。

(1) 低所得者への配慮

①介護保険料減額制度

保険料負担が低所得者に対して過度の負担とならないように、条件に該当する方に保険料の減額を行います。

表 介護保険料減額制度

減額の条件	減額の対象と内容
① 世帯の実月収額が生活保護基準の115/100以下	第1段階の方（老齢福祉年金受給者のみ） 第1段階保険料（軽減後）の半額相当額に減額します。
② 世帯全員が資産（居住用以外の土地または家屋、300万円以上の預貯金）を所有していない	第2・第3段階の方
③ 住民税課税者の被扶養者となっていない	第1段階保険料（軽減後）相当額に減額します。
④ 保険料を滞納していない	

②食費と居住費（滞在費）の減額制度

介護保険施設（介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）または、ショートステイ（(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護）を利用する場合に、所得区分に応じた負担軽減を行います。

表 食費と居住費（滞在費）の減額制度
【入所】

区分	食費	居住費			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
第1段階	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	390円	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階①	650円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
基準額 (国が示した標準的な金額)	1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円

※（ ）の金額は、介護老人福祉施設（地域密着型も含む）に入所した場合の額です。
※各段階は、世帯の住民税課税状況や収入・所得金額、資産の要件によります。

【短期利用】

区分	食費	滞在費			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
第1段階	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	600円	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階①	1,000円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,300円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
基準額 (国が示した標準的な金額)	1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円

※（ ）の金額は、介護老人福祉施設（地域密着型も含む）の（介護予防）短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※各段階は、世帯の住民税課税状況や収入・所得金額、資産の要件によります。

③生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

国の特別対策「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」とその対象事業を拡大した東京都の生計困難者負担軽減事業の仕組みを活用して、利用者負担額の軽減を行います。

表 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

対象となるサービス (予防含む)	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤短期入所療養介護 ⑥訪問看護 ⑦訪問リハビリテーション ⑧通所リハビリテーション	⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫認知症対応型通所介護 ⑬小規模多機能型居宅介護 ⑭介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑯看護小規模多機能型居宅介護 ⑰第一号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業
軽減の対象者	住民税世帯非課税であって、年間収入が 150 万円以下等、特に生計が困難であると北区長が認めた方が対象となります。	
軽減の対象となる利用者負担額	軽減の対象となるのは、以下の費用です。 ①介護費負担 ②食費負担 ③居住費（滞在費）負担	
軽減の程度	利用者負担額の 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）	

※ 生活保護受給者についても軽減の対象になりますが、対象となるサービス④⑭⑮の個室を利用する場合の居住費（滞在費）のみが対象となります。（軽減の程度：全額）

④高額介護サービス費の支給

1か月に支払った介護保険における自己負担額が、決められた限度額を超えた場合は、超えた分を支給し、負担を軽減します。

表 高額介護サービス費の支給

区分	自己負担限度額（月額）	
現役並み所得相当（課税所得145万円以上）の方がいる世帯	年収約1,160万円以上	140,100円
	年収約770万円以上	93,000円
	上記以外	44,400円
一般世帯（住民税課税世帯）	44,400円	
住民税非課税世帯	24,600円	
<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	
生活保護受給者等	15,000円	

⑤高額医療合算介護サービス費の支給

同一の医療保険に加入している世帯内で、医療保険と介護保険を合わせた1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の自己負担額が、決められた限度額を超えた場合に超えた分を支給し、負担を軽減します。

表 高額医療合算介護サービス費の支給
【70歳未満の方】

区 分		自己負担限度額（年額）
上位所得者	所得901万円超の世帯	212万円
	所得600万円超～901万円以下の世帯	141万円
一般	所得210万円超～600万円以下の世帯	67万円
	所得210万円以下の世帯	60万円
低所得者	住民税非課税世帯	34万円

【70歳以上の方】

区 分			自己負担限度額（年額）	
現役並み 所得者	課税所得145万円以上の世帯	課税所得	690万円以上の世帯	212万円
			380万円以上の世帯	141万円
			それ以外	67万円
一般	課税所得145万円未満の世帯		56万円	
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯		31万円	
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯 （全員の所得が0円で年金収入が80万円以下）		19万円	

(2) 給付適正化計画

①給付適正化について

介護給付の適正化は、保険者である北区と事業者が、利用者の自立支援に役立つ介護サービスを過不足なく適正に提供できる制度を持続させ、現在から将来までの利用者を保護するための取り組みです。

北区では、これまでも主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）すべてを実施してきましたが、第8期介護保険事業計画においては、自己分析を行い、今期の重点的に取り組むべき分野を明確にするなど、地域の状況を十分に踏まえた上で、実施目標を設定することとされました。

これを受け、東京都による支援や、国民健康保険団体連合会とも協力し、新たな取り組み（給付実績の活用）も加え、ルールに沿った適正なサービスを提供できる体制づくりを促進していきます。

②第7期の取り組み状況

i) 現状と課題

●要介護認定の適正化

計画に基づき、認定調査員、審査会委員及び事務局職員の研修を実施しました。

認定調査員研修は、業務分析データ等を活用して内容を決定し、特記事項の記載方法や一次判定に影響が出やすい調査項目の定義の確認など、演習やグループワークを取り入れて実施しました。

審査会においては統一事例審査を実施し、その結果をもとに審査会委員の研修を行い審査判定手順の確認や考え方の情報共有を行っています。

要介護認定については新型コロナウイルス関連の臨時的な取扱いも含め、有効期間が長期となる傾向にあり、また、新型コロナウイルス関連の影響で認定調査方法のバラつきが生じており、平準化への影響について分析や検討が必要となっていると考えています。

●ケアプラン点検

北区では、ケアマネジャーのスキル向上や“気づき”を促すため、個々に抱える課題に沿った点検を実施しています。また、点検後の取り組みに関するフィードバックを求めるとともに、集団研修などにより、区全体のケアマネジメントの質の向上に努めました。

一方で、主任ケアマネジャーとの連携については、体制整備ができず、実施することができませんでした。

●住宅改修等点検

住宅改修アドバイザーによる取り組みは、継続して実施しました。

令和元年度から、福祉用具貸与・購入に関する点検事業をリハビリ職の任意団体と協力して実施しました。

代理受領登録事業者説明会は毎年1回開催し、事業者に対し、制度の趣旨や手続きについて周知しました。

●縦覧点検・医療情報との突合

各種研修会に参加するなど、ノウハウの獲得に努めましたが、引き続き第6期と同程度の項目の実施にとどまっています。現在、未実施の項目を含め、事業実施の検討を行っています。

●介護給付費通知

第6期の取り組みに引き続き、年2回発送しています。制度周知等の活用方法については、引き続き検討を行う必要があると考えています。

●給付実績の活用

活用帳票の拡大などを検討してきたが、引き続き第6期と同程度の実施にとどまっています。継続的に実施ができるよう、体制の確立が必要と考えています。

ii) 北区の利用者やサービスの特徴

要介護認定率（年齢補正值）は、東京都平均をやや上回るものの、周辺区と比較した場合、ほぼ同等で推移しています。

また、厚生労働省の「地域包括ケア「見える化」システム」のデータによると、短期入所系サービスについては、第一号被保険者の受給者1人あたりの給付月額及び利用回数等が都平均や近隣保険者と比較して高い傾向がみられましたが、他のサービスについてはほぼ同等で推移しています。

iii) 北区としての方針

介護給付適正化事業は、以下のとおり、引き続き着実に実施していきます。

要介護認定については、新型コロナウイルス関連の臨時的な取扱い等による、平準化への影響を踏まえ、認定調査員や審査会委員の研修等を実施していきます。

ケアプラン点検については、データを活用しながら、区全体のケアマネジメントの質の向上を図るため、効率的な実施方法を検討することとします。

縦覧点検・医療情報との突合や、給付実績の活用は、効率的な運用方法を確立するとともに、他のデータの活用も含め、より効果を上げる方策を検討することとします。

③事業実施の内容（保険者による適正化事業の推進）

i) 要介護認定の適正化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、認定調査の実施に大きな影響が出ている中でも、要介護認定の公平性を保ち、介護保険制度への信頼を高めるため、全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に行われるよう取り組みを推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	認定調査員の面接技術の向上と選択基準等の理解を深め、調査員間の平準化や一次判定の精度向上を図ります。	有効期間延長処理開始後の認定申請の傾向、調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を分析し、東京都・全国と比べたバラツキの解消を図ります。	要介護認定を遅延なく適正に実施するために必要な体制の整備を図ります。
実施内容・ 方法	業務分析データ等を利用してバラツキのある調査項目や、適切な特記事項記載のための調査技術向上に重点を置いた調査員研修を実施します。調査結果の点検作業は全件実施し、調査員への問い合わせ等により調査員間の平準化及び一次判定の精度向上を図ります。	統一事例審査による二次判定変更の傾向把握と合議体間のバラツキを分析し、研修等で情報共有を図るとともに、事務局職員の役割について担当者間の平準化を図ります。	システムにRPAを導入し申請書入力業務を効率化するとともに、要介護認定制度における認定の簡素化もふまえた体制整備を図ります。

ii) ケアプラン点検

対象事業所の選定に関してデータ分析を行いながら、効率的に実施します。

また、サービス付き高齢者住宅の入居者なども対象に加えることで、新たな視点を取り入れるとともに、主任ケアマネジャーをはじめ区内ケアマネジャーと相互連携を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	主任ケアマネジャーとの連携の仕組みを構築し、区内ケアマネジャー全体へのフィードバック方法を確立します。 また、国保連提供情報等を検証し、ケアプラン点検実施事業所の選定等への活用方法を検討します。	主任ケアマネジャーを点検者側に加えて実施します。 データ分析結果を活用した実施対象事業所の選定方法を確立します。	令和4年度の取り組み効果を検証し、引き続き実施します。
実施内容・ 方法	ケアマネジャー任意団体との連携を強化し、主任ケアマネジャーが本事業に参加するスキームを構築します。 実施事業所選定に際し活用できるデータを選定し、事業の効率的実施方法を検討します。	点検によるケアマネジメントの質の向上及び効率化等についてケアマネジャーの任意団体と協力し、主任ケアマネジャーの参加及び効果検証を行います。 データ分析を行った結果を元に事業実施し、効果検証を行います。	主任ケアマネジャーの協力及び区内ケアマネジャーへ全体へのフィードバック方法を確立し、その効果を検証します。

iii) 住宅改修・福祉用具点検

本事業を確実に実施し、両事業者がリハビリテーションの考え方を意識できるようにスキルアップを図ることで、適切で効果的な住宅改修・福祉用具の給付がなされるようにします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	住宅改修の申請内容を精査し、必要に応じて住宅改修アドバイザー等による効果的な訪問調査を実施します。福祉用具点検事業を着実に実施し、福祉用具利用の適正化を図ります。	令和3年度の取り組みを引き続き実施する。	令和4年度の取り組みを引き続き実施する。
実施内容・方法	住宅改修アドバイザー制度を積極的に活用し、関係者同席のもと、適宜訪問調査を実施します。福祉用具点検は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、実施方法を再検討し、着実に実施できる体制を構築します。	住宅改修アドバイザー及び福祉用具パートナー受託者や本事業活用事業者と意見交換を実施し、効果を検証します。	これまでの取り組みをケアマネジャー等、他の介護サービス事業者とも共有し、チームケアへの活用を促します。

iv) 縦覧点検・医療情報との突合

事業実施に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業の効率的に実施し、適正な報酬請求を促します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	東京都国民健康保険団体連合会処理分以外の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施します。	点検の効率性を高め、点検実施件数を増やします。	令和4年度の取り組みを引き続き実施するとともに、集団指導等の場において、ケアマネジャー等の介護サービス事業者と情報共有を行います。
実施内容・方法	東京都や東京都国民健康保険団体連合会等が主催する研修会や出張説明等を活用し、点検ノウハウを蓄積するとともに、継続的に実施できる体制の構築を検討します。	効率的な実施方法を検討し、継続的に実施できる体制を構築します。	本事業のヒアリング等において判明した情報を、介護サービス事業者と共有し、適正な報酬請求を促進します。

v) 介護給付費通知

年複数回の通知の発送を継続し、介護給付適正化を進める目的や意義等を共有します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	介護サービス受給者に対し、有益な通知となるよう、実施方法の再検討を行います。	介護サービス事業者とも連携し、効果的な通知方法を検討します。	給付費の内容に加え、介護サービス利用者にとって必要な情報を提供できる介護給付費通知を送付します。
実施内容・方法	現在の取り組み状況を分析し、課題を把握するとともに、他自治体の先進事例等の研究を行います。	実施回数・対象等、より効果が上がる活用方法を検討します。	前年度までの検討結果に基づいて実施します。

vi) 給付実績の活用

給付実績を活用し、不適切な給付の早期発見・改善につなげます。また、実地指導や地域分析等の他事業への活用も積極的に行い、データ活用の基盤をつくります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	活用頻度が高く、効果的な帳票を活用した取り組みを、着実に実施できる体制を確立します。	地域分析や全高齢者実態調査等とあわせた分析方法を検討します。	前年度までの取り組みを着実に実施するとともに、新たに活用できる帳票を検討します。
実施内容・方法	第7期の取り組みを継続して実施し、帳票を活用した不適切な給付や事業者の発見、実地指導への活用等のノウハウを継承し、持続的に実施できるマニュアルの整備を行います。	前年度の取り組みを引き続き行うとともに、地域分析等の他事業への活用方法を検討します。	活用帳票の拡大を検討するとともに、持続可能な実施体制の構築を検討します。

(3) 事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発

給付適正化計画に加え、区内の介護サービス事業者が適正で安定的な運営を行えるよう支援します。また、制度の内容について理解が得られるよう、適切な情報提供を行うなど普及啓発に努めます。

事業名	事業内容
事業者に対する指導・監督の実施	各サービス事業所を訪問し、サービス内容や介護給付の状況等について、法令・通達・基準に対する適合状況等を個別に明らかにし、必要な助言、指導を行います。
介護サービス事業者向けの研修・説明会の開催	介護サービス事業者の資質の向上や活動を支援するために定期的に研修を実施します。
介護サービス事業者の会への支援・情報交換	各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会へ、講師の派遣や介護保険課職員の派遣、会場の確保の支援等を行います。また、定期的に事業者の会との連絡会を開催し、情報提供や意見交換を行います。
ケアプラン自己作成者への支援	居宅サービス計画（ケアプラン）を自分（家族）で作成する方に作成方法をホームページに掲載するなど支援をします。
運営推進会議等への参加	地域密着型サービスにおける運営推進会議等に介護保険課職員が積極的に参加し、情報提供や意見交換を行います。
苦情相談や通報への適切な対応	苦情相談や通報には、事業者と協力し、迅速な解決に努めます。また、必要に応じて、利用者宅を訪問し、詳細な説明を行います。
苦情相談・通報情報の適切な把握・分析及び活用	苦情相談や通報情報を整理、分析し、事業者指導に活用するなど、サービスの改善が図られるよう努めます。
制度案内パンフレットの作成及び配布等	介護保険制度のパンフレットや事業者ガイドブックを作成し、高齢者あんしんセンターで配布するほか、事業者向け研修会等で活用します。また、ホームページでの周知等により、サービスの利用方法やサービスの種類等の情報をわかりやすく提供します。

(4) 福祉人材の確保と育成及び業務の効率化と質の向上

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、福祉人材の確保が喫緊の課題となる中、全国的に福祉人材の不足と職場への定着率の悪化が問題となっています。質の高い安定した介護サービスを提供するためには、介護従事者が安心して働き続けられるように支援していく必要があります。

①人材の確保

北区では、区内事業者の人材確保を図るため、平成20年度から「福祉のしごと総合フェア」を開催し（北区社会福祉協議会主催、ハローワーク王子後援）、福祉の仕事の紹介、相談・面接会等を実施しています。今後も引き続き「福祉のしごと総合フェア」の充実に努めるとともに、介護従事者が資格を取得する際の費用補助等、さらなる人材確保策を展開していきます。今後も、福祉・介護サービスの周知・啓発を積極的に行い、福祉・介護の仕事への理解が深まるよう努めます。

また、介護という仕事の魅力発信等のための必要な取り組みについて、東京都などと連携しながら検討を進めます。

②人材の定着・育成

介護人材の定着を図るためには、各事業所の管理者による適切な組織マネジメントが必要です。新たに就業した人材が、適切にキャリアアップを図れるよう、支援を進めます。

また、専門知識や技術等のレベルアップを図るため、介護従事者の専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会を積極的に支援し、事業者と協力しながら人材の育成を推進します。

③業務の効率化

職員の負担軽減を図ることから、介護現場におけるICTの導入及び活用支援を進めていくことも重要です。オンラインでの多職種連携などの取り組みを評価・推進するとともに、介護ロボットの活用を含めた効率化を推進します。

さらに、電子申請の推進を検討するとともに、文書に係る負担軽減のため、申請様式や添付書類、手続きの簡素化、様式の標準化なども検討を進めます。

(5) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する計画

①本計画の目的

北区においては、地域包括ケアシステムの構築を進め、様々な地域資源を整備してまいりました。そして、それらを活用し、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを創り高めあうことのできる地域共生社会の実現を目指すためには、医療と介護をはじめとする、多機関の連携の重要性が、今後ますます高まってまいります。

リハビリテーションにおいても、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、急性期・回復期のリハビリテーション（医療保険）から生活期リハビリテーション（介護保険）まで切れ目ないサービス提供体制を構築する必要があります。

そのため、データに基づいた地域の実態や課題を把握し、地域の実情に応じた、リハビリテーションサービスの提供体制を構築し、要介護状態となっても地域・家庭の中で生きがいや役割を持って生活することができる地域を目指します。

この計画では、介護保険における訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護老人保健施設及び介護医療院で行われるリハビリテーションサービスの提供体制について記載いたします。

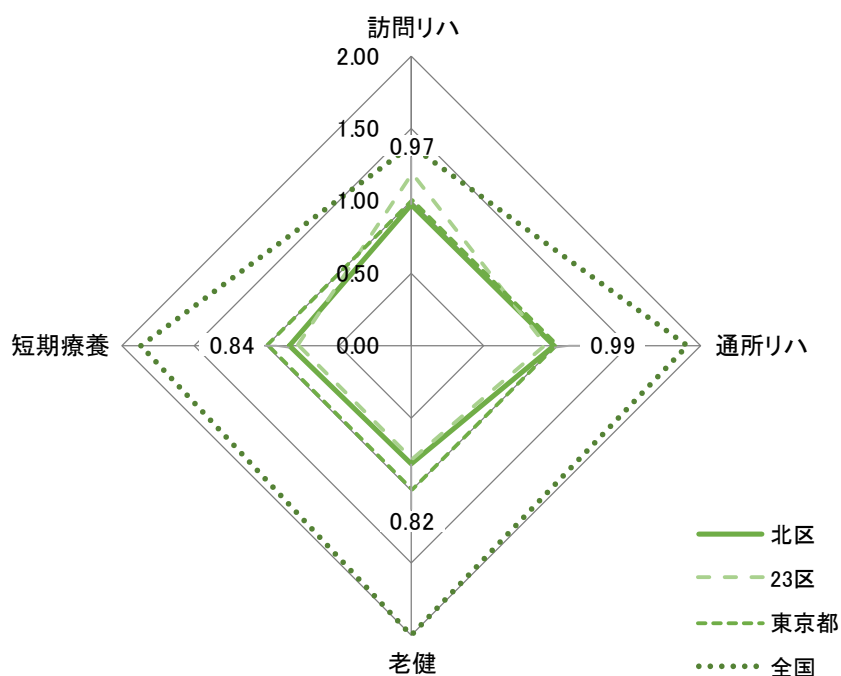
②北区の現状

1) 事業所数

北区の実業所数は、認定者1万人に対し、東京都の平均とほぼ同等程度の整備がされているものの、全国比では少ない状態となっています。

※ここでの事業所数は、年度中に1回以上サービス提供の実績のある施設・事業所を指します。

事業所数（認定者1万人対）

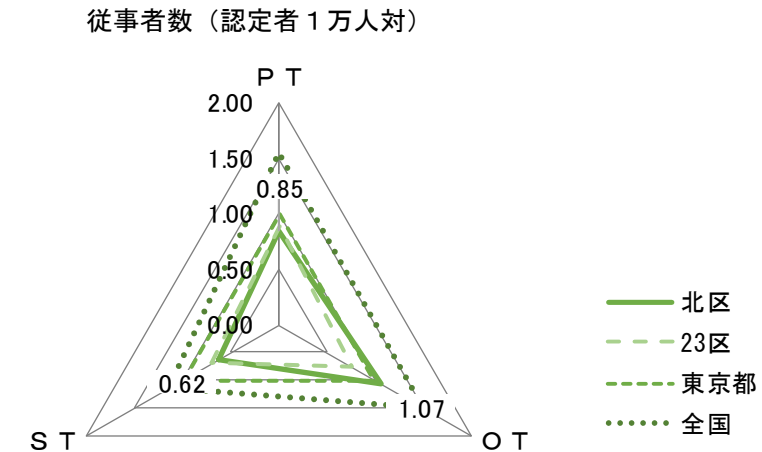


地域包括ケア「見える化」システム資料（平成30年度）

2) 従事者数

北区のリハビリテーション専門職の従事者数のうち、作業療法士（OT）は、認定者1万人に対し、東京都の平均とほぼ同等程度の整備がされているものの、理学療法士（PT）及び言語聴覚士（ST）は少ない状態となっています。

※ここでの従事者数は、介護老人保健施設、通所リハビリテーション（介護老人保健施設、医療施設）の従事者数を指しています。



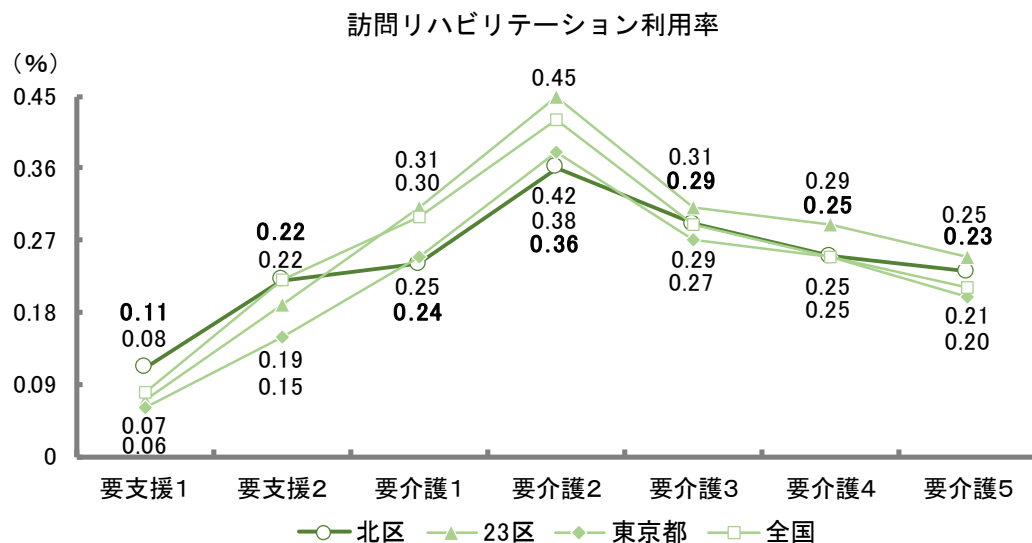
地域包括ケア「見える化」システム資料（平成30年度）

3) 利用率

○訪問リハビリテーション

北区における訪問リハビリテーションの利用率は、要支援者が高く、要介護1・2が低くなっています。

1) のとおり、訪問リハビリテーションの事業所数は、東京都の平均とほぼ同等水準であることから、軽度認定者の利用者数が低調であり、重度認定者の利用者数が多いことがいえます。

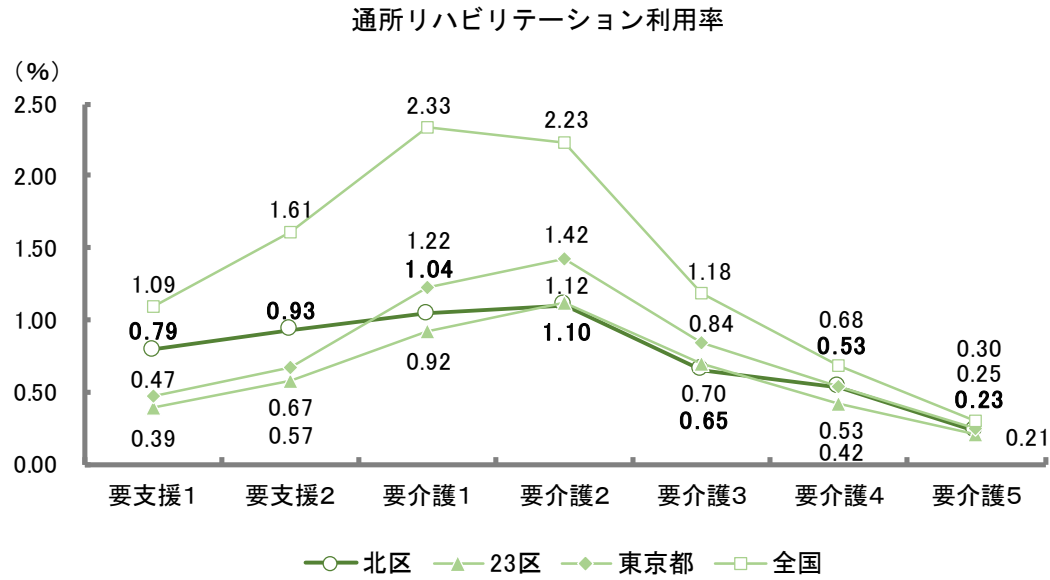


地域包括ケア「見える化」システム資料（平成30年度）

○通所リハビリテーション

北区における通所リハビリテーションの利用率も、訪問リハビリテーションと同様に、要支援者が高くなっています。

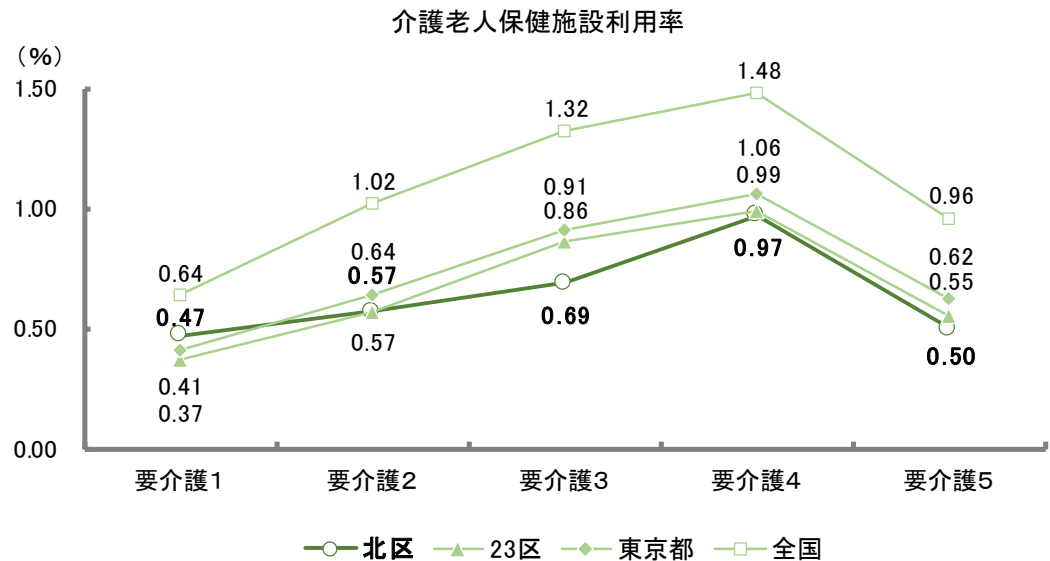
訪問リハビリテーションと同様に、通所リハビリテーションの事業所数も、東京都の平均とほぼ同水準であることから、要介護認定者の利用者が低調であり、特に軽度認定者の利用率の乖離が大きいことがわかります。



地域包括ケア「見える化」システム資料（平成30年度）

○介護老人保健施設

北区における介護老人保健施設の利用率は、要介護3の方の利用率が特に低くなっているほかは、東京都及び23区平均とほぼ同等となっています。



地域包括ケア「見える化」システム資料（平成30年度）

③リハビリテーション提供体制のあるべき姿

北区においては、通いの場や自主グループの活動、元気アップマシントレーニング教室等が一定程度整備されています。そのため、要支援者が介護予防や自立支援・重度化防止の必要性や理解・関心を高めやすく、サービス導入に対して、心理的な抵抗も少なく、専門職が関与する訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの利用がスムーズに行われていると考えられます。

一方で、事業所数や関与する専門職は東京都や23区平均と同等もしくはやや少ない状況です。

心身機能の低下によって、要介護状態となった際には、家族の負担が増加することや認知症等への対応も必要となることから、レスパイトなど、公的な介護保険サービスに求めるニーズが優先され、他の介護保険サービスと比べリハビリテーションサービスが利用されにくくなっている可能性があると考えています。

このことから、北区において、要介護（支援）者が必要に応じてリハビリテーションを受けられる体制を整えるためには、以下の体制を実現する必要があります。

- 1) 要支援者に対しては、フレイル・プレフレイル対策を実践するための支援を実現します。

要支援者への自立支援・介護予防の取り組みの効果を高めるためには、フレイル・プレフレイル状態の利用者を早期に発見し、専門職による早期の適切な介入が効果的です。

そのため、多職種が連携するとともに、要支援者が利用している多様な場とも連携し、必要なリハビリテーションサービスにつなぎ伴走型の支援を実施することができるネットワークを広げます。

さらに、短期集中リハビリテーションなど、期間を定め、個別の課題に応じたリハビリテーションを提供できる体制を充実します。

2) 要介護者に対しては、身体状況に合わせて、適切なリハビリテーションを導入できるための人材育成に取り組めます。

要介護者に対する重度化防止のためのリハビリテーションの実施は、効果の見える化がしづらく、利用者のみならず、ケアマネジャーをはじめとしたチームケアの中においても、評価が難しい状況です。

地域ケア会議等の取り組みだけでなく、日常的にリハビリテーション職との連携の機会を増やし、インフォーマルサービスも含めた適切なリハビリテーションサービスの選択肢を利用者に示せる人材を育成します。

④リハビリテーション提供体制の構築に向けた取り組みと目標

1) 短期間の充実したリハビリテーションの提供

短期集中（個別）リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、生活機能向上連携加算などの算定基準を満たすためには、本人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。また、これらの加算を算定している利用者は、ADLの向上などの効果が短期間に現れます。

こうした加算の算定要件を満たす事業所の増加を積極的に支援するとともに、算定者数を増やすことで、効果的なリハビリテーションの実施を促進します。

さらに、多様なサービスを提供する短期集中予防サービスの基盤整備を検討し、早期のリハビリテーションの導入により、フレイル・プレフレイルの防止を推進します。

2) 多機関連携による継続的な支援の実現

利用者の状態を的確に捉えた適切なサービスの選択は、主にケアマネジャーが利用者やその家族とともに行います。そのため、ケアマネジャーがリハビリテーションの必要性やその効果を的確に理解することが重要です。

リハビリテーションの専門職とケアマネジャーの相互理解を促進し、連携を深めるため、歯科医師や管理栄養士等、地域の実情に応じて意見を交換できる場を設置することを検討します。

生活期のリハビリテーションは、医療機関からの退院や急性期・回復期のリハビリテーションや、短期集中で実施するリハビリテーションの成果を維持し、生活や社会活動への参加へつなぐことも重要な役割の一つです。

そのためには、リハビリテーション専門職による通所系介護サービスだけでなく、訪問系サービス関係者や地域の方々など、利用者を取り巻く様々な方々とも連携し、利用者自身が自主的にリハビリテーションを継続して取り組めるよう支援する必要があります。

さらに、インフォーマルサービスの利用や住民主体の活動への参加を促進するためにも、各機関との情報連携や各事業所の取り組みなどの見える化を促進する体制整備を検討します。

3) 多職種・多機関によるリハビリテーションネットワークを活用できる人材の育成

これまで、地域を支える人材の育成として、職能団体を始め、各種研修会の実施支援等を行い、手技手法や知識の習得の支援を行ってまいりました。

しかし、生活期のリハビリテーションを効率的に実施し、効果を最大化するためには、専門職のリハビリテーションに関する技能を向上させ、各事業所でリハビリテーションを実施しているだけでは達成できません。地域において自分らしく、自立した豊かな生活を続けることを支えるために、「いつでも、どこでも、誰でも」リハビリテーションを実施できるネットワークを構築し、リハビリテーションの効果を維持するとともに、生活機能が低下した際にはすぐに利用できる「安心」を提供できる体制が必要です。

その実現のためには、利用者や関係機関に対し、地域共生社会を意識して、リハビリテーションの考え方を適切に伝達するなど、必要に応じて積極的に連携をとれるリハビリテーション専門職の育成・定着が不可欠であると考えます。

日常生活圏域ごとの「地域分析カルテ」を活用した取り組みや、高齢者あんしんセンター等との積極的な連携、地域資源を発掘・活用した取り組みを行う事業所を評価・公表し、リハビリテーションネットワークの構築を促進します。

(6) 災害や感染症に対する備え

各事業所等が提供している各種介護サービスは、利用者の方々やその家族の、自立した豊かな生活を継続しその質を維持するために必要不可欠なものです。

国の社会保障審議会介護保険部会においても、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えが重要であると言及されています。

北区では、災害や感染症が発生した際にも、十分な対策を前提として、利用者に対して必要な援助を提供し続けることができる体制を構築する必要があると考え、以下の取り組みを進めてまいります。

①感染症の予防について

新型コロナウイルスやノロウイルス、インフルエンザなど、感染症の拡大は、既往症等を抱える高齢者にとっては、大きな脅威となります。

そのため、感染症が拡大することを防ぐため、以下の取り組みを進めます。

【取り組み】

- チェックリストを活用した確認
- 医療機関との連携体制の確認
- 正しい理解や知識を習得するための研修会等の開催支援

②災害や感染症が発生した際の備えについて

災害や感染症が発生した際には、初動体制を確立し、状況に応じて適切に行動することが重要です。

特に、介護サービスの利用者の生活を支えるためには、事業が中断してしまうことも避けなければなりません。

今後、国や東京都からの支援事業も注視しながら、以下の取り組みを進めます。

【取り組み】

- 業務継続計画の策定支援
- 研修や訓練の実施支援
- 必要な衛生用品等の備蓄支援

③事業所の対応力強化に向けて

北区では、新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について、区内介護サービス事業所は備蓄資材の不足や事業所内で感染者や濃厚接触者が発生した際の対応など、各事業所が単独で対応する限界が顕在化しました。

そこで、地震や水害などの災害や、感染症の感染拡大等により、介護サービス事業所の単体での運営が困難となった場合に備え、地域の複数の事業所間において、大規模施設等が中心となって、物資や人材等の連携体制を構築するため、以下の取り組みを新たに開始いたします。

【取り組み】

○介護サービス事業所感染症対応支援事業

これらに加え、新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大を受けた対応について、介護サービス事業者団体とも情報共有や分析等を行い、今後も対策を検討してまいります。



認知症施策の推進

～北区認知症施策推進計画～



北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

本章では、令和元年6月に国がまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、北区における認知症施策の総合的な推進に関する方向性と取り組みを、「北区認知症施策推進計画」として、事業を再掲してお示しします。

1 普及啓発・本人発信支援

【現状と課題】

認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めることは、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域をともに創っていくうえで必要です。

しかし、本人や周囲の認知症に対する否定的なイメージから、認知症であることを公言できなかつたり、早期の相談や受診をためらう場合がみられます。

認知症の人自身の経験や、できることを活かしていきいきと活動する姿を発信していくことは、認知症に対する画一的で否定的なイメージを塗り替え、多くの認知症の人が、社会の中で希望を持って生活するための大きな原動力となります。

また、本人がその力を発揮し、安心して自分らしい暮らしを続けていくためには、認知症の人本人の希望や意見を反映させた支援の仕組みをつくる必要があります。

北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果では、認知症に関する相談窓口の認知度は、3割強と少なく、一番身近な相談先である高齢者あんしんセンターの認知度も高いとは言えず、一層の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

- 認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症の人と家族が、自分らしさをもって住み慣れた地域の中で活躍している姿を発信していきます。
- 認知症カフェや、地域のサロン活動等の中から発せられた、認知症の人や家族の声を、認知症地域支援推進会議等へつなげていきます。
- 認知症サポーターおよび認知症支援ボランティアの育成を進め、社会全体で認知症について考え、ともに生きる社会をつくる機運を醸成します。
- 認知症の相談窓口を広く周知するため、北区版認知症ケアパス（北区認知症あんしんなび）を活用します。
- 認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。
（認知症ピアサポート活動支援）

事業内容	掲載ページ
<p>【重点】 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 認知症についての正しい知識を深め、認知症への備えや早期支援につなげるため、普及・啓発を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P55 参照
<p>【重点】 認知症サポーター養成講座の開催 認知症に関する正しい知識の普及と地域の応援者（サポーター）を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P55 参照
<p>【重点】 認知症支援ボランティアの活動支援 認知症サポーターが認知症についてより理解を深め、地域で活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。また、登録制度を設けて、活躍の場を広げます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P61 参照
<p>【新規】 認知症ピアサポート活動支援 認知症診断前後、心理面や生活面への早期からの支援として、認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p> <p>※認知症ピアサポート：認知症の人自身が、自らの体験に基づき、ほかの認知症の人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域交流を通じてお互いに支え合うことです。</p>	P61 参照
<p>北区版認知症ケアパスの更新・配布 認知症の進行にあわせた適切な医療・介護サービス等を受けることができるよう「北区版認知症ケアパス（北区認知症あんしんなび）」を適宜更新します。認知症の人やその家族、医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの活用を推進します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P58 参照

2 予防（備え）・社会参加

【現状と課題】

認知症であってもなくても、社会との継続的なつながりが必要です。また、地域や家庭の中で役割をもって活躍し続けることや、生涯にわたる健康づくりに取り組むことは、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする可能性が示唆されています（認知症予防）。社会の中で孤立せず、誰もが身近に通える社会参加・活躍の場を充実していくことが必要です。

なお、北区は「認知症施策推進大綱」と同様に、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことと考えます。

【施策の方向】

○社会参加のきっかけをつくるとともに、自発的な地域貢献活動が広がっていくよう、現在進めている介護予防事業との連携・融合を図ります。

○区内全域で認知症カフェを開催し、認知症の人や家族と地域住民が気軽に語り合う、地域の身近な交流の場としての機能を充実します。

事業内容	掲載ページ
<p>【重点】地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防につながる活動を行う自主グループの立上げを支援するとともに、通いの場づくりを推進していきます。 《長寿支援課》</p>	P77 参照
<p>【重点】認知症カフェの開催 地域の支え合いを進める交流・活動の場です。 認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による相談も実施しています。 《長寿支援課》</p>	P55 参照
<p>絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及 絵本読み聞かせ教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。 教室の卒業生は、シニアボランティアとして、保育園、小学校、児童館や老人ホームなどで絵本の読み聞かせを行い、地域で多世代共生型の社会貢献活動を展開しています。 《長寿支援課》</p>	P64 参照

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

【現状と課題】

診断前の違和感や、診断直後を含めたすべての期間を通じて、認知症の様態に応じた、認知症の人や家族の意思・価値観を尊重した適切な医療・介護の提供が求められています。そのためには、より早い時期からの継続的な支援のなかで、本人の意思やニーズを把握することが大切です。これまで、北区もの忘れ相談や、認知症カフェなど、身近な相談先の充実を図ると同時に、認知症初期集中支援事業を通じて、診断前の早期の段階からの支援を行ってきました。

今後はこれらに加え、本人のなじみの人や地域の関係者との連携を図りながら、地域の医療・介護・福祉等の多職種がそれぞれの機能を十分に発揮できるようなネットワークを構築していく必要があります。

【施策の方向】

- 早期支援につながる仕組みを強化するために、認知症初期集中支援事業のさらなる周知や、本人の意思を尊重した支援を充実させるほか、北区もの忘れ相談や認知症カフェにおいて、より身近で、気軽に相談を行うことのできる体制の充実を図ります。
- 軽度認知障害も含めた、認知機能低下のある人、認知症の人及び家族に対する早期支援が行えるよう、かかりつけ医、高齢者あんしんセンター、認知症疾患医療センター等の連携を進めていきます。
- 医療・介護・福祉等従事者の認知症対応力を向上し、多職種での連携を進めていくための研修を充実します。
- 認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の基盤をつくり、地域支援体制の強化を図ります。

事業内容	掲載ページ
<p>【重点】 認知症地域支援推進員の配置</p> <p>地域での認知症に関する支援を効果的に行うため、認知症地域支援推進員を各高齢者あんしんセンターに配置し、医療・介護・地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人とその家族を支援する相談等を行います。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P87 参照
<p>【重点】 認知症初期集中支援チームの配置</p> <p>医療・介護の専門職（医師、臨床心理士、看護師、作業療法士、介護福祉士）からなる初期集中支援チームを各高齢者あんしんセンターに配置します。認知症の人本人や家族等の相談を受けて、対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P89 参照

事業内容	掲載ページ
<p>【重点】 認知症カフェの開催 地域の支え合いを進める交流・活動の場です。認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による相談も実施しています。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P55 参照
<p>【重点】 認知症支援ボランティアの活動支援 認知症サポーターが認知症についてより理解を深め、地域で活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。また、登録制度を設けて、活躍の場を広げます。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P61 参照
<p>【新規】 チームオレンジの整備 認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、地域支援体制の強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p> <p>※空白の期間：認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。</p>	P62 参照
<p>北区もの忘れ相談事業 北区医師会との連携により、認知症の心配のある人や家族を対象に認知症カフェにおいて、もの忘れ相談を実施し、日常生活への助言や早期発見・早期支援を目指します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P89 参照
<p>認知症対応力向上に向けた支援 医療・介護・福祉等の従事者を対象に、認知症の人とその家族を地域で支えるために必要な資質の向上及び、多職種連携の推進を目的とした研修やネットワークづくりを図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P89 参照
<p>認知症家族介護者支援事業 介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象とした集いや、認知症のケアに関する講座を開催します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P59 参照
<p>認知症高齢者訪問相談事業 認知症の高齢者及び家族に対し、精神科医師等が訪問相談を行い、適切な治療やケアについての助言、認知症に関する知識の提供、医療機関への受診指導や紹介などを行います。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	P58 参照

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・認知症の人の権利

【現状と課題】

認知症の人の多くが、認知症になることで電車やバスを使つての移動や買い物、趣味活動の参加など、外出や交流の機会を減らしている実態があります。認知症にならなくても、高齢になると難しくなることが増え、人の手を借りる必要が出てきます。一方で、認知症であっても自分にできることを続けることで、周囲や地域に貢献している場面も多くあります。

商店や金融機関、地域活動の参加、就労など、生活の様々な領域で、認知症になつても利用しやすい、もしくは認知症の人本人が活躍できるような地域の仕組みづくりが求められています。

同時に、認知症の人の安全や権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進や、権利擁護のための相談体制等の充実が重要となっています。

若年性認知症は、就労継続や子育て等、高齢期の発症とは異なる生活上の問題があります。障害者総合支援法に基づく制度の活用を含め、支援や相談に的確に応じる必要があります。

【施策の方向】

- 認知症の人と家族のニーズや願いと、認知症サポーターを中心とした地域での具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の基盤をつくり、地域支援体制の強化を図ります。
- 生活の基盤を支える事業所・商店への、認知症の普及・啓発活動を通じて、認知症バリアフリーをすすめる機運を高めるとともに、各地域の実情に応じた連携支援を促進していきます。
- 講演会等を通じて若年性認知症に関する啓発を推進するとともに、必要な人に適切な相談や支援に応じる体制をつくっていきます。
- 地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や権利擁護等の取り組みを進めます。

事業内容	掲載ページ
<p>【新規】 チームオレンジの整備</p> <p>認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、地域支援体制の強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p> <p>※空白の期間：認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。</p>	P62 参照

事業内容	掲載ページ
<p>【重点】認知症サポート店の活動支援 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人に配慮した対応を心がける小売業・金融機関等を区に登録し、認知症ケアパス等で区民に広く周知します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P61 参照
<p>若年性認知症カフェの開催（若年性認知症啓発事業） 若年性認知症の人と家族、地域の人と交流し、情報交換や相談支援を行っています。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P59 参照
<p>若年性認知症訓練事業 軽度の若年性認知症の方の進行を遅らせることを目指し、専門のスタッフがグループで訓練を行います。</p> <p style="text-align: right;">《障害者福祉センター》</p>	P113 参照
<p>認知症地域支援推進会議 認知症とともに生きるまちづくりに向けて、北区医師会や認知症疾患医療センター、関係団体と認知症の早期診断・早期支援の仕組みづくりや、医療・介護を含む統合的な生活支援体制の構築等を検討します。</p> <p style="text-align: right;">《長寿支援課》</p>	P89 参照
<p>成年後見制度の利用促進 成年後見が必要な認知症の人等の増加を見据えて、成年後見制度の利用を促進します。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	P98 参照
<p>権利擁護センター「あんしん北」の機能充実 高齢化の進展等に伴い、今後さらに必要性が増す権利擁護に関する総合相談体制を充実していきます。</p> <p style="text-align: right;">《健康福祉課》</p>	P98 参照
<p>認知症高齢者等の緊急一時保護事業 区内の7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護します。</p> <p style="text-align: right;">《高齢福祉課》</p>	P100 参照

チームオレンジのイメージ図



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和3年3月）より一部改変

若年性認知症

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、若年性認知症とは、65歳未満で発症した場合を指します。発症年齢は平均51歳です。

社会で活躍し、家族の生活を支える世代であることが多いため、症状の進行によって家事、子の養育等の日常生活に支障が生じやすく、職を失うと経済的に困窮することがあります。親の介護が重なる場合は、さらに家族の負担が大きくなります。高齢期の発症に比べ、脳血管障害や頭部外傷など、原因が多様であることも特徴です。

わが国の若年性認知症有病率※は18歳～64歳人口10万人当たり50.9人とされており、北区では約110名の若年性認知症の人がいると考えられます。（令和3年2月現在）

※東京都健康長寿医療センター研究所調査報告（令和2年度）



計画の推進に向けて

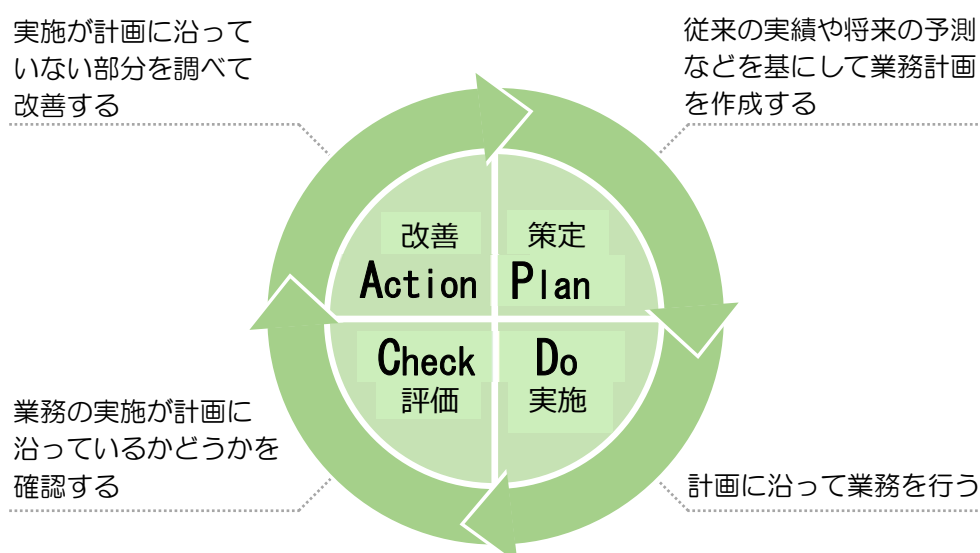
1 計画の総合的な推進体制

本計画は、行政だけでなく、区民や関係者などの協働のもとで推進していきます。区は福祉・保健・医療等の枠を超えた横断的な体制で施策や事業の推進にあたるとともに、町会・自治会や民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体、北区社会福祉協議会、社会福祉法人、民間サービス事業者、医療機関等の幅広い関係者・関係団体と連携して、区全体で北区版地域包括ケアシステムの深化を目指していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理はPDCAサイクルを活用して実施します。介護保険法の改正により、区市町村は、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに対する目標を設定し、その実績評価を行って結果を公表することとされています。この実績評価とともに、本計画の施策や事業の進捗状況について年度ごとに個別評価を行うことで、より良い高齢者施策の実現につなげていきます。

PDCAサイクルのイメージ



資 料 編

1 北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会

■設置要綱

東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会設置要綱

31北福高第1541号
令和元年7月22日区長決裁

(設置目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画とを一体的なものとする北区地域包括ケア推進計画(以下「計画」という。)を策定し、地域包括ケアシステムの充実を図るため、東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査し、検討する。

(1) 計画の策定に関し必要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、学識経験者2名、区内関係団体代表7名、公募委員3名及び行政機関職員8名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課及び同部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定された日限り、その効力を失う。

■北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会 委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属等
学識経験者	◎ 藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
	○ 八木 裕子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 准教授
区内関係団体	碓井 亘	医師会代表
	大場 庸助	歯科医師会代表
	卜部 吉文	介護予防事業者代表
	中島 記久子	地域包括支援センター代表
	大場 栄作	介護サービス事業者代表
	足立 賢一郎	民生委員・児童委員代表
	栗原 敏明	北区社会福祉協議会事務局長
区民代表	石坂 友美	公募
	藤沼 三郎	公募
	渡邊 千和世	公募
北区	峯崎 優二	北区健康福祉部長
	前田 秀雄	北区保健所長
	筒井 久子	北区政策経営部企画課長 令和2年3月31日まで
	倉林 巧	北区政策経営部企画課長 令和2年4月1日から
	飯窪 英一	北区健康福祉部健康福祉課長
	内山 義明	北区健康福祉部健康推進課長
	藤野 ユキ	北区健康福祉部地域医療連携推進担当課長
	酒井 史子	北区健康福祉部長寿支援課長 令和2年3月31日まで
	大石 喜之	北区健康福祉部長寿支援課長 令和2年4月1日から
栃尾 俊介	北区まちづくり部住宅課長	
事務局	岩田 直子	北区健康福祉部高齢福祉課長
	佐藤 秀雄	北区健康福祉部介護保険課長

◎ 委員長

○ 副委員長

2 北区地域包括ケア推進計画 検討経過

日付・内容	
令和元年	10月9日（水） 第1回策定検討委員会 ①高齢者福祉施策の現状と今後の方向性について ②北区の高齢福祉と次期介護保険事業計画の策定に係る方向性について ③北区地域包括ケア推進計画（令和3年度～令和5年度）策定に向けた方向性について ④北区地域包括ケア推進計画（令和3年度～令和5年度）策定のためのアンケート調査について ⑤今後の進め方及びスケジュールについて
	11月1日（金） 第2回策定検討委員会 ① 北区地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査について
令和2年	3月26日（木） 第3回策定検討委員会（中止、資料送付にて対応） ・日常生活圏域の見直しについて ・北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果報告書【抜粋版】
	6月29日（月） 第4回策定検討委員会 ①令和2年度計画策定スケジュールについて ②計画の体系（案）について
	9月3日（木） 第5回策定検討委員会 ①計画の基本的な考え方について ②計画全体の構成について ③公聴会の日程について
	11月9日（月） 第6回策定検討委員会 ①中間のまとめについて ②公聴会について
	12月1日（火）～令和3年1月8日（金） パブリックコメント 公聴会 12月 5日（土） 赤羽文化センター 12月 7日（月） 北とぴあ 12月 9日（水） 滝野川会館 12月 15日（火） 浮間ふれあい館（中止）
令和3年	1月25日（月） 第7回策定検討委員会（WEB会議） ①計画（案）について
	2月15日（月） 第8回策定検討委員会（WEB会議） ①計画（案）について
	3月 計画策定

計画策定における途中経過をまとめた「中間のまとめ」について、広く区民の皆さんのご意見を伺うためパブリックコメントと公聴会を実施しました。また、区内団体から意見の提出がありました。

●パブリックコメント

1. 意見提出期間 令和2年12月1日（火）～令和3年1月8日（金）
2. 周知方法 北区ニュース（12月1日号）、高齢福祉課、介護保険課、区政資料室、高齢者あんしんセンター、地域振興室、区立図書館、北区ホームページ
3. 意見提出者 提出者人数6人
（北区ホームページ4人、郵送1人、FAX1人）
4. 意見総数 30件

●公聴会

開催日時	場 所	参加者数
令和2年12月5日（土） 午後2時～3時30分	赤羽文化センター 第1視聴覚室	13名
令和2年12月7日（月） 午後6時30分～8時	北とぴあ ペガサスホール	7名
令和2年12月9日（水） 午後2時～3時30分	滝野川会館 小ホール	7名
令和2年12月15日（火） 午後6時30分～8時	浮間ふれあい館 第3ホールA・B	中止
参加者数合計		27名

●区内団体からの意見

計画策定にあたり、北区ケアマネジャーの会、北区リハビリネットワーク、北区訪問看護ステーション連絡協議会、北区地域密着型サービス事業者連絡会、北区通所サービス事業者連絡会等から意見・要望等を提出いただきました。

3 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことです。

【か行】

介護保険保険者努力支援交付金

介護予防、健康づくりに資する取り組みを支援するための交付金です。

介護予防事業

介護が必要とならないように、元気なうちから心身の衰えを予防・回復することを目的とした事業です。運動器の機能向上や栄養改善、口腔ケアなどを行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行う事業です。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

介護離職

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。

通いの場

身近な地域の中で歩いて通える範囲にあり、住民が主体となって運営しています。年齢や心身の状況などに関わらず、人と人がつながり、活動が広がる場となっています。取り組み内容も、体操、ボランティア、会食、趣味活動、多世代交流などさまざまです。

ケアプラン

介護サービス計画のことです。一般的には、要介護者などが介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況や生活環境、要介護者と家族の希望などを考慮し、利用するサービスの種類・内容などを定めます。計画に伴うサービスについての連絡・調整も含まれます。

ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うことです。

健康寿命

健康上の理由で、日常生活が制限されることなく、心身ともに自立して生活できる期間のことです。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

北区では地域包括支援センターを高齢者あんしんセンターと呼んでいます。

地域で暮らす高齢者を、医療・健康・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。①介護予防ケアマネジメント、②総合的な相談・支援、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護といった事業を行っています。現在、北区内に17か所あります。

高齢者虐待防止センター

高齢者虐待に関する相談を受けるとともに、高齢者虐待を予防するために、高齢者自身や介護する方を支援するために設置された区の窓口です。

コミュニティソーシャルワーカー

地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人を言います。制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進めます。

コミュニティビジネス

地域の課題を、地域の人材・施設・資金などを活かしながら、区民が主体となってビジネスの手法で解決していく取り組みのことです。活動を通じてコミュニティの再生を図るとともに、その利益は地域に還元していきます。

合計所得金額

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる）を差し引いた金額のことです。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいいます。また、非課税者においては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味します。

【さ行】

在宅サービス

介護などの福祉サービスを必要とする高齢者や障害者などを対象に、長年住み慣れた住まいや地域での生活を継続できるように提供されるサービスの総称です。訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）などがあります。

サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場です。

食育

生涯を通じて、一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に対する知識と判断力を身につけるための学習のことです。

新型栄養失調予防

おもに肉類などの動物性たんぱく質の摂取不足が原因で栄養が不足し老化を早めている状態を、現代の栄養失調として、新型栄養失調と呼んでいます。新型栄養失調になると、身体の老化が進みやすくなるだけでなく、肺炎や脳出血、心臓病、骨折等のリスクが高まるとされ、要介護状態につながる恐れもあります。食事量が減り、身体に必要なエネルギーや栄養が不足している状態を「低栄養」といいますが、食事量は維持していても食事内容が偏っていると必要な栄養が不足してしまうため、肉、卵、牛乳などの動物性たんぱく質を多く含む食品を中心に、いろいろな食品をまんべんなく食べることを推奨しています。

生活援助員

介護保険の要支援の方への掃除や洗濯などの訪問サービスに従事する資格を、区の研修を修了することで取得することができます。その研修修了者のことをいいます。

生活支援コーディネーター

各高齢者あんしんセンターに配置し、北区全体のコーディネートを担当する生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置して、地域資源情報の把握、情報の見える化、区内のサービス開発、地域ネットワークの構築などに取り組み、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職のことです

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった人のために、社会生活を支援する人（成年後見人）を家庭裁判所で定めることで本人の権利を守り、安心して生活を送れるように支援する制度です。

摂食えん下

食物が認知され、口腔、咽頭、食道を経て胃に至るまでのすべての過程をいいます。摂食・嚥下障害とは、この一連の動作に障害があることです。

【た行】

ダブルケア

近年の晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受け、育児と介護の二つのケアを同時に担うことです。

団塊の世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））生まれの世代のことです。

地域医療構想

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものです。

地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のことです。

地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活できるように、在宅、施設を通じた地域における包括的・継続的なケア体制を構築するために、医療機関・介護サービス事業者などの関係機関の相互連携を図る目的で開催される会議です。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのことです。

地域包括ケア連絡会

区内の各高齢者あんしんセンターの総合相談・連絡調整機能を高め、医療・保健・福祉・介護等の社会資源ネットワークの構築を目指すために設置した会議です。年1回の全体会と、各高齢者あんしんセンターごとに担当地域内でのさまざまな分野の関係者が連携した仕組みづくりを行うための連絡会を開催しています。

地域包括支援センター

⇒高齢者あんしんセンター

地域密着型サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしながら介護が受けられるように、区市町村が主体となって地域の实情に応じて提供されるサービスです。利用者は原則としてその区市町村の住民に限られます。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などがあります。

超高齢社会

WHO（世界保健機構）などの定義によれば、高齢化率が7%を超すと高齢化社会、14%を超すと高齢社会、21%を超すと超高齢社会と言います。

チームオレンジ

認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

【な行】

日常生活圏域

高齢者がより身近な地域で相談や必要なサービスを受けることができるように設定された地域区分のことです。北区では区内を地域振興室の区域に合わせた19の日常生活圏域に分けています。

認知症カフェ（オレンジカフェ きたい～な）

認知症になっても住み慣れた地域の中で生活を送ることができるよう、地域の支え合いを進める交流・活動の場です。認知症の方やその介護者だけでなく、地域の方など誰でも気軽に参加できます。専門スタッフによる認知症についての相談も受け付けています。

認知症ケアパス（北区認知症あんしんなび）

認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けるために、認知症の進行にあわせて区で受けられるさまざまなサービスや、認知症に関する情報をまとめた冊子です。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した方のことです。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動します。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職からなる、認知症の人やその家族に早期に関わる多職種チームです。認知症の本人や家族等の相談を受けて訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。

【は行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことです。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来します。

避難行動要支援者

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして定められた人のことです。

フレイル

加齢によって筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態のことで、健康な状態と介護が必要な状態の中間の虚弱の状態のことです。適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であるとされています。フレイルを予防するには、低栄養の予防、体力の維持、社会参加そして口腔機能の向上に取り組むことが有効です。

訪問看護ステーション

自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関です。かかりつけ医の指示によって看護師等が自宅を訪問し、医療的処置・管理等を行う他、療養上の相談にのるなど在宅療養を支援します。

保険者機能強化推進交付金

PDCAサイクルによる取り組みの一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する新たな交付金が創設されました。

【や行】

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことです。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、文化などの違いとは関係なく、誰もが利用しやすい施設・製品・情報などのデザインのことで、誰にでも安全で使いやすいように配慮されたエレベーター、障害者や外国人でもわかりやすい絵による案内（ピクトグラム）などがあります。

北区地域包括ケア推進計画

北区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

刊行物登録番号 2-1-156

発行年月

令和3年3月

発行

北区 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-1158 (高齢福祉課)

03-3908-1286 (介護保険課)

